

大淀川水系河川整備計画(変更原案)

令和 8年 10月

国土交通省九州地方整備局
宮崎県
鹿児島県

大淀川水系河川整備計画(変更案)

目 次

1. 大淀川の概要.....	1
1.1 流域及び河川の概要.....	1
1.1.1 流域の概要.....	1
1.1.2 地形・地質.....	2
1.1.3 気候・気象.....	4
1.1.4 自然環境.....	5
1.1.5 歴史・文化.....	8
1.1.6 土地利用.....	13
1.1.7 人口.....	14
1.1.8 産業.....	15
1.2 治水の沿革.....	16
1.2.1 水害の発生状況.....	16
1.2.2 治水事業の沿革.....	31
1.3 利水の沿革.....	34
1.4 河川環境の沿革.....	36
2. 大淀川の現状と課題.....	37
2.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項.....	37
2.1.1 洪水対策.....	37
2.1.2 堤防の安全性.....	39
2.1.3 内水対策.....	40
2.1.4 高潮、地震・津波対策.....	43
2.1.5 施設の能力を上回る洪水等への対応.....	44
2.1.6 既設ダムの有効活用.....	44
2.1.7 気候変動への適応.....	45
2.1.8 河道の維持管理.....	45
2.1.9 総合的な土砂管理.....	46
2.1.10 河川管理施設の維持管理.....	46
2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項.....	49
2.2.1 水利用.....	49
2.2.2 渇水時等の対応.....	54
2.3 河川環境の整備と保全に関する事項.....	55
2.3.1 多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出.....	55
2.3.2 水質の保全.....	72
2.3.3 良好な景観の維持・形成.....	75
2.3.4 人と河川の豊かなふれあいの場の確保.....	76

3. 河川整備計画の対象区間及び期間.....	80
3.1 計画の対象区間.....	80
3.2 河川整備計画の対象期間.....	90
4. 河川整備計画の目標に関する事項.....	91
4.1 河川整備の基本理念.....	91
4.2 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項.....	92
4.2.1 洪水対策.....	93
4.2.2 内水対策.....	97
4.2.3 高潮、地震・津波対策.....	97
4.2.4 施設の能力を上回る洪水を想定した対策.....	97
4.2.5 気候変動への対応.....	97
4.3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項.....	98
4.4 河川環境の整備と保全に関する事項.....	99
4.4.1 多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出.....	99
4.4.2 水質の保全.....	107
4.4.3 良好な景観の維持・形成.....	107
4.4.4 人と河川の豊かなふれあいの場の確保.....	107
5. 河川の整備の実施に関する事項.....	108
5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の 施行により設置される河川管理施設の機能の概要.....	108
5.1.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項...	108
5.1.2 河川環境の整備と保全に関する事項.....	123
5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所.....	131
5.2.1 大淀川水系の特徴を踏まえた維持管理の事項.....	131
5.2.2 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項...	132
5.2.3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項.....	144
5.2.4 河川環境の整備と保全に関する事項.....	145
6. その他河川整備を総合的に行うために留意すべき事項.....	149

1. 大淀川の概要
1.1 流域及び河川の概要

1. 大淀川の概要

1.1 流域及び河川の概要

1.1.1 流域の概要

大淀川は、その源を鹿児島県曾於市中岳に発し、北流して都城盆地に出て、霧島山系等から湧き出る豊富な地下水を水源とする数多くの支川を合わせつつ狭窄部に入り、岩瀬川等を合わせ東に転流して宮崎市高岡町に出て、最大の支川本庄川と合流し宮崎平野を貫流しながら日向灘に注いでいる流域面積 2,230km²、幹川流路延長 107km に及ぶ九州屈指の河川です。

その流域は、宮崎県の南西部に位置し、鹿児島、熊本、宮崎の3県にまたがり、6市6町1村が含まれ、社会、経済、文化の基盤をなしているとともに、流域の一部が霧島錦江湾国立公園、九州中央山地国定公園の指定を受けるなど自然環境や景観も特に優れていることから、本水系に対する治水・利水・環境についての意義は極めて大きいものとなっています。

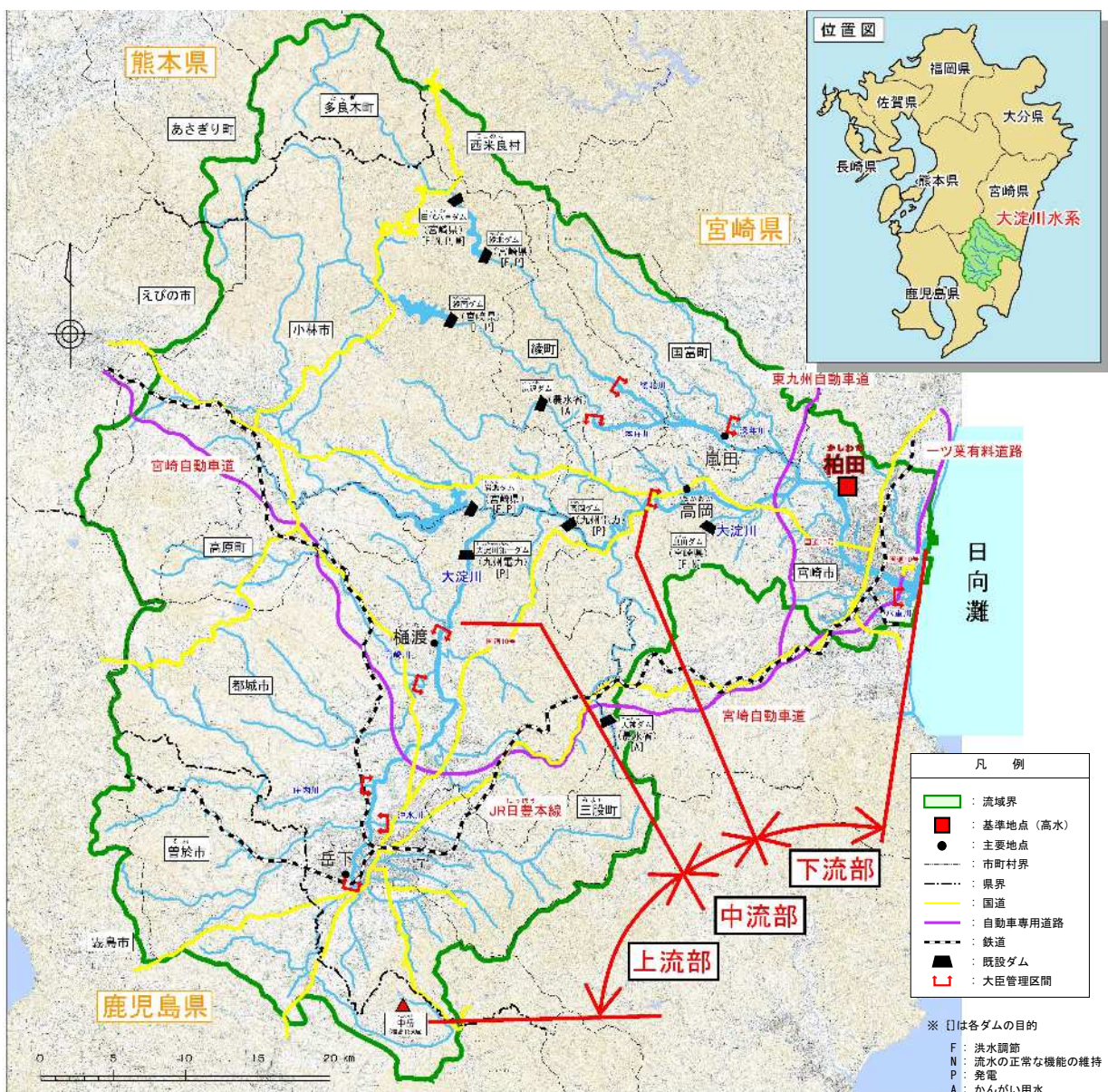


図 1.1.1 大淀川水系流域図

1. 大淀川の概要

1.1 流域及び河川の概要

表 1.1.1 大淀川水系流域諸元表

幹川 流路延長 (km)	流域面積 (km ²)	流域内 人口	想定氾濫区域内			流域内の主な都市と人口 (令和2年(2020年)10月時点)
			面積 (km ²)	人口	人口密度 (人/km ²)	
107	2,230	約60万人	89	約15万人	約1,656	宮崎市 401,339人 都城市 160,640人 国富町 18,398人 綾町 6,934人

- 注1) 109ある一級河川のうち、流路延長は第46位、流域面積は第27位。
 注2) 流域内人口、想定氾濫区域内の数値は、第10回河川現況調査(最新調査時点：平成22年(2010年))によるもの。
 注3) 流域内の主な都市と人口は、大淀川本川及び最大支川の本庄川沿川の市町を記載しています。値は「国勢調査報告(令和2年(2020年))」によるもの。

1.1.2 地形・地質

(1) 地形

大淀川流域は東西約55km、南北約70kmで、やや不規則な扇状を呈し、日向山地と^{わにつか}鰐塚山地に挟まれた中流狭窄部とその上流域と下流域に分けられます。都城市を中心とした上流域の盆地は鰐塚山地と霧島火山部との間にあり、盆地内にはかなり広い段丘と^{ちゅうせき}沖積地とが発達しています。大淀川は、その盆地内を流れる諸支川を合流して北流し、日向山地と^{ひゅうが}鰐塚山地とがせばまる山間地に入り、高岡付近において宮崎平野に入ります。

下流域は広い沖積平野を形成し、宮崎平野の主要部を成しており、北西から流下する本庄川を合流し、日向灘に注いでいます。



図 1.1.2 大淀川流域立体イメージ図

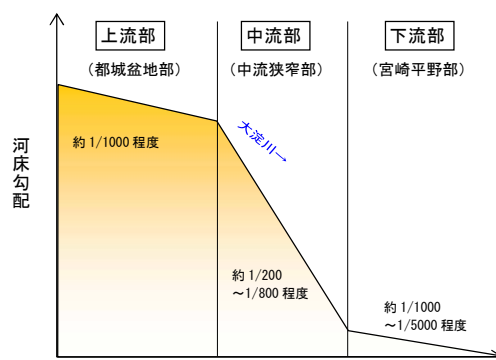


図 1.1.3 大淀川河床勾配イメージ

1. 大淀川の概要

1.1 流域及び河川の概要

(2) 地質

大淀川流域の地質は、源流部では中生代の^{しまんと}四万十累層群が400m内外の山地を形成していますが、都城盆地は第三紀から第四紀にかけて霧島火山群が噴火した際に陥没して形成されたと言われ、その盆地底には沖積層が発達していますが、大部分は厚い火山灰で覆われ、この地域でシラスと呼ばれる軽石の粉末、安山岩の破片、礫等からなる地層を成しています。この盆地に流入する諸支川及び岩瀬川はいずれも火山灰地帯を流れ、河岸に沿って狭長な沖積層が見られ、宮崎市高岡町から下流にいたっては第三紀層がみられ、各所に火山灰を被っています。

一方、本庄川の^{あやきた}綾北川合流点より上流及び綾北川は、中生代の四万十累層群からなる険しい山岳の間を流れ、両川の合流点から下流に至り平地に出ています。図1.1.4でも明らかな様に、都城市付近のほか、広い範囲にわたりシラス層が分布しています。

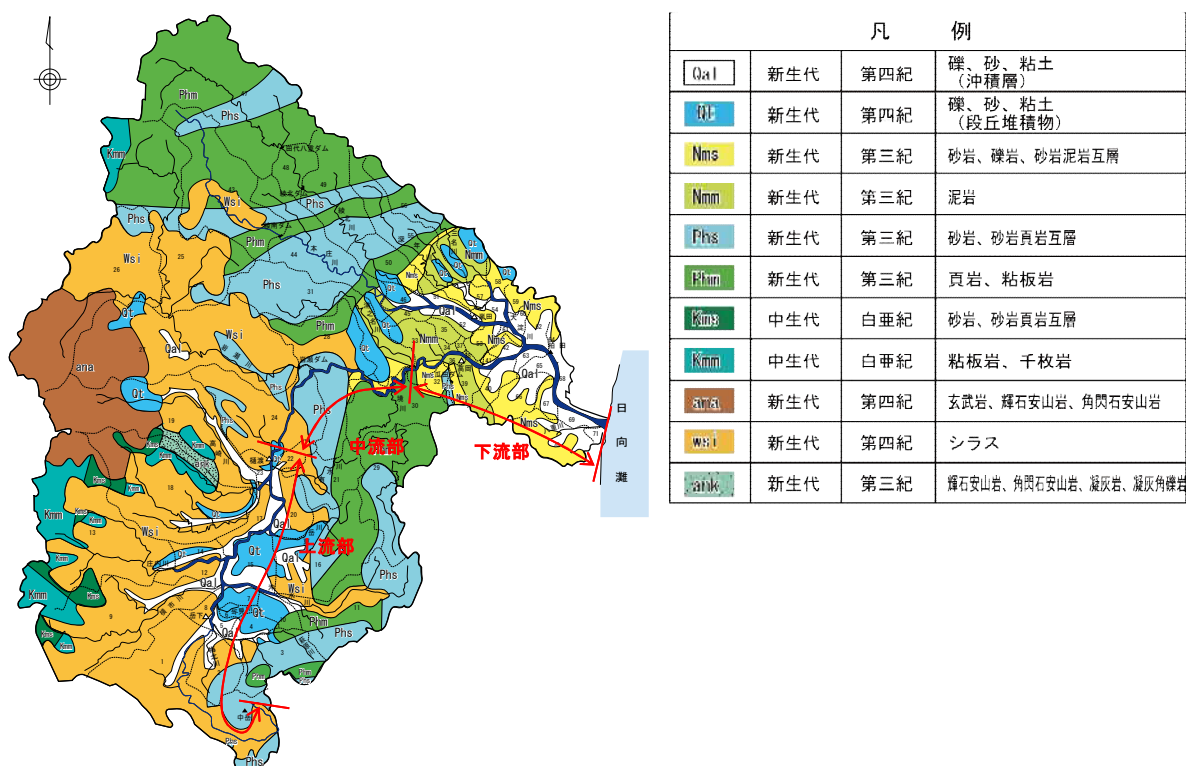


図 1.1.4 大淀川流域地質図

1. 大淀川の概要

1.1 流域及び河川の概要

1.1.3 気候・気象

大淀川流域の気候は下流域が南海型気候、上流域（本庄川流域含）が山地型気候に属し、海岸地方では年平均気温が 18℃程度であって、日本で最も温暖な地帯に属しています。しかし、山沿いの地方では年平均気温が 16℃程度となり、霧島山系のえびの高原では冬季の最低気温が氷点下 20℃以下に下がることもあります。

大淀川流域年平均降水量は 3,000 mm程度であり、鰐塚山地や日向山地等は 3,500 mmを超える多雨地域となっています。月別では 6 月～7 月頃の梅雨期及び 8 月～9 月頃の台風期に集中しており、特に台風が本流域に与える影響は大きく、既往の大規模な洪水のほとんどが台風によるものです。

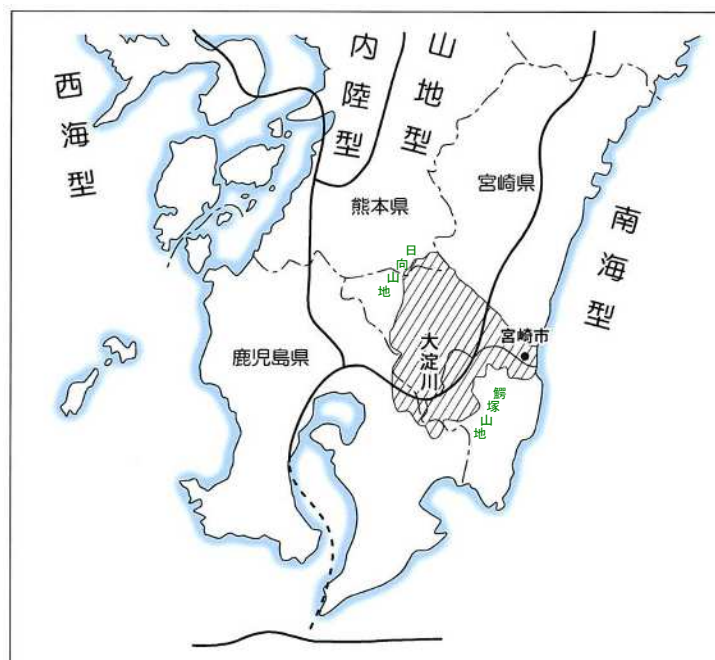


図 1.1.5 気候区分図

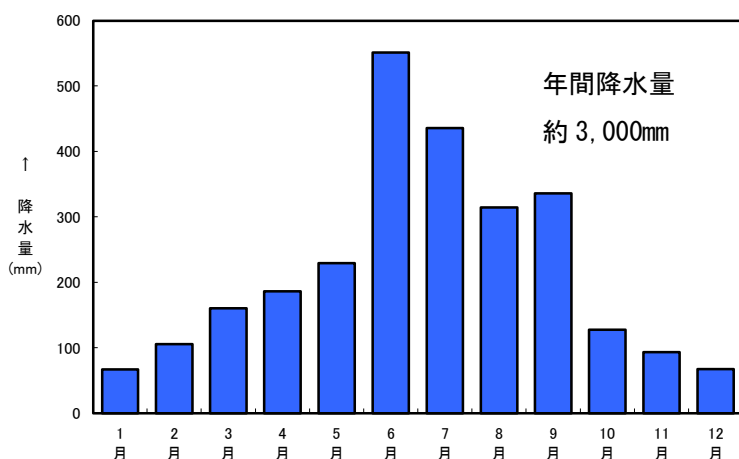


図 1.1.6 流域平均月別降水量

(平成 2 年 (1990 年) ～令和 4 年 (2022 年) の平均)

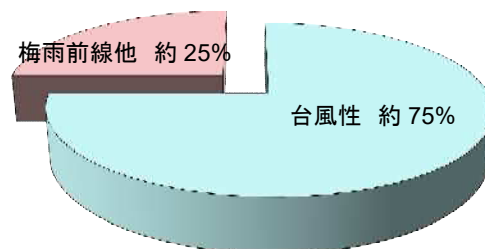


図 1.1.7 大規模出水の洪水要因

(柏田地点実績流量(昭和 36 年 (1961 年) ～令和 4 年 (2022 年)) の上位計 20 洪水)

1. 大淀川の概要

1.1 流域及び河川の概要

1.1.4 自然環境

大淀川の流域には、気候風土に順応した多種多様な環境が形成され、それにともなう動植物も多数生息しています。

源流から都城盆地に至る上流部は、ほとんどがシラスによって形成された谷底平野が広がる市街地と田園地帯を緩やかに流下します。河床は砂礫層から成り、瀬には絶滅危惧種のオオヨドシマドジョウ、ヨシノボリ類、オイカワ、淵にはコイ等が生息・繁殖しています。自然裸地（礫河原）にはイカルチドリが生息・繁殖しています。河畔林及び自然河岸にはカワセミや絶滅危惧種のヤマセミが生息しており、メダケ等の竹林はサギ類の集団ねぐらとなっています。高水敷のオギ群落等の草地には、ギンイチモンジセセリ等の陸上昆虫類やカヤネズミ等が生息・繁殖し、ゴマクサ等の明るい湿地環境を好む植物も生育しています。

日向山地と鰐塚山地に挟まれた山間狭窄部の中流部は、自然林と人工林が混在する険しい地形の中を瀬と淵を交互に形成しながら流下します。河岸は広葉樹林や竹林等の河畔林が形成されています。瀬にはアユ、淵にはカワアナゴ等、礫河原にはカジカガエル等が生息・繁殖しています。河岸の河畔林にはコゲラ等が生息しています。

最大支川の本庄川流域は、四万十累層群に覆われた急峻な地形を有し、国内でも貴重な照葉樹林帯の中を流れており、九州屈指の清流となっています。平野部に入ると大きく蛇行し、瀬や淵が交互に見られ、瀬にはアユの産卵場が多数存在しています。広い低水敷に形成されたワンド・たまり等には、ササバモや絶滅危惧種のミズキンバイ等の水生植物が生育し、絶滅危惧種のミナミメダカ等の魚類にとって良好な生息・繁殖環境を創出しています。竹林は、サギ類の集団ねぐらとなっており、ヤナギ林周辺では、コムラサキが生息・繁殖しています。

宮崎平野が広がる下流部の山付き区間は、絶滅危惧種のガンゼキラン等の希少な植物も生育するスダジイ等の照葉樹林の中を流れ、宮崎平野に入った後は瀬や淵を交互に形成しながら流下しています。瀬にはアユの産卵場が多数存在し、淵や流れが穏やかなワンド・たまりにはカワアナゴ等の魚類が生息・繁殖しています。自然裸地（礫河原）にはイカルチドリが生息・繁殖しています。堤防法面や高水敷には低・中茎草地のミヤコグサを食草とする絶滅危惧種のシルビアシジミが生息・繁殖し、ヨシ原にはカヤネズミが生息・繁殖しています。汽水域のワンド・たまり等の水際には、ウマスゲやタコノアシ等が生育し、水量が豊富なことからスズキがアユを追って中流湛水域まで遡上し、そのスズキやアユなどを捕獲する伝統漁法も現存しています。タブノキ等の河畔林で囲まれた丸島まるしまと呼ばれる中州では、クロサギ等のサギ類やミサゴ等多くの鳥類が生息しています。河口域の砂泥地には絶滅危惧種のハクセンシオマネキ、ベンケイガニ等の底生動物が生息・繁殖し、砂泥底には絶滅危惧種のクボハゼをはじめとしたハゼ類も多く生息・繁殖しています。さらに、多くの稚魚の生息場所となるコアマモ群落が分布し、その周辺には国内固有種で、宮崎県のほか一部の地域でしか確認されていない絶滅危惧種のアカメが生息・繁殖しています。河口周辺の砂浜では絶滅危惧種のアカウミガメの産卵が見られ、河口砂州は絶滅危惧種のコアジサシの集団繁殖地となっています。

また、このように大淀川流域は、自然環境に恵まれた地域が多いことから、図 1.1.8 及び表 1.1.2 に示すように国立・国定公園や県立自然公園が指定されています。

1. 大淀川の概要

1.1 流域及び河川の概要



図 1.1.8 大淀川流域区分と自然公園位置図

表 1.1.2 大淀川流域内自然公園一覧

種別	公園名	流域内 関係市町村	指定年月日	備考
国定公園	霧島錦江湾国立公園	えびの市、小林市 都城市、高原町	S 9. 3. 16 特別保護地区 S42. 3. 23	20座の集成火山、暖帯多雨林ミヤマキリシマの大群落。
	九州中央山地国立公園	小林市、綾町 西米良村	S57. 5. 15	原生林のすぐれた自然景観と豊かな動植物、歴史的文化財資源に富む。
県立自然公園	母智丘・関之尾県立自然公園	都城市	S33. 9. 1 特別地域 S46. 2. 5	滝と甌穴、桜並木
	わにか県立自然公園	宮崎市、都城市 三股町	S36. 3. 31 拡張の特別地域 S41. 12. 24	山頂展望、溪谷、滝

注) 特別保護地区・・・環境大臣が国立公園について、都道府県知事が国定公園について、その景観を維持するため、とくに必要があるとして、公園計画に基づいて特別地域内に指定した地区
 特別地域・・・環境大臣が国立公園について、都道府県知事が国定公園について、その風致を維持するため、公園計画（国立公園又は国定公園の保護又は利用のための規制又は施設に関する計画で環境大臣が決定するもの）に基づいて、その区域（海面を除く）内に指定した区域

1. 大淀川の概要

1.1 流域及び河川の概要



◀ 源流部(鹿児島県曾於市中岳)
スギ・ヒノキ等の人工林で覆われた源流部。

上流部 ▶
周辺の山々に囲まれて上流域を形成している都城盆地。



◀ 中流部
都城盆地と宮崎平野の間に位置し、日向山地と鰐塚山地に挟まれた中流域狭窄部。

下流部 ▶
沖積平野と洪積台地からなる、都市化の集中する下流域宮崎市街部。



1. 大淀川の概要
1.1 流域及び河川の概要

1.1.5 歴史・文化

大淀川流域には歴史的に重要な文化財・史跡が多く、表 1.1.3 に示すとおり国指定で 27 件、県指定で 79 件もの文化財が存在します。

表 1.1.3 (1) 大淀川流域内文化財一覧表

(1) 国指定

番号	種別	名 称	所 在 地	指定年月日
1	重 文	木造薬師如来及び両脇侍像（三軀）	宮崎市（王楽寺）	S19. 9. 5
2	重 文	木造阿弥陀如来及び両脇侍像（三軀）	国富町（万福寺）	S19. 9. 5
3	重 文	旧 黒 木 家 住 宅	宮崎市（県総合博物館）	S48. 2. 23
4	重 文	旧 藤 田 家 住 宅	宮崎市（県総合博物館）	S48. 2. 23
5	重 文	興 玉 神 社 内 神 殿	都城市（興玉神社）	S58. 6. 2
6	重 文	紺糸威紫白肩裾胴丸大袖付	都城市（都城歴史資料館）	H 6. 6. 28
7	重 文	朝 鮮 国 書	都城市（都城島津邸）	H27. 9. 4
8	重 文	木 造 神 王 面	宮崎市（生目神社）	H30. 10. 31
9	重 文	下北方五号地下式横穴墓出土品	宮崎市（宮崎市生目の杜遊古館）	R 2. 9. 30
10	重有	日 向 の 山 村 生 産 用 具	宮崎市（県総合博物館）	H 5. 4. 15
11	重無	山 之 口 の 文 弥 人 形	都城市（藤文弥節人形浄瑠璃資料館）	H 7. 12. 26
12	重無	高 原 の 神 舞	高原町	H22. 3. 11
13	史 跡	本 庄 古 墳 群	国富町	S 9. 8. 9
14	史 跡	今 町 一 里 塚	都城市	S10. 12. 24
15	史 跡	生 目 古 墳 群	宮崎市	S18. 9. 8
16	史 跡	蓮 ヶ 池 横 穴 群	宮崎市	S46. 7. 17
17	史 跡	大 島 畠 田 遺 跡	都城市	H14. 3. 19
18	史 跡	穆 佐 城 跡	宮崎市	H14. 3. 19
19	天	狭 野 ス ギ 並 木	高原町（狭野神社）	T13. 12. 9
20	天	関 之 尾 の 甕 穴	都城市関之尾町	S 3. 2. 18
21	天	高 岡 の 月 知 梅	宮崎市	S10. 12. 24
22	天	去 川 の イ チ ョ ウ	宮崎市	S10. 12. 24
23	天	宮 崎 神 宮 の オ オ シ ラ フ ジ	宮崎市（宮崎神宮）	S26. 6. 9
24	天	瓜生野八幡神社のクスノキ群	宮崎市（瓜生野八幡神社）	S26. 6. 9
25	天	エヒメアヤメ自生南限地帯	小林市	S43. 6. 14
26	天	甕 岳 針 葉 樹 林	えびの市	S44. 8. 22
27	天	竹 野 の ホ ル ト ノ キ	綾町	S52. 2. 17

(2) 県指定

番号	種別	名 称	所在地	指定年月日
1	重 文	木 造 弘 法 大 師 坐 像	熊本県多良木町槻木	S44. 3. 20
2	重 文	神 面	熊本県多良木町槻木	S44. 3. 20
3	有 文	木造阿弥陀如来座像（一軀）	宮崎市（県総合博物館）	S40. 8. 17
4	有 文	木造薬師如来及び両脇侍像（三軀）	国富町（法華嶽薬師寺）	S40. 8. 17
5	有 文	須 弥 壇（一基）	国富町（法華嶽薬師寺）	S40. 8. 17
6	有 文	朱 塗 丸 盆（四枚）	都城市	S40. 8. 17
7	有 文	六 地 蔵 幢	小林市	S40. 8. 17
8	有 文	木造阿弥陀如来座像（一軀）	綾町（川中神社）	S46. 6. 11
9	有 文	米良の民家 旧黒木幸見家住宅	宮崎市（県総合博物館）	S52. 4. 1
10	有 文	椎 葉 の 民 家	宮崎市（県総合博物館）	S52. 4. 1
11	有 文	土 持 文 書	宮崎市（県総合博物館）	S58. 1. 21
12	有 文	東 霧 島 の 梵 鐘	都城市（東霧島神社）	S60. 12. 17
13	有 文	木造薬師如来座像（一軀）	国富町	S61. 3. 25
14	有 文	木造聖観音菩薩座像（一軀）	国富町	S61. 3. 25

(凡例) 重文：重要文化財 重有：重要有形民俗文化財 無民：無形民俗文化財
重無：重要無形民俗文化財 重：重要無形文化財 有文：有形文化財
天：天然記念物
出典) みやざき文化財情報（宮崎県教育庁文化財課 2024 年 12 月時点）

1. 大淀川の概要
1.1 流域及び河川の概要

表 1.1.3 (2) 大淀川流域内文化財一覧表

(2) 県指定

番号	種別	名 称	所 在 地	指定年月日
15	有文	男神像及び女神像 (四 軀)	都城市美川町 (千足神社)	S34. 7. 10
16	有文	兼 喜 神 社 社 殿	都城市都島町	H 6. 11. 28
17	有文	野 辺 文 書	都城市 (本村家)	H11. 3. 31
18	有文	妙 円 寺 跡 石 塔 群	宮崎市 (本勝寺)	H15. 11. 16
19	有文	金 剛 寺 文 書	宮崎市 (みやざき歴史文化館)	H18. 3. 23
20	有文	伊 東 祐 青 奉 納 墨 書 天 井 画	国富町 (法華嶽薬師寺)	H29. 8. 28
21	有文	旧 二 見 家 住 宅	宮崎市高岡町	H30. 2. 26
22	有文	銅 鰐 口	宮崎市 (県総合博物館)	H30. 9. 10
23	有文	都 城 島 津 家 伝 来 史 料	都城市 (都城島津邸)	R 4. 2. 24
24	無民	輪 太 鼓 踊	小林市	S37. 5. 15
25	無民	バ ラ 太 鼓 踊	国富町	S37. 5. 15
26	無民	熊 襲 踊	都城市	S47. 9. 26
27	無民	山 之 口 弥 五 郎 ど ん ま つ り	都城市	H 2. 3. 27
28	無民	高 木 の 揚 げ 馬	都城市	H 6. 3. 25
29	無民	花 木 あ げ 馬	都城市	H 6. 3. 25
30	無民	穂 満 坊 あ げ 馬	都城市	H 6. 3. 25
31	無民	末 吉 住 吉 神 社 の 流 鏑 馬	鹿児島県曾於市末吉町二之方	S56. 3. 27
32	無民	末 吉 町 熊 野 神 社 の 鬼 追 い	鹿児島県曾於市末吉町深川	H 6. 3. 16
33	無民	生 目 神 楽	宮崎市	R 4. 9. 8
34	史跡	去 川 の 関 跡	宮崎市	S 8. 12. 5
35	史跡	刀 工 田 中 国 広 宅 跡	綾町	S 8. 12. 5
36	史跡	本 庄 の 石 仏	国富町	S 8. 12. 5
37	史跡	谷 村 計 介 旧 宅 跡	宮崎市	S 8. 12. 5
38	史跡	何 欽 吉 の 墓	都城市	S 9. 4. 19
39	史跡	伊 東 塚	小林市	S 9. 4. 17
40	史跡	祝 吉 御 所 跡	都城市	S 9. 4. 17
41	史跡	池 の 原 一 里 塚	小林市	S11. 7. 17
42	史跡	漆 野 原 一 里 塚	小林市	S11. 7. 17
43	史跡	石 器 時 代 住 居 跡 尾 平 野 洞 窟	都城市	S32. 12. 15
44	史跡	東 麓 石 窟 仏	小林市	S32. 12. 15
45	史跡	本 田 遺 跡	小林市	S51. 3. 26
46	史跡	赤 江 町 古 墳	宮崎市	S 8. 12. 5
47	史跡	野 尻 町 古 墳	小林市	S 8. 12. 5
48	史跡	綾 町 古 墳	綾町	S 8. 12. 5
49	史跡	倉 岡 村 古 墳	宮崎市	S 8. 12. 5
50	史跡	都 城 市 古 墳	都城市	S 9. 4. 17
51	史跡	志 和 池 村 古 墳	都城市	S 9. 4. 17
52	史跡	須 木 村 古 墳	小林市	S 9. 4. 17
53	史跡	八 代 村 古 墳	国富町	S 9. 4. 17
54	史跡	高 城 町 古 墳	都城市	S10. 7. 2
55	史跡	都 城 市 沖 水 古 墳	都城市	S11. 7. 17
56	史跡	山 之 口 村 古 墳	都城市	S11. 7. 17
57	史跡	木 脇 村 古 墳	国富町	S11. 7. 17

(凡例) 重文：重要文化財 重有：重要有形民俗文化財 無民：無形民俗文化財
重無：重要無形民俗文化財 重：重要無形文化財 有文：有形文化財
天：天然記念物
出典) みやざき文化財情報 (宮崎県教育庁文化財課 2024 年 12 月時点)

1. 大淀川の概要
1.1 流域及び河川の概要

表 1.1.3 (3) 大淀川流域内文化財一覧表

(2) 県指定

番号	種別	名 称	所 在 地	指定年月日
58	史 跡	宮 崎 市 大 淀 古 墳	宮崎市	S12. 7. 2
59	史 跡	木 花 村 古 墳	宮崎市	S12. 7. 2
60	史 跡	住 吉 村 古 墳	宮崎市	S14. 1. 27
61	史 跡	本 庄 町 古 墳	国富町	S14. 1. 27
62	史 跡	小 林 町 古 墳	小林市	S14. 1. 27
63	史 跡	宮 崎 市 下 北 方 古 墳	宮崎市	S14. 4. 21
64	史 跡	高 岡 町 古 墳	宮崎市	S17. 6. 23
65	史 跡	高 崎 町 古 墳	都城市	S17. 6. 23
66	史 跡	生 目 村 古 墳	宮崎市	S19. 12. 15
67	史 跡	高 原 町 古 墳	高原町	S19. 12. 15
68	史 跡	瓜 生 野 村 古 墳	宮崎市	S19. 12. 15
69	史 跡	池 内 横 穴	宮崎市	S47. 5. 26
70	史 跡	船 塚 古 墳	宮崎市	S52. 4. 1
71	史 跡	東 二 原 地 下 式 横 穴 墓 群	小林市	H27. 9. 7
72	名 勝	須 木 の 滝	小林市	S 8. 12. 5
73	天	大 師 の コ ウ ヤ マ キ	熊本県多良木町槻木	S44. 3. 20
74	天	溝 ノ 口 洞 穴	鹿児島県曾於市財部町	S30. 1. 4
75	天	森 永 の 化 石 群	国富町	S12. 7. 2
76	天	山 田 の イ チ ョ ウ	都城市	S14. 1. 27
77	天	アカウミガメ及びその産卵地	宮崎市(延岡市, 日南市)	S55. 6. 24
78	天	綾 の イ チ イ ガ シ	綾町	S60. 1. 4
79	天	天 林 寺 の オ ハ ツ キ イ チ ョ ウ	宮崎市(天林寺境内)	S60. 12. 17

(凡例) 重文：重要文化財 重有：重要有形民俗文化財 無民：無形民俗文化財
重無：重要無形民俗文化財 重：重要無形文化財 有文：有形文化財
天：天然記念物

出典) みやざき文化財情報 (宮崎県教育庁文化財課 2024 年 12 月時点)



高岡町去川の大イチョウ (国指定天然記念物)

樹齢 800 年、幹周約 10m、高さ約 41m の古木で、島津家初代忠久公が薩摩街道のこの地に植えたといわれている。

1. 大淀川の概要

1.1 流域及び河川の概要



興玉神社内神殿（国指定重要文化財）

宮崎県最古の建造物であり、その様式は、禅宗様（唐様）といい、禅宗とともに寺院建築の新様式として、中国大陆から鎌倉時代に伝来し、日本全土に広がっている。



蓮ヶ池横穴群（国指定史跡）

市街北方の国道 10 号沿い、小池の散在する丘陵地の斜面にある。6, 7 世紀ごろの築造と見られる横穴古墳が、現在 82 基確認されており、この地方の古代を知るうえでの貴重な史料となっている。

1. 大淀川の概要
1.1 流域及び河川の概要



注）番号は、表 1.1.3 大淀川流域内文化財一覧表（国指定）中の番号を示します。

図 1.1.9 大淀川流域内国指定文化財位置図

1. 大淀川の概要
 1.1 流域及び河川の概要

1.1.6 土地利用

大淀川流域の土地利用は、森林が全体の約 68%を占め、田・畑等の耕地が約 21%、宅地等市街地が約 11%の割合になっています。

表 1.1.4 土地利用の現況

項 目	面 積 (km ²)	全面積に占める割合 (%)
流域面積	2,230.0	100
森林面積	1,523.9	68
耕地面積(田・畑)	464.6	21
宅地その他	241.5	11

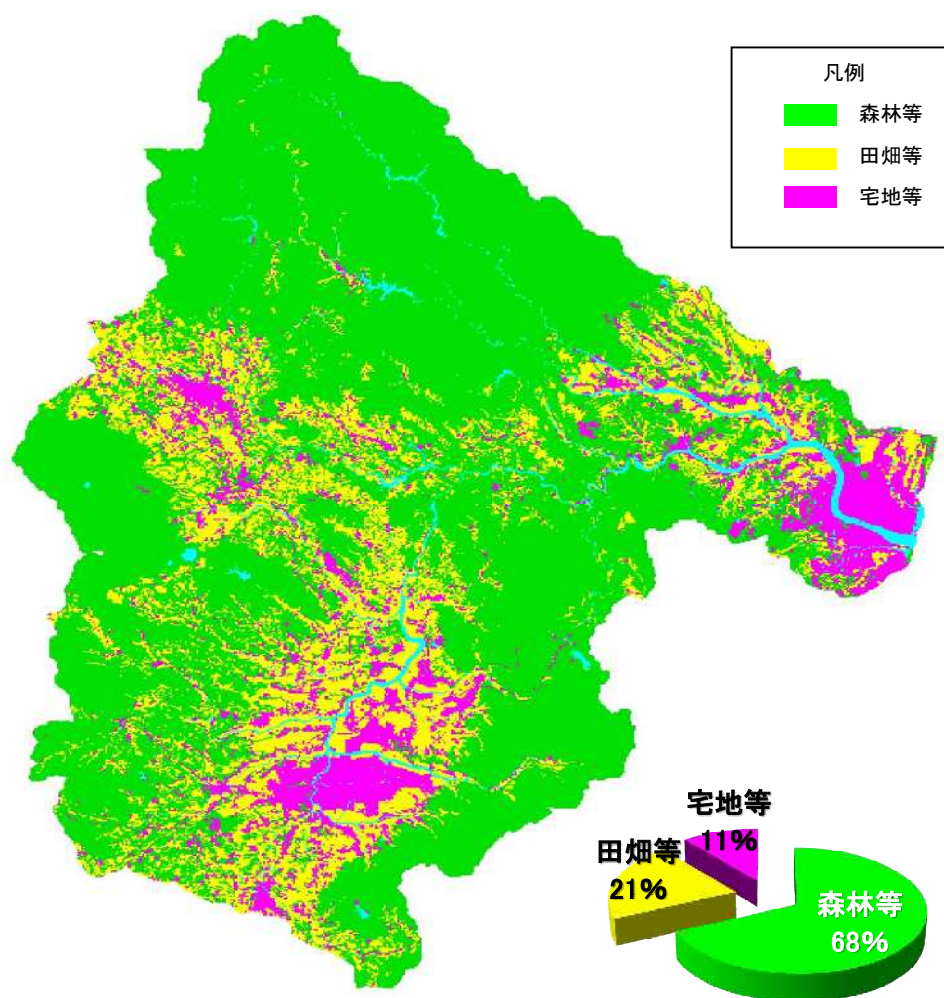


図 1.1.10 大淀川流域における土地利用図

【出典：国土数値地図 R3 土地利用メッシュデータ】
 ※国土数値地図において、田・その他の農用地・ゴルフ場を田畑等（黄色）として、建物用地・幹線交通用地・その他の用地を宅地等（赤色）として、森林・荒地を森林等（緑色）として整理。

1. 大淀川の概要
1.1 流域及び河川の概要

1.1.7 人口

大淀川流域の関係自治体は、宮崎市や都城市をはじめ6市6町1村から構成されており、流域内人口は平成22年（2010年）時点で約60万人、想定氾濫区域内人口は約15万人となっています。市町毎にみると、宮崎市は増加、都城市は減少傾向となっています。

表 1.1.5 流域内人口の推移

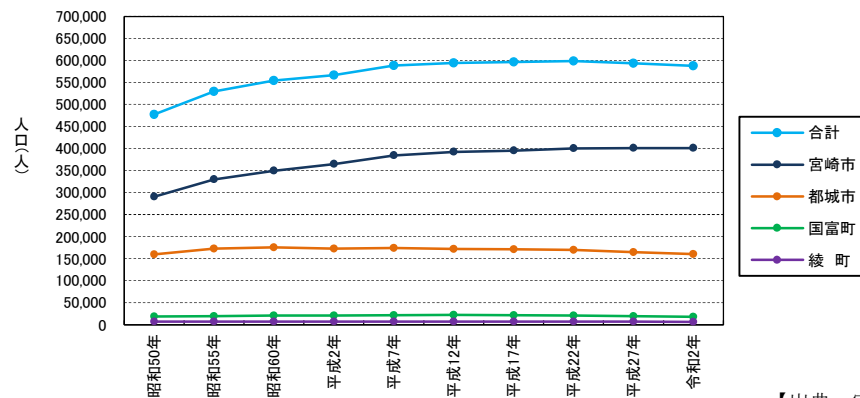
年次 区分	昭和35年 (人)	昭和40年 (人)	昭和50年 (人)	昭和55年 (人)	昭和60年 (人)	平成2年 (人)	平成7年 (人)	平成12年 (人)	平成17年 (人)	平成22年 (人)	平成27年 (人)	令和2年 (人)	人口密度 (人/km ²)
流域内	434,708	436,968	509,101	567,377	566,554	585,767	601,321	599,085	596,822	603,018	—	—	270.4
想定氾濫 区域内	—	—	—	—	—	—	133,803	140,943	141,822	148,024	—	—	1,655.7
宮崎市	—	—	291,157	329,751	349,465	365,080	384,391	392,178	395,593	400,583	401,138	401,339	—

【出典：流域内人口・想定氾濫区域内人口は「第10回河川現況調査（最新調査時点：平成22年（2010年））」、
宮崎市人口は「国勢調査（最新調査時点：令和2年（2020年））」】

表 1.1.6 流域関連主要都市人口の推移

区分	市町村名		人口(人)									
			昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
市	宮崎市	旧宮崎市	234,347	264,855	279,114	287,352	300,068	305,755	310,123	316,198	317,000	-
		旧清武市	11,765	14,528	16,629	22,507	27,127	28,755	28,696	28,891	29,276	-
		旧田野町	9,856	10,806	11,417	11,645	12,428	12,321	11,580	11,025	10,706	-
		旧佐田原町	22,715	26,932	29,607	30,758	31,827	32,499	32,981	32,941	33,201	-
		旧高岡町	12,474	12,630	12,698	12,818	12,941	12,848	12,213	11,528	10,955	-
		計	291,157	329,751	349,465	365,080	384,391	392,178	395,593	400,583	401,138	401,339
	都城市	旧都城市	118,289	129,009	132,098	130,153	132,714	131,922	133,062	134,050	132,264	-
		旧山之口町	7,106	7,773	7,743	7,614	7,561	7,322	6,935	6,635	6,310	-
		旧高城町	12,727	13,591	13,804	13,321	12,915	12,570	11,944	11,191	10,392	-
		旧山田町	8,597	8,997	8,932	8,781	8,811	8,615	8,288	7,809	7,071	-
		旧高崎町	12,907	13,285	13,151	12,724	12,053	11,383	10,726	9,917	8,992	-
		計	159,626	172,655	175,728	172,593	174,054	171,812	170,955	169,602	165,029	160,640
町	国富町	19,050	19,864	21,161	21,339	22,130	22,367	21,692	20,909	19,606	18,398	
	綾 町	7,339	7,264	7,309	7,385	7,419	7,596	7,478	7,224	7,345	6,934	
合計			477,172	529,534	553,663	566,397	587,994	593,953	595,718	598,318	593,118	587,311

【出典：宮崎県統計年鑑】



【出典：宮崎県統計年鑑】

図 1.1.11 流域関連主要都市人口の推移

1. 大淀川の概要
1.1 流域及び河川の概要

1.1.8 産業

流域内の総資産額は平成 27 年（2015 年）時点で約 11 兆円で、その約半分は家屋資産が占めています。

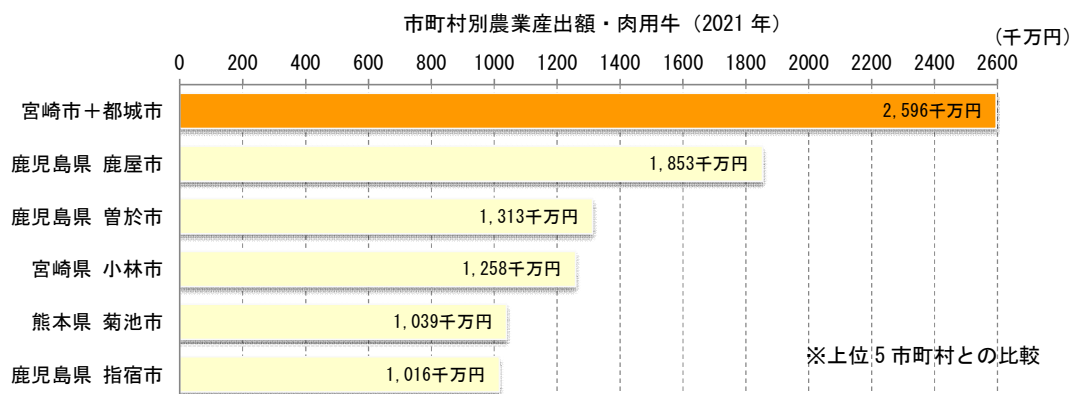
流域内の産業は、温暖な気候と大きな盆地、広い平野、豊かな森林に恵まれていることから特徴ある多様な農畜産業が盛んであり、中でも宮崎市や都城市で生産される宮崎牛やマンゴー、きゅうり、ピーマン等は「みやざきブランド」として全国各地に出荷されています。また、霧島の伏流水により生み出される焼酎も日本一の出荷額を誇っています。

鹿児島県曽於市では、鹿児島黒牛、かごしま黒豚、ゆず等が「そお市認定ブランド」として全国各地に出荷されています。

表 1.1.7 流域内資産額 （単位：百万円）

家屋資産額	家財資産額	事業所資産額	農漁家資産額	合計
5,762,590 (52.6)	3,676,121 (33.6)	1,479,049 (13.5)	37,126 (0.3)	10,954,886 (100.0)

注：（ ） 書きは合計に対する比率
【出典：「第10回河川現況調査（最新調査時点：平成22年（2010年））」】



【出典：農林水産省 統計情報 わがマチ・わがムラ】

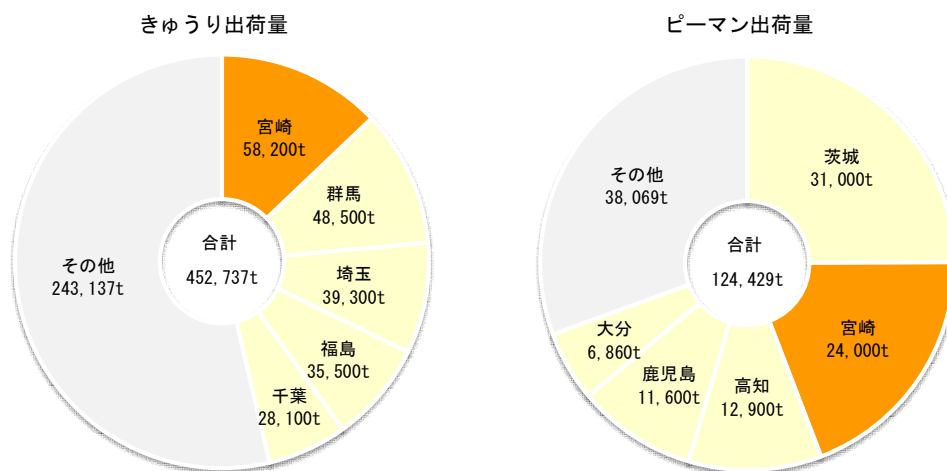


図 1.1.12 主な農畜産出荷額等

【出典：令和 5 年産野菜生産出荷統計】

1. 大淀川の概要

1.2 治水の沿革

1.2 治水の沿革

1.2.1 水害の発生状況

大淀川流域の年平均降水量は 3,000 mm 程度であり、洪水の原因の多くは 8 月～9 月に発生する台風に伴う降雨によるものです。

大淀川の主要な洪水は昭和 29 年（1954 年）9 月洪水、昭和 57 年（1982 年）8 月洪水、平成 5 年（1993 年）8 月洪水、平成 9 年（1997 年）9 月洪水、平成 16 年（2004 年）8 月洪水、平成 17 年（2005 年）9 月洪水、令和 4 年（2022 年）9 月洪水等であり、その中でも昭和 29 年（1954 年）9 月洪水や昭和 57 年（1982 年）8 月洪水、並びに平成 17 年（2005 年）9 月洪水は、治水計画改定の契機となるような特に大きな洪水となりました。

表 1.2.1 既往主要洪水の概要

洪水名 (発生原因)	流量(m ³ /s) ^{※1} < 柏田 >	被害状況 ^{※2}	備考
S11 年 7 月 22～23 日 (暴風雨)	不明	死者 : 3 名 負傷者 : 2 名 家屋全壊 : 6 戸 家屋半壊 : 7 戸 家屋流出 : 7 戸 家屋浸水 : 5,173 戸	昭和 2 年 大淀川下流、本庄川下流の直轄改修工事 計画高水流量 : 5,500m ³ /s < 宮崎地点 >
S18 年 9 月 18～20 日 (台風第 26 号)	不明	死者 : 114 名 負傷者 : 161 名 行方不明 : 1 名 家屋全壊 : 567 戸 家屋半壊 : 1,165 戸 家屋流出 : 508 戸 床上浸水 : 9,361 戸	昭和 24 年 大淀川上流の直轄改修工事 計画高水流量 : 3,000m ³ /s < 樋渡地点 >
S24 年 8 月 14～16 日 (台風第 9 号)	不明	死者 : 7 名 負傷者 : 15 名	昭和 28 年 総体計画 計画高水流量 : 4,000m ³ /s < 樋渡地点 > : 7,000m ³ /s < 宮崎地点 >
S29 年 9 月 10～13 日 (台風第 12 号)	約 7,000	死者 : 5 名 負傷者 : 10 名 家屋全壊 : 72 戸 家屋半壊 : 215 戸 家屋流出 : 28 戸 床上浸水 : 3,173 戸 床下浸水 : 5,303 戸	昭和 39 年 総体計画 基本高水のピーク流量 : 7,500m ³ /s < 宮崎地点 > 計画高水流量 : 7,000m ³ /s < 宮崎地点 >
S46 年 8 月 26～30 日 (台風第 23 号)	約 6,000	負傷者 : 4 名 家屋全壊 : 4 戸 家屋半壊 : 6 戸 床上浸水 : 294 戸 床下浸水 : 1,083 戸	昭和 40 年 工事実施基本計画 基本高水のピーク流量 : 7,500m ³ /s < 宮崎地点 > 計画高水流量 : 7,000m ³ /s < 宮崎地点 >
S57 年 8 月 24～27 日 (台風第 13 号)	約 7,900	家屋半壊 : 18 戸 床上浸水 : 264 戸 床下浸水 : 463 戸	平成 15 年 河川整備基本方針の策定 基本高水のピーク流量 : 9,700m ³ /s < 柏田地点 > 計画高水流量 : 8,700m ³ /s < 柏田地点 >
H 1 年 7 月 24～8 月 3 日 (台風第 11 号)	約 7,000	家屋半壊 : 62 戸 床上浸水 : 79 戸 床下浸水 : 323 戸	平成 17 年 大淀川激甚災害対策特別緊急事業
H 2 年 9 月 27～29 日 (台風第 20 号)	約 6,300	行方不明者 : 1 名 負傷者 : 5 名 家屋全壊 : 2 戸 家屋半壊 : 57 戸 床上浸水 : 1,187 戸 床下浸水 : 1,908 戸	平成 18 年 河川整備計画の策定 河川整備計画の目標流量 : 8,100m ³ /s < 柏田地点 > 河道の配分流量 : 7,200m ³ /s < 柏田地点 >
H 5 年 7 月 31 日～8 月 2 日 (前線)	約 7,800	死者 : 1 名 負傷者 : 2 名 家屋全壊 : 12 戸 家屋半壊 : 2 戸 床上浸水 : 771 戸 床下浸水 : 784 戸	平成 28 年 河川整備基本方針の変更 基本高水のピーク流量 : 11,700m ³ /s < 柏田地点 > 計画高水流量 : 9,700m ³ /s < 柏田地点 >
H 9 年 9 月 14～16 日 (台風第 19 号)	約 8,100	死者 : 2 名 負傷者 : 3 名 家屋全壊 : 1 戸 家屋半壊 : 24 戸 床上浸水 : 401 戸 床下浸水 : 586 戸	平成 30 年 河川整備計画の変更 河川整備計画の目標流量 : 10,500m ³ /s < 柏田地点 > 河道の配分流量 : 9,100m ³ /s < 柏田地点 >
H16 年 8 月 29～30 日 (台風第 16 号)	約 7,400	負傷者 : 7 名 家屋全壊 : 2 戸 家屋半壊 : 5 戸 家屋流出 : 7 戸 床上浸水 : 164 戸 床下浸水 : 203 戸	令和 7 年 河川整備基本方針の変更 基本高水のピーク流量 : 13,400m ³ /s < 柏田地点 > 計画高水流量 : 9,700m ³ /s < 柏田地点 >
H17 年 9 月 4～6 日 (台風第 14 号)	約 10,500	家屋全壊 : 908 戸 家屋半壊 : 2,147 戸 床上浸水 : 3,834 戸 床下浸水 : 872 戸	
H30 年 9 月 29～30 日 (台風第 24 号)	約 7,800	床上浸水 : 125 戸 床下浸水 : 135 戸	
R4 年 9 月 18～19 日 (台風第 14 号)	約 8,200	床上浸水 : 216 戸 床下浸水 : 399 戸	

※1 昭和 35 年（1960 年）以前の流量は、雨量からの推算値。

昭和 36 年（1961 年）以降の流量は、実績流量＋（ダムなし計算流量－ダムあり計算流量）の流量を 100m³/s 単位で切り上げた値。

※2 昭和 24 年（1949 年）以前については宮崎県下、昭和 29 年（1954 年）以降については流域関連市町の被害状況。

被害状況（出典：高水速報等）には、支川等からの氾濫による被害も含む。

1.2 治水の沿革

この洪水による被害は、死者 5 人、負傷者 10 人、流失全壊家屋 100 戸、半壊 215 戸、床上浸水 3,173 戸、床下浸水 5,303 戸でした。



17

1. 大淀川の概要

1.2 治水の沿革



右岸大塚町付近の浸水状況（宮崎市）



流失寸前の赤星橋
（都城市）

源野橋の流失
（都城市・横市川）

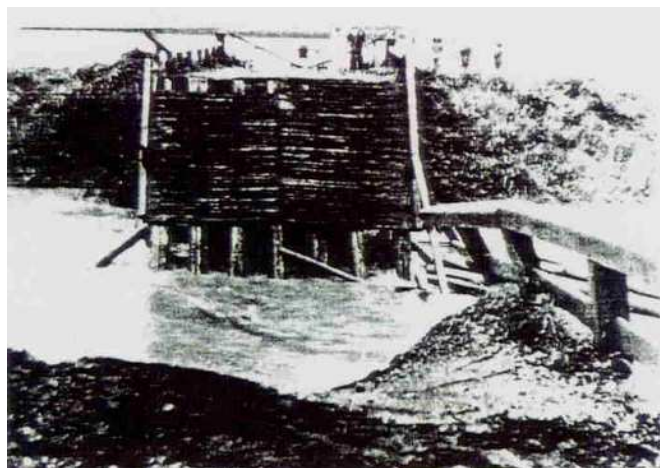


写真 1.2.1(1) 昭和 29 年（1954 年）9 月洪水時の浸水状況

1. 大淀川の概要

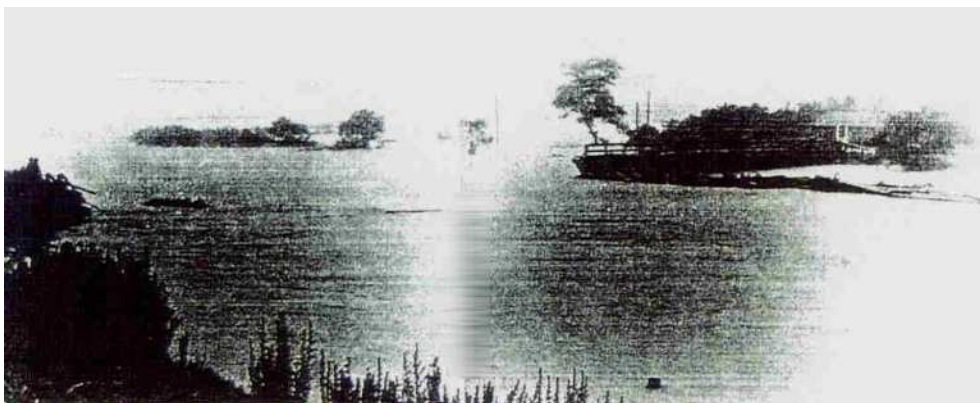
1.2 治水の沿革



軒先まで浸水した家
(高岡町)



流失した高松橋 (宮崎市)



流失する二巖寺橋 (都城市)

写真 1.2.1(2) 昭和 29 年 (1954 年) 9 月洪水時の浸水状況

1. 大淀川の概要

1.2 治水の沿革

(2) 昭和 57 年（1982 年）8 月 24～27 日洪水

台風第 13 号が宮崎市付近を通過し、日向灘を北上したため、宮崎県下全域は暴風雨域に入り、25 日～27 日にかけて各地で大雨となりました。

大淀川上流の三股で 51 mm、青井岳で 45 mm、本庄川上流の田代八重で 42 mm、須木で 44 mm の時間雨量を記録し、総雨量も三股で 642 mm、青井岳で 492 mm、田代八重で 558 mm、須木で 439 mm となりました。

河川の水位も、26 日 22 時には宮崎観測所で警戒水位 3.70m を突破し、27 日 6 時には最高水位 5.40m を記録しました。また、支川本庄川の嵐田観測所でも警戒水位 3.60m を突破し、27 日 4 時には最高水位 5.24m を記録しました。

流域では人的被害はなかったものの、家屋半壊 18 戸、床上浸水 264 戸、床下浸水 463 戸に及びました。



提供：宮崎日日新聞社

1. 大淀川の概要

1.2 治水の沿革



下小松地区
(8/000 右岸付近)
浸水状況



下小松地区
(8/000 右岸付近)
浸水状況



下小松地区
(8/000 右岸付近)
浸水状況

写真 1.2.2 昭和 57 年（1982 年）8 月洪水時の浸水状況

1. 大淀川の概要

1.2 治水の沿革

(3) 平成5年(1993年)7月31～8月2日洪水

前線の活発化に伴い、九州南部地方は大雨となりました。大淀川流域では7月31日1時ごろより降り出した雨が断続的に降り続き、^{たけした}岳下で62mm、青井岳で63mm、^{ひわたし}樋渡で69mmの時間雨量を記録したのをはじめ、御池で記録した8月1日16時から17時の時間雨量83mmを最高に流域全般で大雨が降り続けました。また、総雨量でも^{すのうら}巣之浦の699mmを最高に、樋渡で605mm、^{しか}四家で534mm、^{みいけ}御池で661mm等の降雨を記録し、各水位観測所で警戒水位を超える洪水となりました。

この洪水による被害は死者1人、負傷者2人、家屋の全壊12戸、半壊2戸、床上浸水771戸、床下浸水784戸に及びました。



提供：宮崎日日新聞社

1. 大淀川の概要

1.2 治水の沿革



青柳川流域
宮崎市大塚町
高松橋方向を望む



宮崎市大工地区

写真 1.2.3 平成5年（1993年）8月洪水時の浸水状況

1. 大淀川の概要

1.2 治水の沿革

(4) 平成9年(1997年)9月14～16日洪水

台風第19号の接近に伴い、宮崎県全域が大雨となりました。

大淀川流域では9月14日1時頃より降り出した雨が断続的に降り続き、16日1時頃より雨は強まり、^{すえよし}末吉で27mm、比曽木野で35mm、青井岳で36mmの時間雨量を記録したのをはじめ、三股で記録した16日2時から3時の時間雨量69mmを最高に大淀川上流域全般で大雨が降りました。また、総雨量でも青井岳で515mm、^{つぎぎ}槻木で469mm、霧島で836mm、三股で873mmを記録し、大淀川全川で警戒水位を超過し、最高水位が岳下で5.31m、高岡で7.08m、^{かしわだ}柏田で8.22mと過去最高の水位を記録する洪水となりました。

この洪水による被害は、死者2人、負傷者3人、家屋の全・半壊25戸、床上・床下浸水987戸に及びました。

台風19号 県内豪雨、河川はんらん

7万6500人に避難勧告



酒谷川の増水で住宅が孤立し、消防署員らにボートで救出される市民
—16日午前10時20分—

1人死亡
1人負傷
床上・床下
浸水987戸



台風19号
(16日21時現在)
17日21時
(宮崎県内)
17日21時
(宮崎県内)
17日21時
(宮崎県内)

台風19号本県の被害
死者2人
負傷者3人
全壊家屋25戸
床上浸水987戸
床下浸水987戸

山崎町の
の軍野郎各
戸、日南市で約
113戸が
172戸が
454戸が

襲う土砂 迫る濁流



捜索中
県内自然の猛
16日午後11時、宮崎県内各地で大雨が降り、河川が増水し、土砂災害の危険が迫っている。県内各地で土砂災害の危険が迫っている。県内各地で土砂災害の危険が迫っている。

提供：宮崎日日新聞社

1. 大淀川の概要

1.2 治水の沿革



宮崎市大塚地区

宮崎市福島地区



宮崎市高岡地区

写真 1. 2. 4 (1) 平成 9 年 (1997 年) 9 月洪水時の浸水状況

1. 大淀川の概要

1.2 治水の沿革



宮崎市高岡地区

宮崎市瓜田地区



写真 1.2.4(2) 平成9年(1997年)9月洪水時の浸水状況

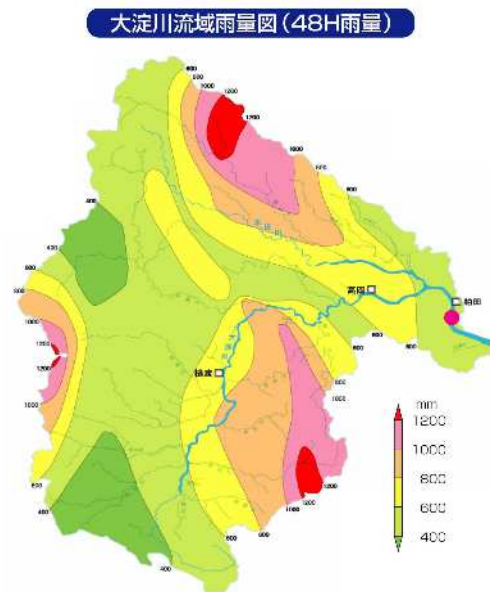
1. 大淀川の概要

1.2 治水の沿革

(5) 平成 17 年（2005 年）9 月 4～6 日洪水

大型で非常に強い台風第 14 号は、宮崎県内を暴風雨域に巻き込みながら、九州の西の海上をゆっくりとした速度で通過し、山地部を中心に総雨量が 1,000mm を超える記録的な豪雨が降りました。県内でも記録的な豪雨をもたらし、連続雨量は青井岳で 1,144mm、霧島で 1,374mm を記録し、3 日間で年間降水量の 1/3 を超える大雨となりました。

この雨により、基準地点柏田で 9.89m、上流樋渡地点で 10.65m と計画高水位を上回る観測史上最高水位を記録する等、大規模洪水の発生により、大淀川水系の広範囲で多くの浸水被害が発生し、大淀川下流部の宮崎市・国富町・綾町等をはじめ、家屋全壊 908 戸、半壊 2,147 戸、浸水面積 3,321ha、浸水家屋 4,706 戸（床上 3,834 戸、床下 872 戸）に及ぶ甚大な被害が発生しました。



【宮崎日日新聞社提供】

1. 大淀川の概要

1.2 治水の沿革



都城市金田地区



都城市高城町有水地区



宮崎市高岡町内山地区



宮崎市高岡町麓地区



宮崎市瓜生野地区



宮崎市下小松地区

写真 1.2.5 平成 17 年（2005 年）9 月洪水時の浸水状況

1. 大淀川の概要

1.2 治水の沿革

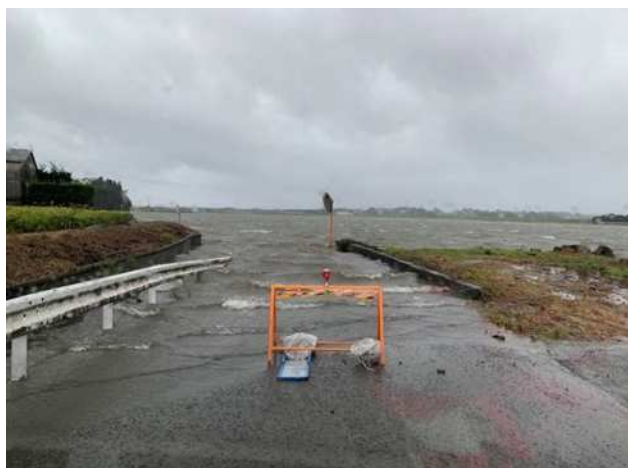
(6) 令和4年（2022年）9月18～19日洪水

台風第14号に伴い、9月18日から19日にかけて、九州東部を中心に広範囲に強い雨域がかかり、宮崎県では18日22時頃に最接近となり、18日昼前から19日未明にかけて局地的に猛烈な雨が降りました。大淀川流域においては、特に大淀川上流で猛烈な雨が降り、岳下雨量観測所では24時間雨量で観測史上最大である375mm、末吉雨量観測所においても24時間雨量で観測史上最大である269mmの降雨量を記録しました。

この雨により、基準地点柏田で8.49m、岳下水位観測所では観測史上最高水位を更新する5.50mを記録し、浸水面積1,392ha、浸水家屋615戸（床上216戸、床下399戸）に及ぶ内水被害が発生しました。

1. 大淀川の概要

1.2 治水の沿革



都城市金田地区



都城市高城町石山地区



都城市下川東地区



都城市太郎坊地区



宮崎市糸原地区



宮崎市瓜生野地区

写真 1.2.6 令和4年（2022年）9月洪水時の浸水状況

1. 大淀川の概要

1.2 治水の沿革

1.2.2 治水事業の沿革

大淀川における明治以前の治水事業は、舟路維持をかねて下流部を中心にごく僅か行われました。

本格的な改修工事は昭和2年（1927年）に直轄事業として着手したことに始まります。

昭和2年（1927年）に着手した第一次工事は本庄川合流点下流で計画高水流量を $5,500\text{m}^3/\text{s}$ とするものでありましたが、昭和18年（1943年）9月の洪水により大災害を被りました。

第二次工事は昭和18年（1943年）9月の洪水をきっかけとして、都城市を中心とした上流域の直轄改修区域を追加するとともに、従来の築堤に加え下流部に導流堤及び突堤を施工しました。昭和28年（1953年）に全川にわたる計画の再検討を行い、計画高水流量を宮崎地点で $7,000\text{m}^3/\text{s}$ 及び樋渡地点で $4,000\text{m}^3/\text{s}$ とそれぞれ改定しました。その後、昭和28年（1953年）に西日本を襲った洪水を契機に綾南（昭和33年（1958年）竣工）、綾北（昭和35年（1960年）竣工）の両多目的ダムを建設するなどの第三次工事を行いました。

昭和39年（1964年）に着手した第四次工事は昭和29年（1954年）8月及び9月の相次ぐ台風の来襲により、甚大な被害が発生したことにより、宮崎地点における基本高水のピーク流量を $7,500\text{m}^3/\text{s}$ とし、このうち既設2ダムに新たに岩瀬ダムを加え、計画高水流量を $7,000\text{m}^3/\text{s}$ とし、捷水路の施工及び水衝部への護岸の設置に着手しました。

この後、新河川法の施行により、第四次工事を踏襲する形で昭和40年（1965年）4月に工事実施基本計画が策定されました。

この計画に基づき、岩瀬ダムの建設（昭和42年（1967年）竣工）、高木捷水路^{たかぎしょうすいろ}の開削、堤防の拡築及び護岸の設置等を実施しました。

大淀川の上流域は、霧島山などの火山噴出物が堆積した脆弱な地質を呈しており、土砂災害の発生が危惧されることなどから、昭和25年（1950年）度より上流域の沖水川^{おきみず}において直轄砂防事業に着手し、昭和48年（1973年）度に完成しました。

また、昭和41年（1966年）、43年（1968年）、47年（1972年）の度重なる土砂災害を契機に、上流域の高崎川^{たかさき}では昭和48年（1973年）度より直轄砂防事業を実施しています。

一方、河口部については、昭和58年（1983年）に高潮堤防を概成させた後、平成7年（1995年）1月に発生した阪神・淡路大震災の教訓を受け、地震に伴う基礎地盤の液状化により、堤防が沈下した場合の浸水による二次被害のおそれがある区間については、耐震対策を進めました。

さらに、過去の洪水時において漏水が発生した箇所、及び地質条件等から漏水のおそれがある区間については、漏水対策を実施しました。

こうした治水事業を展開してきたものの、昭和57年（1982年）8月、平成5年（1993年）8月及び平成9年（1997年）9月に当時の計画高水流量と同程度またはそれ以上の洪水が発生し、甚大な浸水被害も頻発していたため、これらの洪水を契機に平成9年（1997年）の河川法改正を受け、平成15年（2003年）2月には基準地点柏田における基本高水のピーク流量を $9,700\text{m}^3/\text{s}$ 、このうち綾南ダム、綾北ダム、岩瀬ダム等と併せ流域内の洪水調節施設により $1,000\text{m}^3/\text{s}$ を調節して計画高水流量を $8,700\text{m}^3/\text{s}$ とする「大淀川水系河川整備基本方針」が策定されました。

その後、平成17年（2005年）9月に既往最大となる洪水が発生したため、河川激甚災害対策特別緊急事業が採択されました。平成18年（2006年）3月には同事業内容を踏まえた河川整備

1.2 治水の沿革

平成 28 年（2016 年）7 月には、平成 17 年（2005 年）9 月洪水を始めとする近年の洪水を踏まえた河川整備基本方針の変更を行い、基準地点柏田における基本高水のピーク流量を 11,700m³/s とし、このうち洪水調節施設により 2,000m³/s を調節し、河道への配分流量を 9,700m³/s としました。これを上位計画とし、平成 30 年（2018 年）6 月に平成 17 年（2005 年）洪水と同規模の洪水を安全に流下させることを目標に、河川整備計画を変更した上で、堤防、河道掘削、遊水地、ダム再生等の整備を行っています。

■ 瓜田ダム(平成 10 年完成)



■岩瀬ダム(昭和42年完成)



■瓜田排水機場(平成22年完成)



宮崎市街部の掘削
(平成19年完成:激特事業)



大淀川の堤防整備
(平成18年完成)



■綾北ダム(昭和 35 年完成)



■綾南ダム(昭和 33 年完成)



■津屋原沼地区の堤防(令和4年完成)

32

1. 大淀川の概要

1.2 治水の沿革

表 1.2.2 大淀川における主要な治水事業の沿革

年号	西暦	事 項	
		計画の変遷等	主な事業内容
大正 10	1921	・宮崎県により改修に着手	
昭和 2	1927	・大淀川下流、本庄川下流の直轄改修工事に着手	・宮崎市周辺の築堤
昭和 18	1943	・台風第 26 号による大洪水	
昭和 24	1949	・大淀川上流の直轄改修工事に着手 計画高水流量 樋渡 3,000m ³ /s	・全川にわたる築堤・掘削 ・萩原川の改修 (昭和 26 年度～昭和 37 年度) ・庄内川（宮崎県知事管理区間）の改修 (昭和 26 年度～昭和 61 年度)
昭和 28	1953	・総体計画の策定 計画高水流量 樋渡 4,000m ³ /s 宮崎 7,000m ³ /s	
昭和 29	1954	・台風第 12 号による大洪水	・綾南ダム完成（昭和 33 年） ・綾北ダム完成（昭和 35 年） ・年見川の改修（昭和 35 年度～平成 3 年度） ・三名川の改修（昭和 39 年度～平成元年度）
昭和 39	1964	・総体計画の策定 計画規模 1/70 基本高水のピーク流量 宮崎 7,500m ³ /s 計画高水流量 宮崎 7,000m ³ /s	
昭和 40	1965	・大淀川水系一級河川に指定 ・大淀川工事実施基本計画の策定 (総体計画を踏襲)	・八重川（宮崎県知事管理区間）の改修 (昭和 40 年度～昭和 57 年度) ・大谷川の改修（昭和 40 年度～平成 3 年度） ・梅北川の改修（昭和 41 年度～昭和 62 年度） ・岩瀬ダム完成（昭和 42 年） ・高崎川（宮崎県知事管理区間）の改修 (昭和 42 年度～昭和 51 年度) ・飯田川の改修（昭和 45 年度～昭和 60 年度） ・姫城川の改修（昭和 48 年度～平成 2 年度）
昭和 47	1972	・八重川直轄河川に編入	・新大谷川水門の完成（昭和 49 年度） ・新別府川の改修 (昭和 49 年度～平成 11 年度) ・青柳排水機場暫定完成（昭和 52 年度）
昭和 57	1982	・台風第 13 号による大洪水	・山内川の改修（昭和 58 年度～平成 10 年度）
平成 5	1993	・前線による大洪水	
平成 9	1997	・台風第 19 号による大洪水	・瓜田ダム完成（平成 10 年） ・田代八重ダム完成（平成 12 年） ・青柳排水機場完成（平成 13 年）
平成 15	2003	・大淀川水系河川整備基本方針の策定 計画規模 1/150 基本高水のピーク流量 柏田 9,700m ³ /s 計画高水流量 柏田 8,700m ³ /s	
平成 17	2005	・台風第 14 号による大洪水 ・河川激甚災害対策特別緊急事業の採択	
平成 18	2006	・河川整備計画の策定 目標流量 柏田 8,100m ³ /s 河道の配分流量 柏田 7,200m ³ /s	
平成 22	2010	・河川激甚災害対策特別緊急事業の完成	・瓜生野川排水機場完成（平成 22 年） ・瓜田川排水機場完成（平成 22 年）
平成 28	2016	・河川整備基本方針の変更 基本高水のピーク流量 柏田 11,700m ³ /s 計画高水流量 柏田 9,700m ³ /s	
平成 30	2018	・河川整備計画の変更 目標流量 柏田 10,500m ³ /s 河道の配分流量 柏田 9,100m ³ /s	
令和 7	2025	・河川整備基本方針の変更 基本高水のピーク流量 柏田 13,400m ³ /s 計画高水流量 柏田 9,700m ³ /s	

1. 大淀川の概要

1.3 利水の沿革

1.3 利水の沿革

(1) 発電

大淀川の発電事業は、大正 2 年（1913 年）11 月、大淀川支川岩瀬川に 200kW（現在廃止）の高原発電所を設けたのが最初で、その後、大正 15 年（1926 年）1 月に大淀川第一発電所、昭和 3 年（1928 年）に野尻発電所、昭和 7 年（1932 年）には、大淀川第二発電所が建設されました。

その後発電所の建設はなく、戦後、昭和 33 年（1958 年）に綾第一発電所、昭和 34 年（1959 年）に綾第二発電所が綾川総合開発の一環として建設されました。さらに、昭和 42 年（1967 年）7 月には岩瀬川発電所が大淀川総合開発事業の一環として建設されました。

現在の発電所数は 16 箇所、使用水量の総計は最大約 $450\text{m}^3/\text{s}$ 、常時約 $130\text{m}^3/\text{s}$ 、最大出力は約 23 万 kW です。

(2) 農業用水

従来、大淀川流域のかんがい用水は揚水機による小規模水利施設が多い状況でしたが、近年は、7 つの国営かんがい事業の完成により、水を必要としている多くの農地に水がもたらされるようになり、農業生産性の向上が見込まれます。

現在の大淀川水系の総かんがい面積は約 21,300ha になります。

(3) 都市用水

大淀川流域において、河川からの取水による上水道を有する市町村は宮崎市のみで、宮崎市以外の市町村は地下水を利用しています。

現在、工業用水については、流域内に大きな工場がなく 1 件のみになります。

1. 大淀川の概要

1.3 利水の沿革

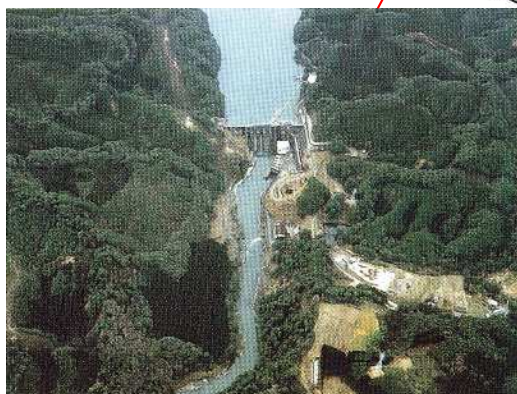
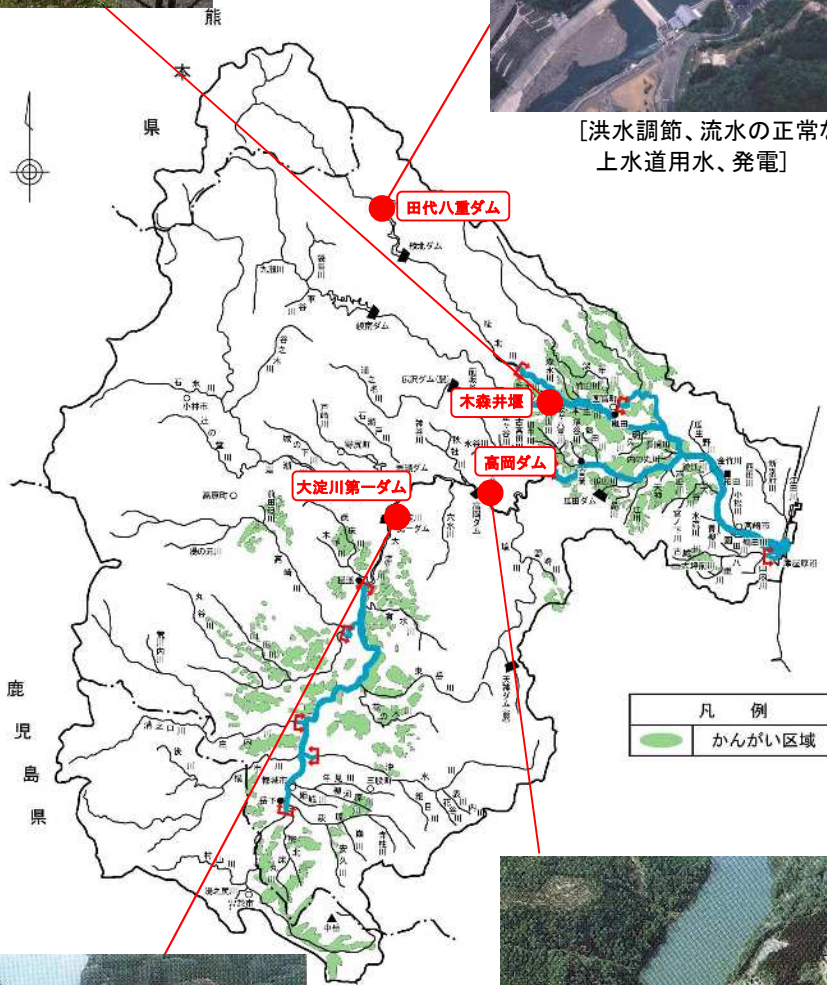
■木森井堰(平成 9 年完成) [かんがい]



■田代八重ダム(平成 12 年完成)



[洪水調節、流水の正常な機能の維持、
上水道用水、発電]



■大淀川第一ダム(昭和 36 年完成) [発電]



■高岡ダム(昭和 7 年完成) [発電]

図 1.3.1 大淀川的主要な利水施設の位置図

※[]は、各施設の目的

1.4 河川環境の沿革

大淀川は、古くから流域の暮らしや産業を支える重要な水資源として利用されてきました。一方で、火山活動に由来するシラス台地が広く分布する流域特性から、地質が脆弱で侵食を受けやすく、近代以降は洪水被害の軽減を目的とした河川改修を進めてきました。

河川環境の整備と保全については、昭和後期頃から都市河川における水質改善を中心とした取組を進め、その後、平成以降は河川環境への配慮や地域住民との連携・協働を取り入れながら、多様な生物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出に向けた取組を段階的に進めています。

水質については、橘橋上流左岸に合流する小松川は、かつては清流として地域住民に親しまれていましたが、沿川の人口集中に伴う市街地の拡大や生活排水の流入により水質が悪化し、都市河川としての環境改善が課題となりました。このため、昭和 56 年（1981 年）及び昭和 59 年（1984 年）に、大淀川の水を導水する小松川浄化対策事業を実施し、水質の改善と水生生物が生息できる水環境の回復を図りました。

高松橋下流右岸に合流する水流川は、平常時の流量不足や家庭雑排水の流入により水質の悪化が進行したことから、平成 8 年度（1996 年度）から平成 27 年度（2015 年度）にかけて、水質改善及び生物の生息環境の回復を目的とした水環境整備事業を実施し、流量確保や親水空間の創出を図りました。

さらに、平成 13 年度（2001 年度）には、大淀川上流域を対象として大淀川清流ルネッサンスⅡ協議会が発足し、関係機関が連携した河川浄化の取組が開始されました。令和 7 年度（2025 年度）には行動計画の一部を改訂し、現在もさらなる水環境の改善に向けて取組が進められています。

河川利用については、平成 2 年（1990 年）以降、本庄川元町地区の環境整備事業をはじめ、水辺の楽校などの水辺空間の整備が進められ、カヌー等の水辺利用や河川イベントの開催など、多様な利活用が図られてきました。平成 7 年（1995 年）には、大淀川学習館が開館し、河川環境に関する学習や情報発信の拠点として、市民の環境保全意識の向上に寄与してきました。

近年では、都城かわまちづくりが平成 28 年（2016 年）3 月、本庄川かわまちづくりが令和 3 年（2021 年）8 月に登録され、河川空間を活かした地域の賑わい創出に向けて取り組んでいます。

川づくりについては、平成 17 年（2005 年）9 月の台風災害を契機とした平成 17 年度（2005 年度）から平成 21 年度（2009 年度）の激甚災害対策特別緊急事業を実施する中で、治水対策の強化とあわせて、「多自然川づくり」の考え方を取り入れるとともに、水害に強い地域づくりとして、「みずからまもるプロジェクト」を推進し、河川環境への配慮や地域との連携を図りながら河川整備を進めてきました。

また、平成 28 年度（2016 年度）からは、大淀川下流に位置する「宮崎湿地」において、希少植物タコノアシの保全活動を河川協力団体や民間企業等と協働で実施しており、地域住民、民間企業、行政が連携した河川環境の保全・創出に取り組んでいます。

2. 大淀川の現状と課題

2.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

2. 大淀川の現状と課題

2.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

2.1.1 洪水対策

大淀川水系では、昭和 2 年（1927 年）より直轄事業として河川整備を行ってきましたが、度重なる洪水氾濫を繰り返してきました。特に、平成 17 年（2005 年）9 月の台風第 14 号は、大淀川下流部の宮崎市、国富町、綾町等をはじめとして、浸水面積 3,321ha、浸水家屋 4,706 戸（床上 3,834 戸、床下 872 戸）に及ぶ甚大な被害を発生させたため、平成 17 年（2005 年）に河川激甚災害対策特別緊急事業が採択され、この災害を契機に堤防整備や河道掘削等、治水対策が飛躍的に進み、令和 7 年度（2025 年度）末時点での大臣管理区間における計画堤防断面の割合は約 87%となっています。しかしながら、大淀川下流域においては、河川整備基本方針変更の契機となった既往最大の平成 17 年（2005 年）9 月洪水と同規模の洪水が流下すると広範囲で計画高水位を上回ることから、引き続き、水位を低下させるための整備を実施する必要があります。

表 2.1.1 大淀川の大臣管理区間^{※1}における堤防整備状況（令和 8 年（2026 年）3 月時点）

水系名	計画堤防断面 ^{※2} (km)	今後整備が 必要な区間 ^{※3} (km)	合計 (km)
大淀川	127.8 (86.6%)	19.8 (13.4%)	147.5

※1：一級河川には、国土交通大臣が管理する区間と都道府県知事が管理する区間があります。このうち国土交通大臣が管理する区間を「大臣管理区間」といいます。

※2：附図に示す標準的な堤防の断面形状を満足している区間。

※3：附図に示す標準的な堤防の断面形状に対して高さまたは幅が不足している区間。

※4：四捨五入の関係で、合計値が合わない場合があります。

2. 大淀川の現状と課題

2.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項



図 2.1.1 大臣管理区間における堤防整備状況図

2. 大淀川の現状と課題

2.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

2.1.2 堤防の安全性

大淀川の堤防は、過去の度重なる洪水によって築造や補修が行われてきた歴史があり、築堤材料や施工方法が異なることから、堤体の強度が必ずしも明確ではありません。

大淀川においては、平成 8 年（1996 年）に堤防や基礎地盤の土質、築堤年次、被災履歴等を総合的に評価した概略点検を実施しています。また、平成 16 年（2004 年）に浸透に対する概略点検による安全性の評価結果を踏まえた詳細点検を実施しています。さらに、平成 24 年 7 月九州北部豪雨災害（2012 年）を踏まえて実施した堤防の緊急点検において、被災履歴やこれまでの点検結果等の既存データを活用しつつ再確認し、堤防の浸透に対する安全性が不足する箇所、流下能力が不足する箇所、水衝部等の侵食に対する安全性が不足する箇所を「対策が必要な区間」として公表しており、これまでも、堤防の浸透や侵食に対して安全性が不足する箇所について詳細な調査・検討を行い、必要な対策を実施しています。

さらに、水害リスクが高いにも関わらず、当面の間、上下流バランス等の観点から堤防整備に至らない区間などについて、越水が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工夫する等の対策（危機管理型ハード対策）を実施しています。

2. 大淀川の現状と課題

2.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

2.1.3 内水対策

大淀川においては、堤防の整備が進み、外水氾濫の危険度はかなり下がってきていますが、堤防より民地側の地盤高が洪水時の河川水位に比べて低い地区については、近年においても昭和57年（1982年）8月洪水、平成2年（1990年）9月洪水、平成5年（1993年）8月洪水、平成9年（1997年）9月洪水、平成16年（2004年）8月洪水、平成17年（2005年）9月洪水、平成30年（2018年）9月洪水、令和4年（2022年）9月洪水などにおいて外水被害と合わせて内水被害が頻発しています。特に平成17年（2005年）9月洪水では床上浸水3,834戸、床下浸水872戸にのぼる大規模な被害が発生しており、これらの浸水被害を軽減するために家屋等の床上浸水が著しい地区において排水機場などの整備を進めてきました。

今後も引き続き、関係機関と連携して、内水被害の防止や被害軽減に努めていく必要があります。

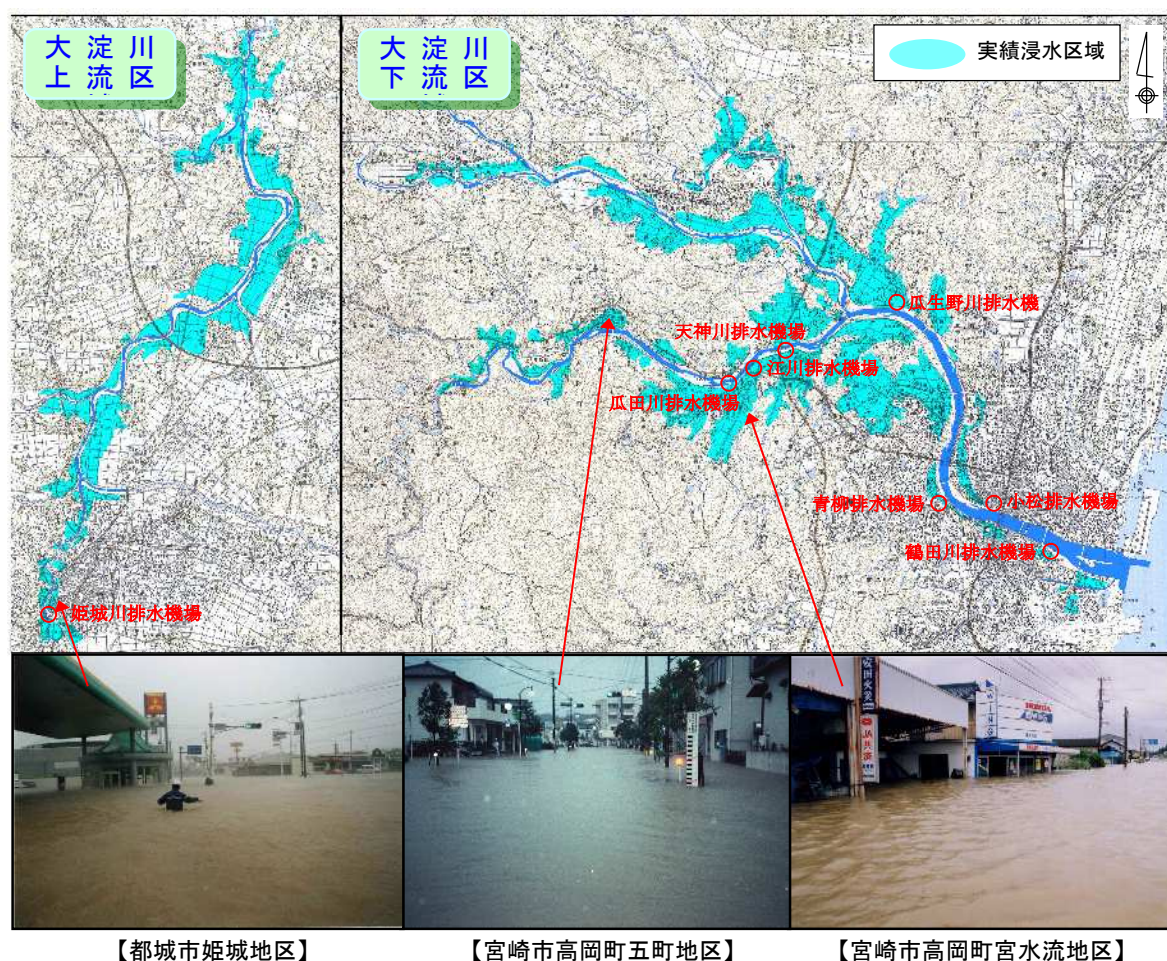


図 2.1.2 過去出水時における浸水状況

※実績浸水区域については、平成2年、5年、9年、17年、30年、令和4年洪水による浸水範囲を包絡した範囲

2. 大淀川の現状と課題

2.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

表 2.1.2 (1) 大淀川における既往洪水による浸水被害（大臣管理区間沿川）

地区名	平成 2 年 9 月洪水			平成 5 年 8 月洪水			平成 9 年 9 月洪水			平成 17 年 9 月洪水		
	床上 (戸)	床下 (戸)	面積 (ha)	床上 (戸)	床下 (戸)	面積 (ha)	床上 (戸)	床下 (戸)	面積 (ha)	床上 (戸)	床下 (戸)	面積 (ha)
大 淀 川 下 流	1,085	1,546	782	717	784	1,017	244	293	552	3,697	786	2,166
大 淀 川 上 流	102	362	752	54	0	557	157	293	1,050	137	86	1,156
計	1,187	1,908	1,534	771	784	1,574	401	586	1,602	3,834	872	3,321

出典) 高水速報等

表 2.1.2 (2) 大淀川における既往洪水による浸水被害（大臣管理区間沿川）

地区名	平成 30 年 9 月洪水			令和 4 年 9 月洪水		
	床上 (戸)	床下 (戸)	面積 (ha)	床上 (戸)	床下 (戸)	面積 (ha)
大 淀 川 下 流	123	117	743	18	81	374
大 淀 川 上 流	2	18	663	198	318	1,018
計	125	135	1,406	216	399	1,392

出典) 高水速報等

2. 大淀川の現状と課題

2.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

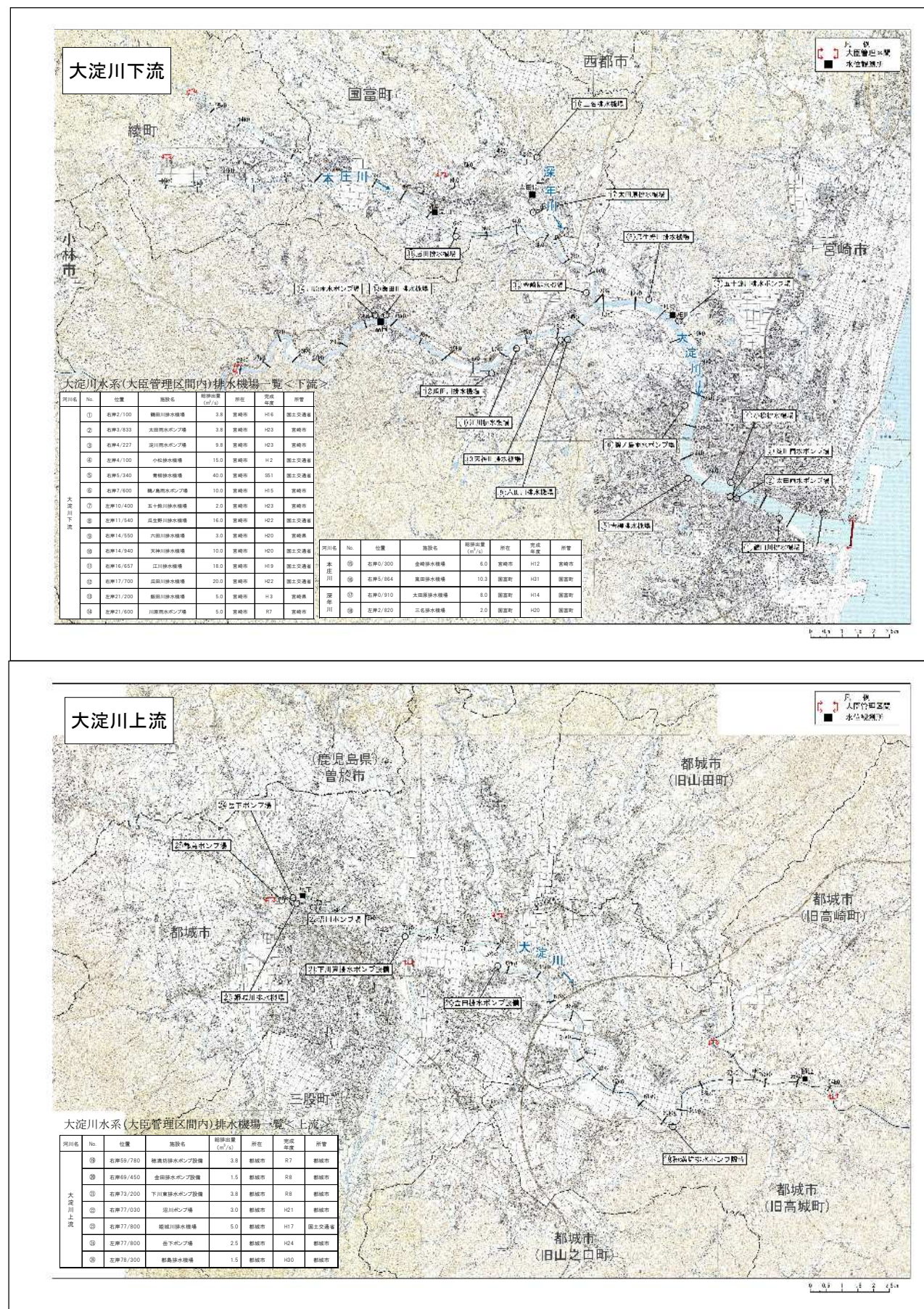


図 2.1.3 大淀川水系(大臣管理区間内)排水機場位置図

2. 大淀川の現状と課題

2.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

2.1.4 高潮、地震・津波対策

高潮対策については、昭和 40 年（1965 年）頃より高潮堤防の整備に本格的に着手し、昭和 58 年（1983 年）に概成しています。

地震対応については「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震」や「平成 28 年（2016 年）熊本地震」で得られた教訓や課題等を踏まえて、堤防等の耐震対策の計画的な実施や河川管理施設の被災に伴う治水機能の低下の防止や軽減、早期の治水機能の復旧等を図るため、大規模な震災が発生することを想定した事前の準備や発災後の対応等の検討や対策を行う必要があります。

耐震対策については、堤防は概ね完了してますが、樋門等構造物については、優先度を定め順次対策を進めており、引き続き、対策を進めていく必要があります。

大淀川流域は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されており、今後 30 年以内に南海トラフを震源とする大地震の発生確率が 60%～90%程度以上と評価されており（地震調査研究推進本部、算定基準日令和 7 年 1 月 1 日）、大淀川の位置する宮崎県沿岸において緊急的な対応が求められています。

また、平成 23 年（2011 年）3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害を契機に、津波についても、洪水、高潮と並んで計画的に防御対策を検討すべき対象として河川法（平成 25 年（2013 年）6 月一部改正）に位置づけられました。

河川津波対策については、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす「最大クラスの津波」に対しては、施設対応を超過する事象として、住民等の生命を守ることを最優先とし、津波防災地域づくり等と一体となって減災を目指すこととされています。また、最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの、大きな被害をもたらす「施設計画上の津波」に対しては、津波による災害から人命や財産等を守るため、海岸における防御と一体となって河川堤防等により津波災害を防御することとされています。

大淀川においても、津波による浸水被害の防止又は軽減を図るため、堤防・水門等の河川管理施設の地震・津波対策を講じるとともに、「津波防災地域づくりに関する法律(平成 23 年（2011 年）12 月 27 日施行)」の枠組み等に基づき、関係機関等と連携・協力し、津波防災地域づくり等の取組を推進していく必要があります。

2. 大淀川の現状と課題

2.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

2.1.5 施設の能力を上回る洪水等への対応

平成 17 年（2005 年）9 月洪水では大淀川において広範囲にわたって、大規模な浸水被害が発生しました。

全国では、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨（2015 年）では鬼怒川の堤防の決壊により家屋が倒壊・流失し、また避難の遅れにより多数の孤立者が発生しました。

また、平成 28 年（2016 年）8 月に北海道・東北地方を襲った一連の台風では堤防決壊に伴う甚大な被害や中山間地域の要配慮者利用施設で入所者の逃げ遅れによる被害などが発生しました。

さらに、平成 29 年 7 月九州北部豪雨（2017 年）では、堤防から洪水が越水するなど大規模な浸水被害が発生しました。

今後も施設の能力を上回る洪水による水害が起こりうることから、行政・住民・企業等の各主体が水害リスクに関する知識と心構えを共有し、氾濫した場合でも被害の軽減をできる限り図るための避難や水防等の事前の計画・体制、施設による対応が備えられた社会を構築していく必要があります。

河川整備については、上下流バランスの確保等を図る必要があることや財政等の制約もあることから、氾濫の危険性が高い区間であっても早急に解消することが困難な場合があります。

これらのことから、従来からの洪水を安全に流すためのハード対策に加え、ソフト対策を活かし、人的被害や社会経済被害をできる限り軽減するための施設による対応（危機管理型ハード対策）を導入し、地域におけるソフト対策と一体となって実施する必要があります。

2.1.6 既設ダムの有効活用

近年における厳しい財政状況等の社会情勢、洪水・渇水被害の頻発や気候変動の影響の顕在化、既設ダムの有効活用のこれまでの事例の積み重ねによる知見の蓄積、これを支える各種技術の進展等を踏まえれば、ソフト・ハード対策の両面から既設ダムを有効活用することの重要性はますます高まっています。このため、既設ダムを有効活用する「ダム再生」をより一層推進させるための方策を示す「ダム再生ビジョン」が平成 29 年（2017 年）6 月に策定されました。

近年、大淀川においても洪水被害が度々発生しており、こうした頻発する洪水の被害軽減、再生可能エネルギーの導入等の命題に対処するため、関係機関と連携し、ソフト・ハード対策の両面から既設ダムの有効活用を推進していく必要があります。

なお、平成 30 年（2018 年）6 月に本計画を変更して岩瀬ダムを有効活用した洪水調節機能の増強を位置づけ、関係機関等と調整を図りながら、調査・検討を進めています。

2. 大淀川の現状と課題

2.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

2.1.7 気候変動への適応

近年、我が国においては、時間雨量 50mm を超える短時間強雨や総雨量が数百ミリから千ミリを超えるような大雨が発生する頻度が増加し、全国各地で毎年のように甚大な水害が発生しています。さらに、地球温暖化に伴う気候変動の影響により、今後さらなる大雨や短時間強雨の発生頻度、大雨による降水量等が増大することが予測されています。これにより、施設の能力を上回る洪水が頻発するとともに、発生頻度は比較的低い施設の能力を大幅に上回る極めて大規模な洪水が発生する懸念が高まっています。

その一方で、将来において無降水日数の増加や積雪量の減少による渇水の増加が予想されており、地球温暖化に伴う気候変動により、渇水が頻発化、長期化、深刻化し、さらなる渇水被害が発生することが懸念されています。

このため、気候変動による災害外力の増大と、それに伴う洪水や渇水被害の激甚化や発生頻度の増加等、様々な事象を想定し、対策を進めていくことが必要になります。

2.1.8 河道の維持管理

(1) 河道管理

大淀川下流部では、昭和 47 年（1972 年）～昭和 63 年（1988 年）までは主に砂利採取に伴う河床低下が生じており、また、平成 17 年（2005 年）9 月洪水等に伴う一時的な河床変動も見られましたが、近年は概ね安定した状態となっています。しかしながら、土砂堆積により河床が上昇すると流下能力が低下し、一方、洗掘により河床が低下すると、堤防や護岸等の河川構造物が不安定となり崩壊する可能性があります。さらに、河床高の上昇は、砂州を極端に発達させ、植生や河道内樹木の過剰な繁茂による、洪水流下の阻害を招く恐れもあります。

このため、河川巡視や航空写真撮影、縦横断測量及び環境調査等モニタリングを定期的に実施するとともに、ダム機能の維持管理、更には上流から海岸までの総合的な土砂管理の観点から、流域の土地利用の変化に伴う河川への土砂流出の変化や河道内の土砂移動、ダム貯水池の堆砂状況、海域への土砂流出等土砂の挙動に関する調査・研究や必要な対策について関係機関と連携を図り、適正な維持管理に努める必要があります。

(2) 樹木管理

河道内の樹木等の繁茂が著しくなると、河道の流下能力が低下し、洪水時の水位上昇につながるとともに、洪水時に流木となり、橋梁等に被害を生じさせる恐れもあります。また、河川管理施設の機能に支障を及ぼす場合があります。

このため、河川巡視や航空写真撮影、縦横断測量及び環境調査等モニタリングを定期的に実施するとともに、必要に応じて適正な維持管理に努める必要があります。

2. 大淀川の現状と課題

2.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項



写真 2.1.1 河道内に繁茂する樹木群（大淀川左岸 17k7～17k9 付近）

2.1.9 総合的な土砂管理

大淀川流域をはじめとして、近隣の河川においては河道内の局所的な堆積や洗掘に伴う河床変動やダム堆砂の進行、濁水の長期化、海岸汀線の後退など土砂移動と密接に関わる課題に対処するため、小丸川水系、耳川水系、一ツ瀬川水系、大淀川水系及び宮崎海岸の国・県等の関係機関や学識者からなる「宮崎県中部流砂系検討委員会」を平成 19 年（2007 年）10 月に設立し、山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理に取り組んでいます。

上流から海岸までの土砂移動の連続性確保の観点から、河床材料や河床高等の経年的変化だけでなく、粒度分布と量も含めた土砂移動の定量的な把握に努め、関係機関と連携しつつ、土砂移動に関する調査・研究や必要な対策検討する必要があります。

2.1.10 河川管理施設の維持管理

(1) 堤防及び護岸

堤防や護岸は、経年的な老朽化や不同沈下、降雨・浸透・洪水・地震等の自然現象、車両乗り入れ等人為的な影響を受けることにより、変形やクラック等が発生し、放置すると洪水時の変状拡大や大規模な損傷に繋がります。また水の浸透等によって、クラックや堤体土質のゆるみの進行に繋がり、堤防の弱体化をまねく恐れがあります。大淀川では、堤防の変状や漏水とともに護岸の老朽化が確認されており、適切な維持管理が必要です。

2. 大淀川の現状と課題

2.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項



写真 2.1.2 堤防天端の不陸による水たまり



写真 2.1.3 堤防護岸の老朽化による亀裂

2. 大淀川の現状と課題

2.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

(2) 水閘門等（樋門・樋管、水門、排水機場、陸閘）

大淀川では樋門・樋管、排水機場など「186」の施設があり、これらの施設は、昭和40年（1965年）～昭和50年（1975年）代に築造されたものが多い状況です。

洪水、津波、高潮等に対して所要の機能が発揮され、円滑な施設操作が図られるよう、平常時から巡視・点検等を行い適正な管理に努めるとともに、長寿命化計画に基づきライフサイクルコストの縮減も検討し長寿命化に繋がるよう計画的に補修を行い、各施設の機能を良好な状態に維持していく必要があります。

表 2.1.3 河川管理施設数（大臣管理区間）

水 門	床 止	排水機場	樋門樋管等	浄化施設	陸閘	計
10	4	8	162	1	1	186

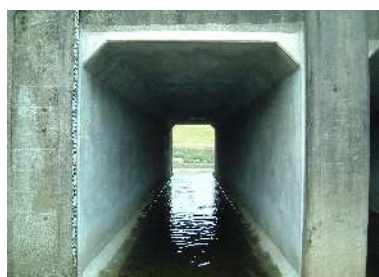


写真 2.1.4 河川管理施設（樋門）

写真 2.1.5 クラックの補修

写真 2.1.6 上屋の補修

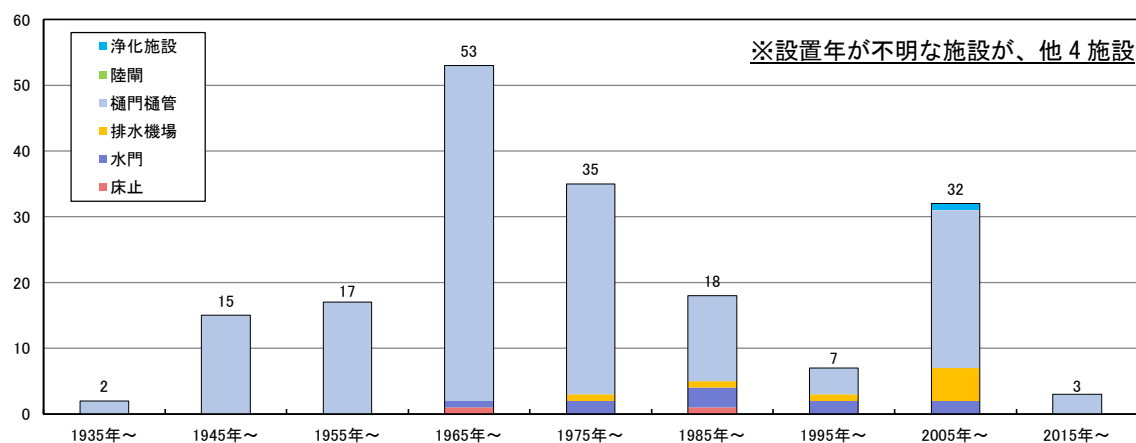


図 2.1.4 大淀川水系の河川管理施設の年代別設置数（大臣管理区間内）

2. 大淀川の現状と課題

2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

2.2.1 水利用

水利用は、現在かんがい（灌漑）用水として約 35 m³/s（約 21,300ha）に利用されているとともに、水力発電として最大使用水量約 450 m³/s（16 箇所）、また上水道として約 2 m³/s（1 件）利用されています。また、工業用水でも宮崎県知事管理区間において約 0.01 m³/s（1 件）利用されています。

大淀川は、古くから農業用水、発電用水に利用されてきています。明治 17 年（1884 年）に完成した本庄南用水路は、本庄川北側の水田を潤し、以降この地区の水田が干ばつで枯れることはなくなりました。大淀川は約 21,300ha に及ぶかんがい区域に農業用水を供給しています。水利権量としては約 35m³/s（慣行水利を除く）を許可しています。水力発電としては、大正 15 年（1926 年）に建設された大淀川第一発電所をはじめとする 16 箇所の発電所により総最大出力約 230,000kW の電力を供給しています。

また、水道用水としては、大臣管理区間において宮崎市に最大 2.133m³/s（163,000m³/日）が取水されています。なお、工業用水については、宮崎県知事管理区間において 0.011m³/s が取水されています。

表 2.2.1 大淀川水系の発電所一覧

河川名	発電所名	使用水量(m ³ /s)		発電方式	運転開始 年 月
		最大	常時		
大 淀 川	大 淀 川 第 一	165.00	25.12	ダム・調整池	大正 15. 1
	大 淀 川 第 二	149.48	29.02	ダム水路・調整池	昭和 7. 3
本 庄 川 (綾北川含)	南	1.81	0.25	水路・流込	大正 4. 3
	あや 綾 第 一 北	14.00	3.20	ダム水路	昭和 35. 5
	綾 第 一 南	10.00	1.48	ダム水路	昭和 33. 4
	綾 第 二	26.00	2.15	ダム水路	昭和 34. 3
	田 代 八 重	14.00	2.67	ダム式	平成 12. 3
	綾 北 ダム 発 電 所	0.221	0.199	ダム水路式	平成 25. 7
岩 瀬 川	の 野 尻	5.56	3.29	水路・流込	昭和 3. 11
	岩 瀬 川	50.00	14.70	ダム式	昭和 42. 7
	さる 猿 せ 瀬	22.00	8.174	ダム式	平成 16. 4
	浜 ノ 瀬 ダム 発 電 所	5.5	0.538	ダム式	平成 29. 1
そ の 他	みぞ の ぐち 溝 之 口	1.11	0.93	水路・流込	明治 43. 6
	こま 駒	2.66	1.82	水路・流込	昭和 30. 12
	広沢ダム発電所 (浦之名川)	1.5	0	ダム式	平成 25. 3
計	—	469.39	95.53		

出典) 宮崎河川国道事務所

※令和 7 年(2025 年)4 月 30 日時点

2. 大淀川の現状と課題

2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

表 2.2.2 大淀川の上水道施設水利権一覧

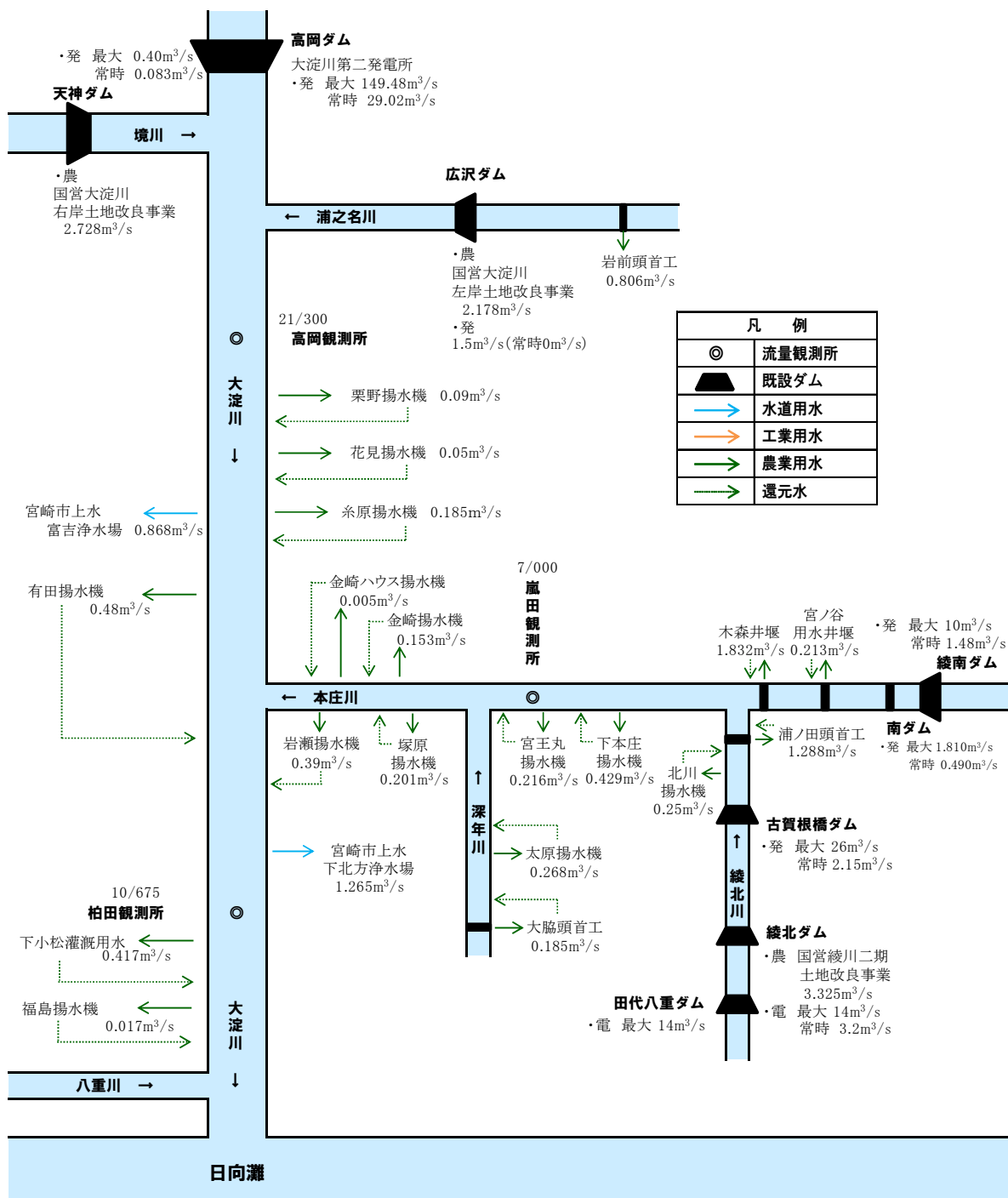
河川名	浄水場名	最大取水量(m ³ /s)	水利使用者
大 淀 川	とみ よし 浄 水 場 富 吉	0.868	宮崎市
	しも きた かた 浄 水 場 下 北 方	1.265	宮崎市
計	—	2.133	

出典) 宮崎河川国道事務所

※令和7年(2025年)4月30日時点

2. 大淀川の現状と課題

2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項



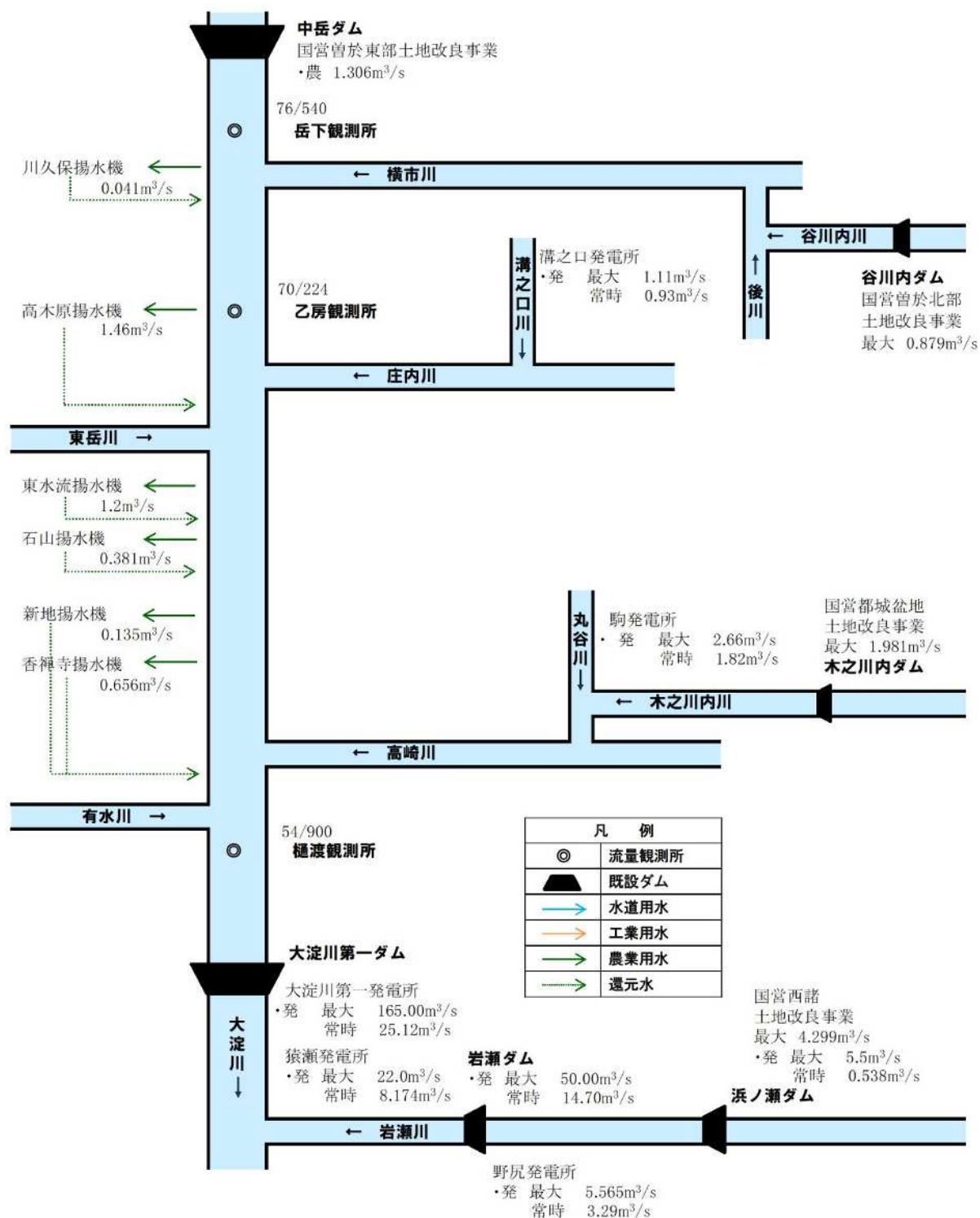
※令和 7 年(2025 年)4 月 30 日時点

※国土交通大臣が許可する水利権のみ記載しています。

図 2.2.1(1) 水利用模式図(大淀川下流)

2. 大淀川の現状と課題

2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項



※令和 7 年(2025 年)4 月 30 日時点

※国土交通大臣が許可する水利権のみ記載しています。

図 2.2.1 (2) 水利用模式図 (大淀川上流)

2. 大淀川の現状と課題

2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

表 2.2.3 大淀川の水利用（許可水利権）

用水目的	件数	最大取水量 (m^3/s)	備考
農 業 用 水	75	35.422	
水 道 用 水	1	2.133	
工 業 用 水	1	0.011	宮崎県管理区間
そ の 他	5	0.134	宮崎県管理区間
発 電 用 水	16	452.088	最大使用水量
計	98	489.788	

※令和7年（2025年）4月30日時点

2. 大淀川の現状と課題

2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

2.2.2 渇水時等の対応

大淀川水系において、近年、渇水被害は発生していませんが、今後も関係機関と連携し正常流量の確保に努めます。

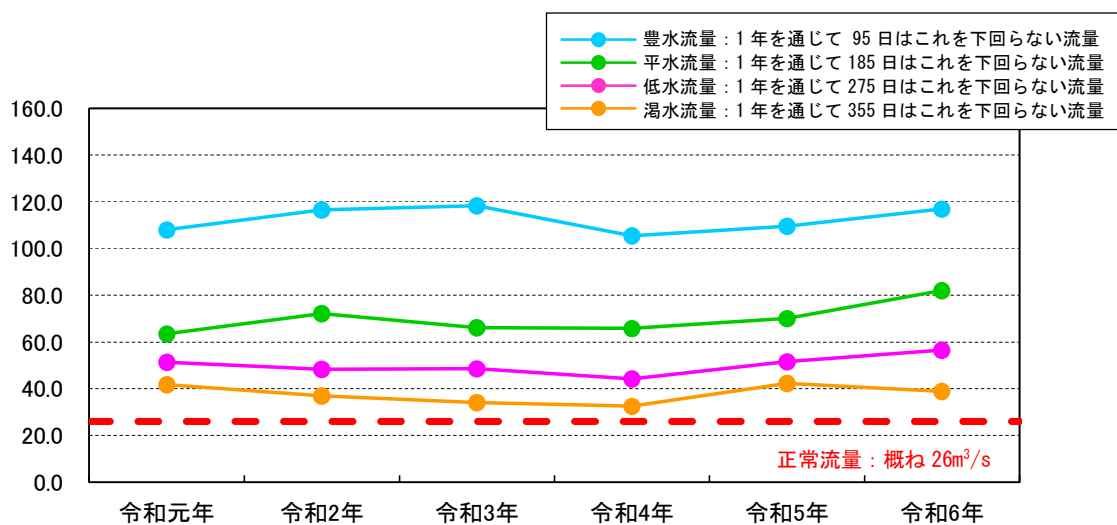


図 2.2.2 高岡地点の流況

※正常流量:河川の流水の正常な機能の維持に必要な流量

2.3 河川環境の整備と保全に関する事項

2.3.1 多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出

(1) 下流部

1) 大淀川

汽水域のワンド・たまり等の水際にはウマスゲやタコノアシ等が生育しています。水量が豊富なことからスズキがアユを追って中流淡水域まで遡上し、そのスズキやアユなどを捕獲する伝統漁法も現存しています。タブノキ等の河畔林で囲まれた丸島と呼ばれる中州では、クロサギ等のサギ類やミサゴ等多くの鳥類が生息しています。また、河口域の砂泥地には絶滅危惧種のハクセンシオマネキ、ベンケイガニ等の底生動物が生息・繁殖し、砂泥底には絶滅危惧種のクボハゼをはじめとしたハゼ類も多く生息・繁殖しています。さらに流れが穏やかでやや深い淀みを有する汽水域には、多くの稚魚の生息場所となるコアマモ群落が分布し、その周辺には日本固有種で宮崎県のほか一部の地域でしか確認されていない絶滅危惧種のアカメが生息・繁殖しています。河口周辺の砂浜では絶滅危惧種のアカウミガメの産卵がみられ、河口砂州は絶滅危惧種のコアジサシの集団繁殖地となっています。

その上流は、瀬や淵が交互にみられ、瀬にはアユの産卵場が多数存在し、淵や流れの緩やかなワンド・たまりにはコイ科魚類等が生息・繁殖しています。下流部における中～下流区間の水際にはタコノアシ等の湿性植物が生育し、自然裸地（礫河原）にはイカルチドリが生息・繁殖しています。堤防法面や高水敷には低・中茎草地のミヤコグサを食草とする絶滅危惧種のシルビアシジミが生息・繁殖し、ヨシ原にはカヤネズミが生息・繁殖しています。

下流部における最上流端付近の山付き区間は、絶滅危惧種のガンゼキラン等の希少な植物も生育するスダジイ等の照葉樹林が分布しています。

こうした現状に対し、河口から第一床止までの汽水域では、汽水域上流部のワンド・たまりは近年やや減少しており、令和3年度（2021年度）時点では約1.71haとなっています。ヨシ原は減少しており、ヨシ原等を利用するフトヘナタリガイが近年確認されていません。長期的にみると干潟や浅場が減少しており、汽水域の砂泥底（コアマモ群集含む）にすむヨウジウオ、カワヨウジ、ヤマトイトヒキサギ、絶滅危惧種のシロウオ等の魚類（特に仔稚魚）、ハマシイノミガイ、ヤマトオサガニ、イトゴカイ、絶滅危惧種のキバネキバナガミズギワゴミムシ、イセウキヤガラ、ナガミノオニシバ等が近年減少しています。絶滅危惧種のアカメ仔稚魚等の生育場となるコアマモ群集は、飛江田水路と津屋原沼の一部に限定的に分布しています。長期的にはコアマモが好む静穏な浅場が減少しており、コアマモも長期的には減少している可能性があります。近年ではコアマモを餌とするヒドリガモ等の個体数も減少しています。これら、下流部の特徴的な動植物の生息・生育・繁殖環境を保全・創出していく必要があります。

第一床止から下流部上流端までの下流域では、ワンド・たまり面積は令和3年度（2021年度）時点では約6.81haとなっており、大きな変化は認められないものの、セスジイトトンボ、ケシゲンゴロウ、ゴマフガムシ等の水生昆虫類、トノサマガエル等の両生類といった湿地環境（ワンド・たまりを含む）を好む種、ゴキヅル、ミゾハコベ等の水際部～湿地

2. 大淀川の現状と課題

2.3 河川環境の整備と保全に関する事項

環境を好む植物が減少しています。長期的に絶滅危惧種のカマキリ（アユカケ）の生息場、アユの生息・繁殖場として機能している瀬や淵が減少傾向にあり、瀬の環境を好むトゲエラトビイロコカゲロウ等のカゲロウ類、ニンギョウトビケラ等のトビケラ類の確認数が減少しています。また、寄り洲や中州といった自然裸地（河原環境）の面積が長期的に減少しており、河原環境を好むコチドリ、絶滅危惧種のシロチドリの確認数が減少しています。これら生息場の減少やそこに生息する生物の減少については、河道の二極化※が要因の一つとなっている可能性が考えられます。

このほか、絶滅危惧種のシルビアシジミの食草であるミヤコグサやレンリソウが生育できる低茎草地の面積が近年減少しており、低茎草地～裸地付近に生育するカワラケツメイを食草とする絶滅危惧種のツマグロキチョウが減少しています。

※河道の二極化：みお筋に洪水流が集中して河床の洗堀・低下が進む一方、砂州等の陸上部には土砂堆積、植生繁茂が進み、みお筋の河床と砂州等の陸上部の比高（高低差）が大きくなる現象。



タコノアシ

（国：準絶滅危惧、宮崎県：準絶滅危惧）



アカメ

（国：絶滅危惧ⅠＢ類、宮崎県：絶滅危惧Ⅱ類）



ミサゴ



スズキ

2) 本庄川

最大支川の本庄川流域は、四万十累層群に覆われた急峻な地形を有し、国内でも貴重な照葉樹林帯の中を流れており、九州屈指の清流となっています。平野部に入ると蛇行が大きく、瀬や淵が交互にみられ、瀬にはアユの産卵場が多数存在します。また、河川敷には

2. 大淀川の現状と課題

2.3 河川環境の整備と保全に関する事項

本庄川の代表的な植物の一つであるツクシイバラが生育するほか、広い低水敷に形成されたワンド・たまり等には、ササバモや絶滅危惧種のミズキンバイ等の水生植物が生育し、絶滅危惧種のミナミメダカ等の魚類にとって良好な生息・繁殖環境を創出しています。竹林は、サギ類の集団ねぐらとなっており、ヤナギ林周辺では、コムラサキが生息・繁殖しています。

こうした現状に対し、本庄川・綾北川・深年川では、連続する瀬や淵が減少傾向にあり、瀬や淵を生息場とするエルモンヒラタカゲロウ、ヒゲナガカワトビケラ等が減少しています。寄り洲や中州などの自然裸地（礫河原）面積が長期的に減少しており、河原環境を好むコチドリ、絶滅危惧種のシロチドリの確認数が減少しています。さらには、ワンド・たまり等の湿地環境を利用するチュウサギや絶滅危惧種のハマシギ、絶滅危惧種のオオヨドシマドジョウ、セスジイトトンボ、ホソセスジゲンゴロウ、ヒメガムシ等が減少傾向となっている他、絶滅危惧種のミズキンバイは近年確認されておらず、流域を含め生息場（湿地環境）が減少している可能性があります。また、絶滅危惧種のツチグリや絶滅危惧種のマツバニンジン等の低・中茎草地面積も減少しています。



ミズキンバイ

（国：絶滅危惧Ⅱ類、宮崎県：絶滅危惧ⅠA類）



ミナミメダカ

（国：絶滅危惧Ⅱ類、宮崎県：絶滅危惧ⅠA類）



ツクシイバラ

(2) 中流部

日向山地と鰐塚山地に挟まれた山間狭窄部の中流部は、自然林と人工林が混在する陰しい地形の中を瀬と淵を交互に形成しながら流下します。河岸は広葉樹林や竹林等の河畔林が形成されています。瀬にはアユ、淵にはカワアナゴ等が生息・繁殖しています。河岸の樹林内

2. 大淀川の現状と課題

2.3 河川環境の整備と保全に関する事項

にはコゲラ等が生息し、礫河原にはカジカガエル等が生息・繁殖しています。また、支川岩瀬川には、オオヨドカワゴロモが生育しています。



アユ



カワアナゴ
(宮崎県：準絶滅危惧)

(3) 上流部

源流から都城盆地に至る上流部は、ほとんどがシラスによって形成された谷底平野が広がる市街地と田園地帯を緩やかに流下しており、河床は砂礫層から成り、瀬には絶滅危惧種のオオヨドシマドジョウ、ヨシノボリ類、オイカワ、淵にはコイ等が生息・繁殖しています。自然裸地（礫河原）にはイカルチドリが生息・繁殖しており、河畔林及び自然河岸にはカワセミや絶滅危惧種のヤマセミが見られ、メダケ等の竹林はサギ類の集団ねぐらとなっています。高水敷には分布の南限にあたるコウヤワラビが生育しているほか、オギ群落等の草地には、ギンイチモンジセセリ等の陸上昆虫類、カヤネズミ等が生息・繁殖し、ゴマクサ等の明るい湿地環境を好む植物も生育しています。

また、鹿児島県内を流下する庄内川と溝之口川はともに田園地帯を蛇行して流下しており、河道内には瀬、淵が連続して出現し、湾曲部周辺には砂州が形成されており、砂州上にはツルヨシ群落等の植生が繁茂しています。水域には絶滅危惧種のヤマトシマドジョウをはじめ、ウグイやオイカワ等が生息しています。沿川は両岸とも田園地帯となっていますが、鹿児島県区間の庄内川上流端付近の堤内地側ではシュンラン、オモトやコブシ等の重要種も生息しています。また、鹿児島県区間の庄内川下流端に位置する下堤橋周辺は両岸が山付きとなっており、両岸の河畔林が水面に影を落とし、魚類の良好な生息環境が形成されています。

こうした現状に対し、イカルチドリ等の河原環境を好む種が生息する自然裸地（礫河原）の面積が長期的に減少しており、令和3年度（2021年度）時点では約14.89haとなっています。さらには、ワンド・たまりの面積も減少し、令和3年度（2021年度）時点では約2.12haとなっており、水辺の湿生環境を好むチュウサギ、トノサマガエル、ニホンヒキガエル、アオモンイトトンボ、タイコウチ、ホソセスジゲンゴロウ、コガシラミズムシ等の動物、ゴキヅル、ウシクグ等の植物の湿地環境に生息・生育又は繁殖場として利用する種の確認数が減少しています。また、瀬等の砂礫底に生息する大淀川固有種である絶滅危惧種のオオヨドシマドジョウも最新の河川水辺の国勢調査（令和4年度（2022年度）実施）では確認されてお

2. 大淀川の現状と課題

2.3 河川環境の整備と保全に関する事項

らず、特定外来生物であるコウライオヤニラミの捕食等が一因として考えられます。サギ類のねぐらや魚類等の隠れ場、多くの水生生物への有機物の供給源となる河畔林は、長期的にみると減少しています。

これら、上流部の特徴的な動植物の生息・生育・繁殖環境を保全・創出していく必要があります。



カワセミ



オオヨドシマドジョウ

(国：絶滅危惧IB類、宮崎県：絶滅危惧IA類)



カヤネズミ (球巢)

(宮崎県：準絶滅危惧)



ゴマクサ

(国：準絶滅危惧、宮崎県：準絶滅危惧)

2. 大淀川の現状と課題

2.3 河川環境の整備と保全に関する事項

庄内川・溝之口川の重要種の一覧表

河川名	分類	種名	指定区分
庄内川	魚類	ヤマトシマドジョウ	環境省 RL：絶滅危惧Ⅱ類 鹿児島県 RL：準絶滅危惧
	植物	コブシ	鹿児島県 RL：絶滅危惧Ⅱ類
		オモト	鹿児島県 RL：準絶滅危惧
		シュンラン	鹿児島県 RL：準絶滅危惧
溝之口川	魚類	ヤマトシマドジョウ	環境省 RL：絶滅危惧Ⅱ類 鹿児島県 RL：準絶滅危惧



ヤマトシマドジョウ

(国：絶滅危惧Ⅱ類、鹿児島県：準絶滅危惧)



シュンラン

(鹿児島県：準絶滅危惧)



オモト

(鹿児島県：準絶滅危惧)



コブシ

(鹿児島県：絶滅危惧Ⅱ類)



庄内川 下堤橋上流の河畔林

(4) 河川を基軸とした流域等の生態系ネットワークの現状と課題

国管理区間における大淀川本川の横断工作物は大淀川第一床固（9/200）のみであり、本川の連続性は確保されていますが、一部の回遊性魚類は減少傾向がみられています。横断方向については、樋門・樋管の一部において、堤内外の落差により横断的な連続性が確保されていない箇所があり、今後も引き続き河川の連続性の改善を図る必要があります。

大淀川水系の河口部では、絶滅危惧種のアカメの生息場となるコアマモが生育しています。支川八重川では、絶滅危惧種のアカメの稚魚・幼魚の生育場となるコアマモ群集が生育する

2. 大淀川の現状と課題

2.3 河川環境の整備と保全に関する事項

干潟や絶滅危惧種のアカメが産卵するために向かう海と津屋原沼周辺との回遊ルートを保全しています。また、津屋原沼においては、国や河川協力団体等によるコアマモの移植イベントが行われる等、地域交流や環境学習の場としても利用されています。一方で、コアマモ群集は、汽水域の一部に限定的に分布している状況であり、長期的な環境の変化をみるとコアマモが好む静穏な浅場面積が減少しており、コアマモも長期的には減少している可能性があります。引き続き、絶滅危惧種のアカメをはじめとした生物の重要な生息場となるコアマモ群集を中心とした生態系ネットワークの形成に取り組みます。

大淀川下流部ではタコノアシ等を保全した掘削を進めています。大淀川上流の遊水地整備に当たっては、絶滅危惧種のミナミメダカや多くの水生昆虫類等を念頭においた横断方向の連続性の確保や湿地環境の創出を計画しています。

引き続き、河川協力団体等の地域の多様な主体と連携しながら生態系ネットワークの形成に取り組みます。

(5) 外来種の増加

外来種は在来種を減少させたり、絶滅の可能性を高める等の問題を引き起こすおそれがあります。大淀川においても近年、ブルーギル、オオキンケイギク、ウシガエル等の特定外来生物が確認されており、令和8年（2026年）9月には、特定外来生物に指定された「コウライオヤニラミ」が平成29年（2017年）に国内で初めて大淀川上流部の都城市で確認されて以降、急速に増加し、在来種を捕食するなど、生態系等への影響が懸念されています。

2. 大淀川の現状と課題

2.3 河川環境の整備と保全に関する事項

表 2.3.1 大淀川水系で確認された重要種（魚類）

生物	重要種
魚類	ニホンウナギ（環境省：絶滅危惧ⅠＢ類，宮崎県 RDB：絶滅危惧ⅠＢ類） モツゴ（宮崎県 RDB：情報不足） ドジョウ（環境省：準絶滅危惧，宮崎県 RDB：準絶滅危惧） ヤマトシマドジョウ（環境省：絶滅危惧Ⅱ類，宮崎県 RDB：絶滅危惧ⅠＢ類） オオヨドシマドジョウ（環境省：絶滅危惧ⅠＢ類，宮崎県 RDB：絶滅危惧ⅠＡ類） ナマズ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） サクラマス(ヤマメ)（環境省：準絶滅危惧） ヨウジウオ（宮崎県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類） ミナミメダカ（環境省：絶滅危惧Ⅱ類，宮崎県 RDB：絶滅危惧ⅠＡ類） アカメ（希少野生動植物一次指定，環境省：絶滅危惧ⅠＢ類，宮崎県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類） ヤマトイトヒキサギ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） カマキリ（環境省：絶滅危惧Ⅱ類，宮崎県 RDB：準絶滅危惧） カワアナゴ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） ヤエヤマノコギリハゼ（環境省：絶滅危惧ⅠＡ類） タメトモハゼ（環境省：絶滅危惧ⅠＢ類） イドミミズハゼ（環境省：準絶滅危惧，宮崎県 RDB：情報不足） ヒモハゼ（環境省：準絶滅危惧，宮崎県 RDB：準絶滅危惧） シロウオ（環境省：絶滅危惧Ⅱ類，宮崎県 RDB：準絶滅危惧） チワラスボ（環境省：絶滅危惧ⅠＢ類） コガネチワラスボ（環境省：絶滅危惧ⅠＢ類） トビハゼ（環境省：準絶滅危惧，宮崎県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類） アシシロハゼ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） マサゴハゼ（環境省：絶滅危惧Ⅱ類） ルリヨシノボリ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） スミウキゴリ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） ウキゴリ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） クボハゼ（環境省：絶滅危惧ⅠＢ類，宮崎県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類） エドハゼ（環境省：絶滅危惧Ⅱ類，宮崎県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類）
	28 種

2. 大淀川の現状と課題

2.3 河川環境の整備と保全に関する事項

表 2.3.2(1) 大淀川水系で確認された重要種（底生動物）

生物	重要種
底生動物	ヒロクチカノコガイ（環境省：準絶滅危惧，宮崎県 RDB：準絶滅危惧） マルタニシ（環境省：絶滅危惧Ⅱ類，宮崎県 RDB：準絶滅危惧） オオタニシ（環境省：準絶滅危惧，宮崎県 RDB：絶滅危惧ⅠA類） タケノコカワニナ（環境省：絶滅危惧Ⅱ類，宮崎県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類） フトヘナタリガイ（環境省：準絶滅危惧，宮崎県 RDB：準絶滅危惧） カワアイガイ（環境省：絶滅危惧Ⅱ類，宮崎県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類） ヒメウズラタマキビガイ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） カワグチツボ（環境省：準絶滅危惧，宮崎県 RDB：準絶滅危惧） サザナミツボ（環境省：準絶滅危惧，宮崎県 RDB：準絶滅危惧） クリイロカワザンショウガイ（環境省：準絶滅危惧，宮崎県 RDB：準絶滅危惧） ヒナタムシヤドリカワザンショウガイ（環境省：準絶滅危惧，宮崎県 RDB：準絶滅危惧） ヨシダカワザンショウガイ（環境省：準絶滅危惧，宮崎県 RDB：準絶滅危惧） エドガワミズゴマツボ（環境省：準絶滅危惧，宮崎県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類） コヤスツララガイ（環境省：準絶滅危惧，宮崎県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類） シゲヤスイトカケギリガイ（環境省：準絶滅危惧，宮崎県 RDB：準絶滅危惧） ナラビオカミミガイ（環境省：絶滅危惧Ⅱ類，宮崎県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類） ウスコミミガイ（環境省：準絶滅危惧，宮崎県 RDB：絶滅危惧ⅠB類） コシダカヒメモノアラガイ（環境省：情報不足） モノアラガイ（環境省：準絶滅危惧，宮崎県 RDB：準絶滅危惧） カワコザラガイ（環境省：絶滅危惧ⅠA類） ヒラマキミズマイマイ（環境省：情報不足，宮崎県 RDB：情報不足） ガタヅキ（環境省：情報不足） ヤマトシジミ（環境省：準絶滅危惧，宮崎県 RDB：情報不足） マシジミ（環境省：絶滅危惧Ⅱ類，宮崎県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類） オキシジミ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） ハマグリ（環境省：絶滅危惧Ⅱ類，宮崎県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類） オチバガイ（環境省：準絶滅危惧，宮崎県 RDB：準絶滅危惧） ハザクラガイ（環境省：準絶滅危惧，宮崎県 RDB：準絶滅危惧） ソトオリガイ（宮崎県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類） イボビル（環境省：情報不足） ヘコミカマカ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） ムロミスナウミナナフシ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） ヒガタスナホリムシ（環境省：準絶滅危惧，宮崎県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類） ヒラテテナガエビ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） テナガエビ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） アナジャコ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） トゲノコギリガザミ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） サワガニ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） アカテガニ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） ウモレベンケイガニ（宮崎県 RDB：絶滅危惧ⅠA類） クシテガニ（宮崎県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類） フタバカクガニ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） カクベンケイガニ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） クロベンケイガニ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） ベンケイガニ（宮崎県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類） ハマガニ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） ヒメアシハラガニ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） アシハラガニ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） トゲアシヒライソガニモドキ（宮崎県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類） ミナミアシハラガニ（宮崎県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類） ヒメヒライソモドキ（宮崎県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類） タイワンヒライソモドキ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） トリウミアカイソモドキ（宮崎県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類）

89 種

2. 大淀川の現状と課題

2.3 河川環境の整備と保全に関する事項

表 2.3.2(2) 大淀川水系で確認された重要種（底生動物）

生物	重要種
底生動物	タイワンオオヒライソガニ（環境省：情報不足，宮崎県 RDB：情報不足） アリアケモドキ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） カワスナガニ（環境省：準絶滅危惧，宮崎県 RDB：準絶滅危惧） チゴガニ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） コメツキガニ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） チゴイワガニ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） ヒメヤマトオサガニ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） ヤマトオサガニ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） ハクセンシオマネキ（環境省：絶滅危惧Ⅱ類，宮崎県 RDB：準絶滅危惧） ミナミスナガニ（宮崎県 RDB：情報不足） スナガニ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） シオマネキ（環境省：絶滅危惧Ⅱ類，宮崎県 RDB：絶滅危惧ⅠA類） コフキヒメイトトンボ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） クロイトトンボ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） オオイトトンボ（宮崎県 RDB：絶滅） グンバイトンボ（環境省：準絶滅危惧，宮崎県 RDB：絶滅危惧ⅠB類） キイロサナエ（環境省：準絶滅危惧，宮崎県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類） クロサナエ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） オナガサナエ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） アオサナエ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） ナゴヤサナエ（環境省：絶滅危惧Ⅱ類，宮崎県 RDB：情報不足） キイロヤマトンボ（環境省：準絶滅危惧，宮崎県 RDB：絶滅危惧ⅠB類） オオアメンボ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） タイコウチ（宮崎県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類） ナベブタムシ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） キボシケシゲンゴロウ（環境省：情報不足，宮崎県 RDB：準絶滅危惧） ヒコサンセスジゲンゴロウ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） ホソセスジゲンゴロウ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） コガタノゲンゴロウ（環境省：絶滅危惧Ⅱ類，宮崎県 RDB：その他保護上重要な種） コシマゲンゴロウ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） シャープツブゲンゴロウ（環境省：準絶滅危惧，宮崎県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類） キベリマメゲンゴロウ（環境省：準絶滅危惧，宮崎県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類） コオナガミズマシ（環境省：絶滅危惧Ⅱ類，宮崎県 RDB：絶滅危惧ⅠB類） コモンジミガムシ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） ヨコミゾドロムシ（環境省：絶滅危惧Ⅱ類，宮崎県 RDB：情報不足） ケスジドロムシ（環境省：絶滅危惧Ⅱ類）

89 種

2. 大淀川の現状と課題

2.3 河川環境の整備と保全に関する事項

表 2.3.3(1) 大淀川水系で確認された重要種（植物）

生物	重要種	
植物	クラマゴケ（宮崎県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類） ヘゴ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） オオアマクサシダ（宮崎県 RDB：絶滅危惧ⅠA類） ヤワラハチジョウシダ（環境省：絶滅危惧Ⅱ類，宮崎県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類） トゲハチジョウシダ（環境省：絶滅危惧ⅠB類） ヒメシダ（宮崎県 RDB：絶滅危惧ⅠA類） コウヤワラビ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） クサソテツ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） サツマンダ（環境省：準絶滅危惧，宮崎県 RDB：絶滅危惧ⅠB類） ヤリノホクリハラン（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） ウマノスズクサ（宮崎県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類） キンチャクアオイ（環境省：準絶滅危惧，宮崎県 RDB：準絶滅危惧） マイヅルテンナンショウ（環境省：準絶滅危惧，宮崎県 RDB：絶滅危惧ⅠB類） キリシマテンナンショウ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） クロモ（宮崎県 RDB：絶滅危惧ⅠB類） ホッスモ（宮崎県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類） セキショウモ（宮崎県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類） コアマモ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） エビモ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） ヒルムシロ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） ホソバミズヒキモ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） ヤナギモ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） ササバモ（宮崎県 RDB：絶滅危惧ⅠB類） イトクズモ（環境省：絶滅危惧Ⅱ類，宮崎県 RDB：絶滅危惧ⅠA類） キクバドコロ（宮崎県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類） ノヒメユリ（環境省：絶滅危惧Ⅱ類，宮崎県 RDB：絶滅危惧ⅠB類） エビネ（環境省：準絶滅危惧，宮崎県 RDB：準絶滅危惧） ボウラン（環境省：準絶滅危惧，宮崎県 RDB：準絶滅危惧） フウラン（環境省：準絶滅危惧，宮崎県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類） コケイラン（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） ガンゼキラン（環境省：絶滅危惧Ⅱ類，宮崎県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類） オオバギボウシ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） アオイカズラ（環境省：絶滅危惧Ⅱ類） ヤマトミクリ（環境省：準絶滅危惧，宮崎県 RDB：絶滅危惧ⅠA類） ナガエミクリ（環境省：準絶滅危惧，宮崎県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類） ホシクサ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） ハナビゼキショウ（宮崎県 RDB：絶滅危惧ⅠA類） ヒメコウガイゼキショウ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） ホソイ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） ウキヤガラ（宮崎県 RDB：絶滅危惧ⅠA類） イセウキヤガラ（宮崎県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類） ウマスゲ（宮崎県 RDB：絶滅危惧ⅠA類） オニスゲ（宮崎県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類） ヒメシラスゲ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） ミヤマカンスゲ（宮崎県 RDB：情報不足） クサスゲ（宮崎県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類） シチトウイ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） ウシクグ（宮崎県 RDB：絶滅危惧ⅠB類） ヒメガヤツリ（宮崎県 RDB：絶滅危惧ⅠA類） マシカクイ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） コアゼテンツキ（宮崎県 RDB：絶滅危惧ⅠA類） シオカゼテンツキ（宮崎県 RDB：絶滅危惧ⅠB類） ビロードテンツキ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧）	131 種

2. 大淀川の現状と課題

2.3 河川環境の整備と保全に関する事項

表 2.3.3(2) 大淀川水系で確認された重要種（植物）

生物	重要種
植物	フトイ（宮崎県 RDB：絶滅危惧ⅠA類） イトスズメガヤ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） ウシノシッペイ（宮崎県 RDB：絶滅危惧ⅠB類） アイアシ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） ナンゴクワセオバナ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） スズダケ（宮崎県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類） キケマン（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） タガラシ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） アオカズラ（環境省：絶滅危惧ⅠB類，宮崎県 RDB：準絶滅危惧） ツゲ（宮崎県 RDB：絶滅危惧ⅠA類） タコノアシ（環境省：準絶滅危惧，宮崎県 RDB：準絶滅危惧） ホザキノフサモ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） タチモ（環境省：準絶滅危惧，宮崎県 RDB：絶滅） カワラケツメイ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） レンリソウ（宮崎県 RDB：絶滅危惧ⅠA類） オオバタンキリマメ（宮崎県 RDB：絶滅危惧ⅠB類） ツルフジバカマ（宮崎県 RDB：絶滅危惧ⅠA類） ヨツバハギ（宮崎県 RDB：絶滅危惧ⅠA類） オオバクサフジ（宮崎県 RDB：絶滅危惧ⅠB類） ヒナノカンザシ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） クサコアカソ（宮崎県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類） ニオウヤブマオ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） ウワバミソウ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） ツチグリ（環境省：絶滅危惧Ⅱ類，宮崎県 RDB：絶滅危惧ⅠA類） ヤマイバラ（宮崎県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類） ゴキヅル（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） ミゾハコベ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） アギスミレ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） マツバニンジン（環境省：絶滅危惧ⅠA類） ヒメミソハギ（宮崎県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類） ミソハギ（宮崎県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類） ミズマツバ（環境省：準絶滅危惧，宮崎県 RDB：準絶滅危惧） ミズキンバイ（環境省：絶滅危惧Ⅱ類，宮崎県 RDB：絶滅危惧ⅠA類） アデク（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） コイヌガラシ（環境省：準絶滅危惧，宮崎県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類） カナビキソウ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） サデクサ（宮崎県 RDB：絶滅危惧ⅠA類） ホソバノウナギツカミ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） ウナギツカミ（宮崎県 RDB：絶滅危惧ⅠB類） ヌカボタデ（環境省：絶滅危惧Ⅱ類，宮崎県 RDB：絶滅危惧ⅠA類） コギシギシ（環境省：準絶滅危惧，宮崎県 RDB：準絶滅危惧） カワラナデシコ（宮崎県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類） ワチガイソウ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） ワダソウ（宮崎県 RDB：絶滅危惧ⅠA類） ホソバハマアカザ（宮崎県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類） モロコシソウ（宮崎県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類） クルマムグラ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） ハナムグラ（環境省：絶滅危惧Ⅱ類） ヨツバムグラ（宮崎県 RDB：絶滅危惧ⅠB類） ヒメナエ（環境省：絶滅危惧Ⅱ類，宮崎県 RDB：絶滅危惧ⅠB類） イケマ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧）

131 種

2. 大淀川の現状と課題

2.3 河川環境の整備と保全に関する事項

表 2.3.3(3) 大淀川水系で確認された重要種（植物）

生物	重要種	
植物	ガガイモ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） アオカモメヅル（宮崎県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類） ロクオンソウ（環境省：絶滅危惧Ⅱ類，宮崎県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類） スズサイコ（環境省：準絶滅危惧，宮崎県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類） マメダオシ（環境省：絶滅危惧ⅠB類，宮崎県 RDB：情報不足） グンバイヒルガオ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） イガホオズキ（宮崎県 RDB：絶滅危惧ⅠB類） ヤナギイボタ（宮崎県 RDB：絶滅危惧ⅠB類） シソクサ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） カワヂシャ（環境省：準絶滅危惧，宮崎県 RDB：準絶滅危惧） タニジャコウソウ（環境省：準絶滅危惧，宮崎県 RDB：準絶滅危惧） ミズネコノオ（環境省：準絶滅危惧，宮崎県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類） ミゾコウジュ（環境省：準絶滅危惧，宮崎県 RDB：準絶滅危惧） ヒメナミキ（宮崎県 RDB：絶滅危惧ⅠB類） スズメノハコベ（環境省：準絶滅危惧，宮崎県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類） ゴマクサ（環境省：準絶滅危惧，宮崎県 RDB：準絶滅危惧） クマツヅラ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） ホタルブクロ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） マルバテイショウソウ（環境省：絶滅危惧Ⅱ類，宮崎県 RDB：準絶滅危惧） ヒメシオン（宮崎県 RDB：絶滅危惧ⅠA類） イナカギク（宮崎県 RDB：絶滅危惧ⅠA類） ホソバオグルマ（環境省：絶滅危惧Ⅱ類，宮崎県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類） ホソバニガナ（環境省：絶滅危惧ⅠB類，宮崎県 RDB：絶滅危惧ⅠA類） ヤナギニガナ（環境省：絶滅危惧Ⅱ類，宮崎県 RDB：準絶滅危惧） ハマニガナ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） オナモミ（環境省：絶滅危惧Ⅱ類，宮崎県 RDB：絶滅） ヒュウガトウキ（環境省：絶滅危惧Ⅱ類，宮崎県 RDB：準絶滅危惧） ハマゼリ（宮崎県 RDB：絶滅危惧ⅠB類）	131 種

2. 大淀川の現状と課題

2.3 河川環境の整備と保全に関する事項

表 2.3.4 大淀川水系で確認された重要種（鳥類）

生物	重要種
鳥類	ウズラ（環境省：絶滅危惧Ⅱ類，宮崎県 RDB：絶滅危惧ⅠA類） ヤマドリ（環境省：準絶滅危惧，宮崎県 RDB：準絶滅危惧） ツクシガモ（環境省：情報不足，宮崎県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類） キンクロハジロ（環境省：絶滅危惧Ⅱ類） ゴイサギ（環境省：絶滅危惧Ⅱ類，宮崎県 RDB：準絶滅危惧） ササゴイ（環境省：絶滅危惧Ⅱ類，宮崎県 RDB：準絶滅危惧） アマサギ（環境省：絶滅危惧ⅠB類） チュウサギ（環境省：準絶滅危惧） コサギ（環境省：絶滅危惧Ⅱ類） クロサギ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） クイナ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） ヒクイナ（環境省：準絶滅危惧，宮崎県 RDB：準絶滅危惧） バン（環境省：絶滅危惧Ⅱ類，宮崎県 RDB：準絶滅危惧） アマツバメ（環境省：絶滅危惧Ⅱ類） ケリ（環境省：情報不足） イカルチドリ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） コチドリ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） シロチドリ（環境省：絶滅危惧Ⅱ類，宮崎県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類） メダイチドリ（国際希少野生動植物種） コシヤクシギ（国際希少野生動植物種，環境省：絶滅危惧ⅠB類） アカアシシギ（環境省：絶滅危惧ⅠA類，宮崎県 RDB：準絶滅危惧） タカブシギ（環境省：絶滅危惧Ⅱ類，宮崎県 RDB：準絶滅危惧） キョウジョシギ（環境省：準絶滅危惧） トウネン（環境省：準絶滅危惧） ハマシギ（環境省：絶滅危惧Ⅱ類，宮崎県 RDB：準絶滅危惧） ウミネコ（環境省：絶滅危惧Ⅱ類） オオセグロカモメ（環境省：絶滅危惧ⅠB類） コアシサシ（環境省：絶滅危惧ⅠB類，宮崎県 RDB：絶滅危惧ⅠB類） チュウヒ（国内希少野生動植物種，環境省：絶滅危惧ⅠB類，宮崎県 RDB：絶滅危惧ⅠB類） ツミ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） ハイタカ（環境省：準絶滅危惧，宮崎県 RDB：準絶滅危惧） オオタカ（環境省：準絶滅危惧，宮崎県 RDB：準絶滅危惧） コノハズク（宮崎県 RDB：絶滅危惧ⅠA類） フクロウ（宮崎県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類） アオバズク（宮崎県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類） コミミズク（宮崎県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類） アカショウビン（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） ヤマセミ（環境省：絶滅危惧Ⅱ類） ブッポウソウ（環境省：絶滅危惧ⅠB類，宮崎県 RDB：絶滅危惧ⅠB類） ハヤブサ（国内希少野生動植物種，環境省：準絶滅危惧，宮崎県 RDB：準絶滅危惧） ビンズイ（環境省：準絶滅危惧） ホオアカ（宮崎県 RDB：その他保護上重要な種） カシラダカ（環境省：絶滅危惧ⅠB類） クロジ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧）
	44 種

2. 大淀川の現状と課題

2.3 河川環境の整備と保全に関する事項

表 2.3.5 大淀川水系で確認された重要種（両生類・爬虫類・哺乳類）

生物	重要種	
両生類	ニホンヒキガエル（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） トノサマガエル（環境省：準絶滅危惧，宮崎県 RDB：準絶滅危惧）	2 種
爬虫類	アカウミガメ（宮崎県指定天然記念物，環境省：絶滅危惧ⅠB 類，宮崎県 RDB：準絶滅危惧） ニホンイシガメ（環境省：準絶滅危惧，宮崎県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類） ニホンスッポン（環境省：情報不足，宮崎県 RDB：情報不足） シロマダラ（宮崎県 RDB：情報不足）	3 種
哺乳類	モモジロコウモリ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） ユビナガコウモリ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） ハタネズミ（宮崎県 RDB：情報不足） カヤネズミ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧）	4 種

2. 大淀川の現状と課題

2.3 河川環境の整備と保全に関する事項

表 2.3.6 大淀川水系で確認された重要種（陸上昆虫類）

生物	重要種	
陸上 昆虫類	ベニイトトンボ（環境省：準絶滅危惧，宮崎県 RDB：絶滅危惧ⅠB類） モートンイトトンボ（環境省：準絶滅危惧，宮崎県 RDB：絶滅危惧ⅠA類） クロイトトンボ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） オオイトトンボ（宮崎県 RDB：絶滅） アキアカネ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） ヒメアカネ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） アングロツユムシ（宮崎県 RDB：情報不足） マツムシモドキ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） カヤコオロギ（宮崎県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類） ハマスズ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） サイゴクイナゴ（宮崎県 RDB：その他保護上重要な種） コバネイナゴ（宮崎県 RDB：情報不足） ハウチワウンカ（環境省：絶滅危惧Ⅱ類） アシナガナガカメムシ（環境省：準絶滅危惧，宮崎県 RDB：準絶滅危惧） キボシマルカメムシ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） オオアメンボ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） タイコウチ（宮崎県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類） ダイミョウセセリ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） ギンイチモンジセセリ（環境省：準絶滅危惧，宮崎県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類） ミヤマチャバネセセリ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） ゴイシジミ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） シルビアシジミ（環境省：絶滅危惧ⅠB類，宮崎県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類） コムラサキ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） ウラナミジャノメ本土亜種（環境省：絶滅危惧Ⅱ類，宮崎県 RDB：準絶滅危惧） ツマグロキチョウ（環境省：絶滅危惧ⅠB類，宮崎県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類） カギモンハナオイアツバ（環境省：準絶滅危惧） ウスミモンキリガ（環境省：準絶滅危惧） ギンモンアカヨトウ（環境省：絶滅危惧Ⅱ類） ミズアブ（宮崎県 RDB：情報不足） マイマイカブリ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） キバネキバナガミズギワゴミムシ（環境省：絶滅危惧Ⅱ類） オサムシモドキ（宮崎県 RDB：情報不足） オオトックリゴミムシ（環境省：準絶滅危惧，宮崎県 RDB：情報不足） アイヌハンミョウ（環境省：準絶滅危惧，宮崎県 RDB：準絶滅危惧） エリザハンミョウ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） コハンミョウ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） セスジゲンゴロウ（宮崎県 RDB：絶滅危惧ⅠB類） ホソセスジゲンゴロウ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） コガタノゲンゴロウ（環境省：絶滅危惧Ⅱ類，宮崎県 RDB：その他保護上重要な種） コシマゲンゴロウ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） マルケシゲンゴロウ（環境省：準絶滅危惧） ケシゲンゴロウ（環境省：準絶滅危惧，宮崎県 RDB：準絶滅危惧） キベリクロヒメゲンゴロウ（環境省：準絶滅危惧，宮崎県 RDB：準絶滅危惧） シャープツブゲンゴロウ（環境省：準絶滅危惧，宮崎県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類） キイロコガシラミズムシ（環境省：絶滅危惧Ⅱ類，宮崎県 RDB：絶滅危惧ⅠB類） コガシラミズムシ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） コガムシ（環境省：情報不足，宮崎県 RDB：絶滅危惧ⅠB類） シジミガムシ（環境省：絶滅危惧ⅠB類） コモンシジミガムシ（宮崎県 RDB：準絶滅危惧） ヨコミゾドロムシ（環境省：絶滅危惧Ⅱ類，宮崎県 RDB：情報不足） ヤマトアシナガバチ（環境省：情報不足） アオスジクモバチ（環境省：情報不足） ヤマトスナハキバチ本土亜種（環境省：情報不足） キヌゲハキリバチ（宮崎県 RDB：情報不足）	54 種

2. 大淀川の現状と課題

2.3 河川環境の整備と保全に関する事項

※記載内容は、国管理区間で確認されたものです。

※重要種：下記の資料の掲載種及び貴重または保護すべき種として指定されている種

- ・文化財保護法、文化財保護条例（国指定天然記念物、都道府県指定天然記念物、市町村指定天然記念物）
- ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（国内希少野生動植物種、国際希少野生動植物種）
- ・環境省 RL：環境省版レッドリスト 2025（日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト）
- ・宮崎県 RDB：「宮崎県の保護上重要な野生生物 改訂・宮崎県レッドデータブック 2025 年度版

〈カテゴリ定義（環境省 RL、宮崎県 RDB）〉

絶滅：我が国ではすでに絶滅したと考えられる種

野生絶滅：飼育・栽培下でのみ存続している種

絶滅危惧Ⅰ類：絶滅の危機に瀕している種

絶滅危惧ⅠA類：ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種

絶滅危惧ⅠB類：ⅠA類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種

絶滅危惧Ⅱ類：絶滅の危険が増大している種

準絶滅危惧：現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種

情報不足：評価するだけの情報が不足している種

絶滅のおそれのある地域個体群：地域的に孤立しており、地域レベルでの絶滅のおそれが高い個体群

その他保護上重要な種：県または地域レベルで重要性が高い種

〈出典〉

魚介類：平成 3-4 年度、平成 8-9 年度、平成 15-16 年度、平成 21、平成 26、平成 29、令和 4 年度河川水辺の国勢調査

底生動物：平成 4 年度、平成 8-9 年度、平成 15-16 年度、平成 21、平成 26、平成 30、令和 5 年度河川水辺の国勢調査

植物：平成 4-5 年度、平成 11-12 年度、平成 16-17、平成 27、令和 6 年度河川水辺の国勢調査

鳥類：平成 6-7 年度、平成 12 年度、平成 17、平成 27 年度河川水辺の国勢調査

両生類・爬虫類・哺乳類：平成 5 年度、平成 10 年度、平成 15 年度、平成 25、令和 2 年度河川水辺の国勢調査

陸上昆虫類等：平成 3-4 年度、平成 7-8 年度、平成 13-14 年度、平成 22、平成 31 年度河川水辺の国勢調査

基図：平成 19-20 年度、H25 年度、平成 28 年度、令和 3 年度河川水辺の国勢調査

2. 大淀川の現状と課題

2.3 河川環境の整備と保全に関する事項

2.3.2 水質の保全

大淀川水系における水質汚濁に係る環境基準^{※1}の水域類型指定^{※2}の状況は表 2.3.7、図 2.3.1 に示すとおりです。

大淀川上流域の下水道普及率が低く（都城市約 45%：令和 6 年（2024 年）末）、また都城市を中心とした上流域は畜産業が盛んな地域であること等から、上流域の水質は下流域よりも相対的に悪い数値で推移しています。そのため、大淀川水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）を平成 16 年（2004 年）6 月に策定し、河川浄化に向けた取り組みを開始しました。水質は改善傾向にあり、近年は環境基準を概ね満足していますが、冬場の水量が少ない時期に水質が悪化する場合がありますなど、引き続き改善が必要な状態であるため、平成 31 年（2019 年）2 月には産学官民が一体となって取り組む行動計画に改定しました。令和 8 年（2026 年）2 月にも行動計画の一部を改定するなど、関係機関で連携して更なる水質改善に向けた取組を推進しています。

一方、事故等による河川への汚濁物質の混入等、突発的に発生する水質事故に対処するため、日常の河川巡視等により汚濁源情報等の迅速な把握に努めるとともに、「大淀川水系水質汚濁防止対策連絡協議会」による情報連絡体制の強化に努める必要があります。

※1 水質汚濁に係る環境基準とは、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として国が設定したものです。

※2 水域類型指定とは、環境基準で定めた類型を水域で指定することです。

※3 河川の類型指定では、A 類型：BOD2mg/L 以下、B 類型：BOD3mg/L 以下、C 類型：BOD5mg/L 以下

2. 大淀川の現状と課題

2.3 河川環境の整備と保全に関する事項

表 2.3.7 大淀川水系における環境基準の水域類型指定（河川）

水域の範囲	類型値	達成 期間	環境 基準点	指定年月日	適要
大淀川上流（岳下橋より上流）	A	ロ	今迫橋	昭和 48 年 1 月 20 日	宮崎県
大淀川中流（丘下橋から高崎川合流点まで）	B	ロ	志比田橋		
大淀川下流（高崎川合流点より下流（左岸入江を除く））	A	ロ	樋渡橋		
			轟ダム		
			相生橋		
庄内川上流（関之尾滝より上流）	AA	イ	下堤橋		
庄内川下流（関之尾滝より下流）	A	ロ	鶉の島橋		
丸谷川上流（渡司川合流点より上流）	AA	イ	大古川橋		
丸谷川下流（渡司川合流点より下流）	A	ロ	楠牟礼橋		
渡司川	AA	イ	中霧島橋		
高崎川上流（湯之元川合流点より上流）	AA	イ	花堂橋		
高崎川下流（湯之元川合流点より下流）	A	ロ	鶴崎橋		
沖水川上流（三股橋より上流）	AA	イ	梶山橋		
沖水川下流（三股橋より下流）	A	ロ	下沖水橋		
東岳川上流（山之口橋より上流）	AA	イ	野々宇都橋		
東岳川下流（山之口橋より下流）	A	ロ	東岳橋		
岩瀬川	A	ロ	岩瀬橋		
境川	AA	イ	築川流量観測所		
浦之名川	AA	イ	川口橋		
綾北川上流（湯之谷川合流点より上流）	AA	イ	権現橋		
綾北川下流（湯之谷川合流点より下流）	A	ロ	入野橋		
本庄川上流（上畑橋より上流）	AA	イ	上畑橋		
本庄川下流（上畑橋より下流）	A	ロ	綾南川橋		
			柳瀬橋		
深年川	A	ロ	太田原橋		
辻の堂川	A	ロ	後谷橋	昭和 49 年 4 月 30 日	鹿児島県
石氷川（石氷川に流入する真方川、種子田川及び巢ノ浦川を含む）	A	イ	中ノ島橋	平成 7 年 4 月 1 日	
萩原川（萩原川に流入する安久川、崩川及び寺柱川を含む）			木之前橋	平成 8 年 4 月 1 日	
三名川（三名川に流入する仮や原川、北俣川及び永山川を含む）	AA	イ	陣の下橋下流 200m 左岸		
谷之木川（谷之木川に流入する河川を含む）	AA	イ	茶摩川橋		
炭床川（炭床川に流入する木下川及び佐渡川を含む）	A	イ	下小牧橋		
花の木川（花の木川に流入する富吉川及び樋口川を含む）	A	イ	桜木橋		
城の下川（城の下川に流入する大沢津川等の河川を含む）	A	イ	田子の下橋	平成 9 年 4 月 1 日	
年見川（年見川放水路を除く）	A	ロ	宮丸橋	平成 16 年 4 月 1 日	
大淀川上流（宮崎県境から上流）	A	ロ	新割田橋	昭和 48 年 6 月 29 日	
横市川上流（宮崎県境から上流）	A	ロ	宝来橋		
溝之口川上流（庄内川合流点から上流）	A	イ	中谷橋		

※達成期間：イ＝直ちに達成 ロ＝5年以内で可及的速やかに達成 ハ＝5年を越える期間で可及的速やかに達成

2. 大淀川の現状と課題
2.3 河川環境の整備と保全に関する事項

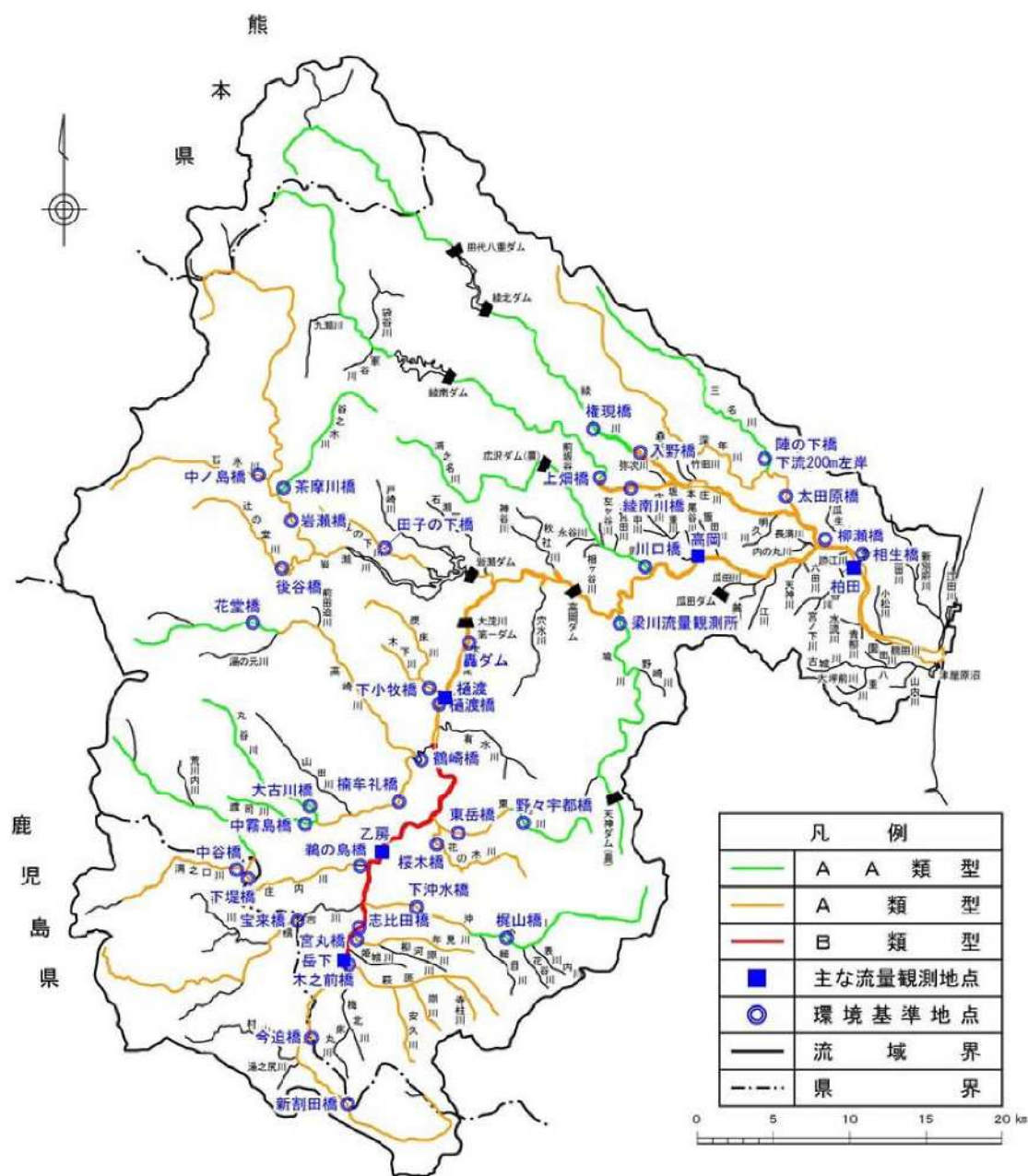


図 2.3.1 大淀川水系における環境基準の水域類型指定（河川）

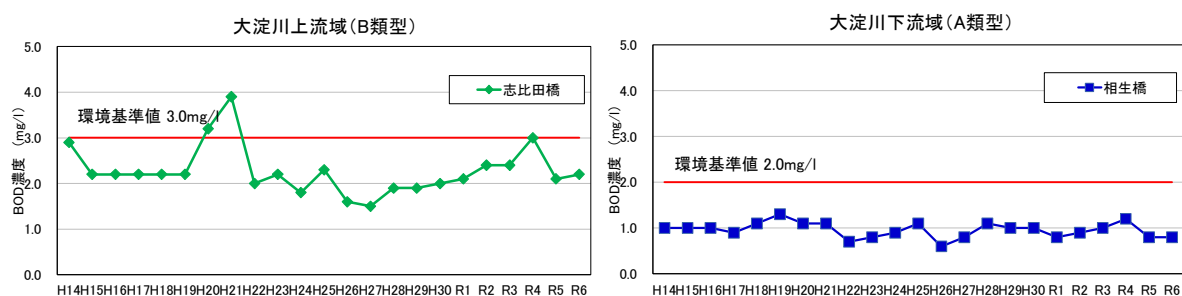


図 2.3.2 大淀川本川における水質（BOD75%値）の経年変化状況

2. 大淀川の現状と課題

2.3 河川環境の整備と保全に関する事項

2.3.3 良好な景観の維持・形成

大淀川は流域の一部が霧島錦江湾国立公園、九州中央山地国定公園の指定を受けるなど自然環境や景観に優れており、支川^{しょうない}庄内川上流にある^{おうけつ}甌穴群や^{せきのおのたき}関之尾滝、綾南川上流のままこ滝、岩瀬川上流の^{さんのみやきょう}三之宮峡等の景勝地が数多く点在し、自然探勝や行楽に訪れる人々で賑わっています。霧島山系とその周辺においては、自然の多様性とそれを育む火山活動をテーマとした「霧島ジオパーク」が日本ジオパークとして認定されているとともに、支川の本庄川や綾北川の上流域においては、生態系の保全と維持可能な利活用の調和を持つ地域として、綾地域が「綾ユネスコパーク」として登録されています。

また、大淀川流域には歴史的に重要な文化財・史跡が多く、国指定で27件、県指定で79件もの文化財が存在します。

下流域では「観光宮崎」の発祥の地としてシンボリックな存在にもなっている^{たちばなこうえん}橘公園をはじめ、大淀川の景観と一体となって公園が整備されており、多くの人が利用しています。上流域では、日本の滝百選に選ばれた「関之尾滝」や天然記念物の「関之尾甌穴群」やこれを中心に整備された関之尾緑の村キャンプ場、溪流の「^{とどろ}ごろが轟」が存在します。また、天然記念物である「^{みぞのぐち}溝之口洞穴」が存在し、観光地となっています。

このような地域の特性を踏まえ、自然の営み、地域の暮らしや歴史・文化とも調和した大淀川の河川空間及び河川景観の維持・形成を図る必要があります。



霧島錦江湾国立公園



九州中央山地国定公園



母智丘・関之尾県立自然公園(関之尾滝)



橘公園

2. 大淀川の現状と課題

2.3 河川環境の整備と保全に関する事項

2.3.4 人と河川の豊かなふれあいの場の確保

(1) 河川空間の利用

大淀川の河川空間は、多様な自然環境や河川敷のオープンスペースを活用して様々な目的で利用されています。令和6年度（2024年度）の河川水辺の国勢調査による河川空間利用者は年間約157万人となっており、高水敷、堤防、水際においてスポーツ、散策、水遊び、釣り等、多岐にわたって利用されています。

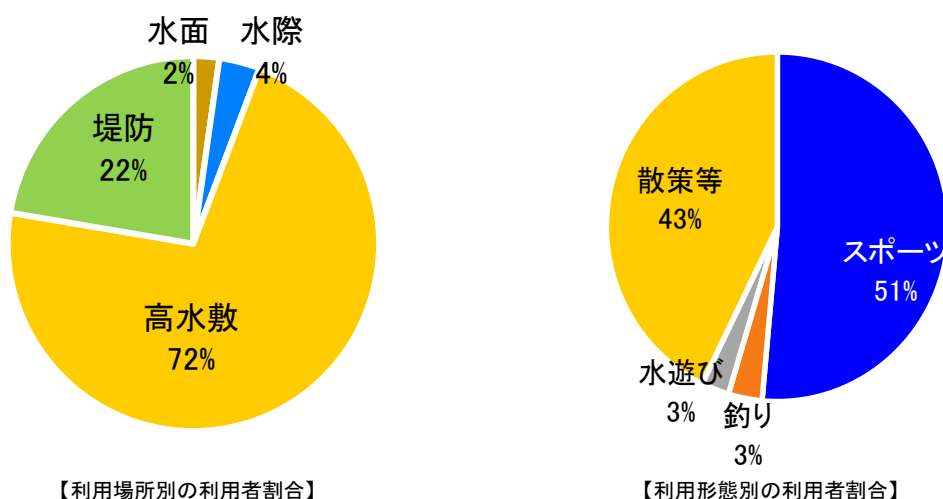


図 2.3.3 河川利用実態調査結果（令和6年度（2024年度）時点）

1) 上流部（樋渡上流）

上流部には関之尾滝と甌穴群、^{ながたきょう}長田峡等の景勝地が多く、その周囲には宿泊レジャー施設が整備され、自然探勝や行楽に訪れる人々で賑わっています。

また、各種イベント（曾於市末吉町カヌー大会、大淀川こどもサミット等）が催され、活発に利用されています。



大淀川こどもサミット



カヌー教室

2. 大淀川の現状と課題

2.3 河川環境の整備と保全に関する事項

2) 中流部（宮崎市街部上流）

宮崎平野までの狭窄部となる中流部は釣り場が多く、大淀川第一、高岡ダムや岩瀬ダムがあり、多くの釣り人で賑わっています。

3) 下流（宮崎平野～河口）

①大淀川

宮崎市街部が位置する下流部は、河川利用が盛んであり、天満橋の下の親水空間を活用した豊かなふれあいの場やカヌーの利用しやすい整備が行われています。また、大淀川の歴史・自然・文化を学べる「大淀川学習館」が整備され、さらに、遊びながら自然とふれあえる河川空間づくりを目指し、「大淀川水辺の楽校プロジェクト事業」も行われています。

高水敷では野球、サッカー、カヌー等のスポーツや「みやざき納涼花火大会」、環境学習に関する各種イベントなどが開かれるなど、多くの人に利用されています。

川の水と海水が混ざり合う河口付近では、釣りの良場として多くの釣り客で賑わいます。

また、宮崎市街地の水辺の賑わいづくりを目的に、令和元年度（2019年度）に「大淀川リビング実行委員会」が設立され、毎年開催される「大淀川リビング」には、宮崎市内外から多数来場者を集め、大淀川が流域住民の憩いの場として親しまれています。

さらに、大淀川下流天満橋付近のワンドは県内最大級のタコノアシ群落が見られ、掘削予定の場所に群生しているタコノアシの移植活動を河川協力団体である「NPO 法人大淀川流域ネットワーク」が継続・実施しており、市民団体や地域の親子、学生など、子供から大人まで多くの方が参加し、川に人が集うことで水辺に賑わいが生まれています。



大淀川学習館



みやざき納涼花火大会



親水空間の利用



カヌー乗り場の整備

2. 大淀川の現状と課題

2.3 河川環境の整備と保全に関する事項

②本庄川

上流に日本一の照葉樹林の面積を有する本庄川は、その豊かな自然環境を利用し、河川プールやキャンプ場が整備され、自然との触れ合いを楽しめ、秋には五穀豊穰を祈願して、河川敷で相撲大会、郷土芸能等が催されています。

近年では各地域の特長を活かし、まちづくりと一体となった水辺の計画・整備にあたり、「かわまちづくり支援制度」を活用し、大淀川支川の本庄川では“本庄川の声を聴き、国富・綾をつむぐ、かわまちづくり”をコンセプトに国と町が一緒になって水辺環境の整備を行っています。

2. 大淀川の現状と課題

2.3 河川環境の整備と保全に関する事項

(2) 河川空間の美化・管理

大淀川の流域に捨てられたゴミは、洪水等により支川及び排水路等を通じて大淀川に流入することから、下流部では、多量のゴミの処理に多くの労力と費用を要しているとともに、河川利用等の支障になっています。不法投棄の件数は、令和7年度（2025年度）において約120件となっており、特に、宮崎市、都城市では一般ゴミ等の不法投棄が多く、河川環境の悪化や場合によっては治水上の支障ともなります。また、下流域ではプレジャーボート等の放置が問題となっています。これらは、景観や油流出により水質の悪化を招くとともに、洪水時には流水の妨げとなり、流出して河川施設等を損傷させるおそれがあることから、適正な河川利用を図るため、措置を講じる必要があります。

大淀川では、河川協力団体と協働で河川一斉清掃や水辺の安全教室を実施し、河川の維持、河川環境の保全や防災教育を行うとともに、流域で活動する住民団体との連携・協働により水生生物調査や河川愛護イベントを開催し、河川愛護精神の醸成や環境教育の支援を行うなど地域と連携した河川管理を推進しており、今後とも関係者と連携して河川美化に努める必要があります。

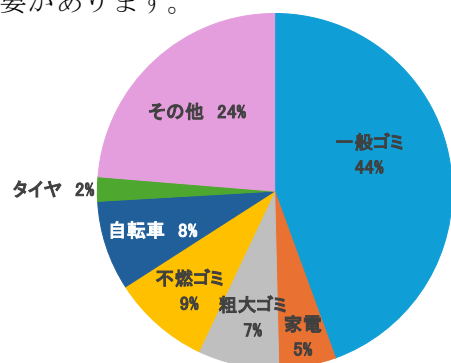


図 2.3.4 大淀川におけるゴミの種類
(令和7年度（2025年度）河川巡視による結果)

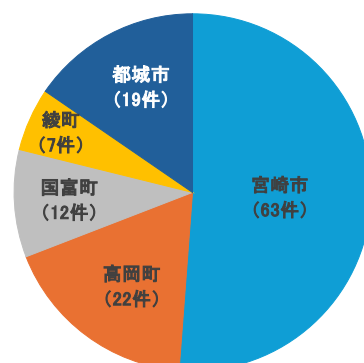


図 2.3.5 大淀川における不法投棄件数
(令和7年度（2025年度）河川巡視による結果)



写真 2.3.1 堤防上に不法投棄されたゴミ



写真 2.3.2 河道内に不法投棄されたゴミ



写真 2.3.3 一斉清掃状況



3. 河川整備計画の対象区間及び期間

3.1 計画の対象区間

大淀川水系河川整備計画の計画対象区間は、大淀川水系の大臣管理区間及び宮崎県・鹿児島県管理区間とします。

表 3.1.1 (1) 河川整備の計画対象区間（大臣管理区間）

河川名	上流端	下流端	延長 (km)
大淀川下流	宮崎県宮崎市高岡町浦之名古川 ^{ふるかわ} 4,576番の1地先の国道柚の木崎橋 ^{ゆのきざき}	海	28.4
大淀川上流	左岸 都城市大字五十町字瀬戸上 ^{ごじつちよう} 1,294番の2の乙地先 右岸 都城市大字五十町字瀧脇 ^{ふちわき} 5,294番の3地先	左岸 宮崎県都城市高崎町縄瀬下小牧 ^{なわぜ} 4,188番地先 右岸 宮崎県都城市高城町有水 ^{ありみず} 上大久保1,223番の92地先 ^{かみおおくぼ}	23.4
八重川	宮崎市大字田吉字西田 ^{にしだ} 1,115番の1地先の農道橋下流端	大淀川への合流点	2.0
本庄川	左岸 宮崎県東諸県郡綾町大字入野 ^{よつえ} 字四枝607番の1地先 右岸 宮崎県東諸県郡綾町大字入野 ^{なかがわら} 字中川原118番の2地先	大淀川への合流点	16.7
深年川	左岸 宮崎県東諸県郡国富町大字本庄 ^{いしはら} 字石原7,795番地先 右岸 宮崎県東諸県郡国富町大字本庄 字中川原7,186番地先	本庄川への合流点	6.6
綾北川	左岸 宮崎県東諸県郡綾町大字北俣 ^{おたに} 字尾谷3,709番地先 右岸 宮崎県東諸県郡綾町大字北俣 ^{うらのた} 字裏田1,778番の3地先	本庄川への合流点	4.4
高崎川	左岸 宮崎県都城市高崎町縄瀬 ^{なかひら} 中平965番の20地先 右岸 都城市大字岩満町 ^{いわみつ} 889番の2地先	大淀川への合流点	2.0
庄内川	都城市庄内町字東牟田 ^{ひがしむた} 9,784番の4地先の鉄道橋下流端	大淀川への合流点	1.2
沖水川	左岸 都城市大字川東字下川原 2,494番地先 右岸 都城市大字川東字中尾下 ^{なかおした} 4,055番地先	大淀川への合流点	1.4
計			86.1

※官報で告示された時点の地名で表示しており、現在の地名とは異なるものもあります。

3. 河川整備計画の対象区間及び期間

3.1 計画の対象区間

表 3.1.1(2) 河川整備の主な計画対象区間（宮崎県管理区間）

河川名	上流端	下流端	延長 (km)
大淀川	都城市(鹿児島県境)	左岸 都城市大字五十町字瀬戸上 1,294 番の2の乙地先 右岸 都城市大字五十町字渕脇 5,294 番の3地先	5.3
	左岸 宮崎県都城市高崎町縄下小 牧 4,188 番地先 右岸 宮崎県都城市高城町有水上大 久保 1,223 番の92地先	宮崎県宮崎市高岡町浦之名古川 4,576 番の1地先の国道柚の木崎橋	25.6
八重川	宮崎市清武町加納字浜手甲 1,265 番 の3地先の市道橋	宮崎市大字田吉字西田 ^{にしだ} 1,115 番の1 地先の農道橋下流端	5.6
津屋原沼	所在地（宮崎市大字赤江）	八重川への合流点	0.6
山内川	宮崎市大字 ^{ほんごう} 本郷 ^{うとお} 北方字鶴戸尾2,798 番の1地先の市道橋下流端	八重川への合流点	4.35
そのだ 園田川	左岸 宮崎市大坪町字西六月 2,231 番の1地先 右岸 宮崎市大坪町字西六月 2,230 番の2地先	八重川への合流点	1.5
ふるじょう 古城川	宮崎市古城町字相ヶ迫 4,762 番地先 (時雨橋)	八重川への合流点	5.3
おおつぼまえ 大坪前川	宮崎市清武町加納字永見取乙 603 番 1地先の農道橋下流端	八重川への合流点	1.1
新別府川	宮崎市池内町字奈良ヶ山 3,204 番の 2地先の農道橋	大淀川への合流点	12.84
えだ 江田川	左岸 宮崎市山崎町字濱川 12 番地 先 右岸 宮崎市山崎町字濱川 11 番地 先	新別府川への合流点	4.8
西田川	宮崎市花ヶ島町立野 1,978 番の1地 先の日本国有鉄道橋	新別府川への合流点	1.6
つるた 鶴田川	宮崎市大字恒久字水流田 3,079 番の 35地先の市道橋	大淀川への合流点	0.34

注）本川、一次・二次支川及び河川工事を実施する支川について記載した。

3. 河川整備計画の対象区間及び期間

3.1 計画の対象区間

表 3.1.1(3) 河川整備の主な計画対象区間（宮崎県管理区間）

河川名	上流端	下流端	延長 (km)
小松川	左岸 宮崎市霧島町 190 番の 1 地先 右岸 宮崎市霧島町 230 番地先	大淀川への合流点	3.5
青柳川	宮崎市大坪町大坪 4,316 番地先の上流端を示す標柱	大淀川への合流点	1.9
水流川	左岸 宮崎市 ^{おおつか にしのあと} 大塚町西ノ後 3,371 番地先 右岸 宮崎市 ^{ささはら} 大塚町笹原 4,853 番の 3 地先	大淀川への合流点	1.3
大谷川	左岸 宮崎市大字細江字畑三段田 3,911 番地先 右岸 宮崎市大字細江字油田 3,936 番地先	大淀川への合流点	12.0
^{きんちく} 金竹川	宮崎市大字跡江字永田 4,403 番の 64 地先の取水堰	大谷川への合流点	1.0
^{みやのした} 宮ノ下川	左岸 宮崎市大字生目字 1 丁目 3,120 番地先 右岸 宮崎市大字生目字 1 丁目 3,151 番地先	大谷川への合流点	3.9
^{あとえ} 跡江川	左岸 宮崎市大字跡江字上水流 28 番地先 右岸 宮崎市大字跡江字上水流 12 番地先	大淀川への合流点	1.1
^{うりゅうの} 瓜生野川	宮崎市大字大瀬町字イモタ 2,523 番地先（千丈橋）	大淀川への合流点	2.0
本庄川	小林市須木字堂屋敷 36 林班地先	左岸 宮崎県東諸県郡綾町大字入野字 ^{よつえ} 四枝 607 番の 1 地先 右岸 宮崎県東諸県郡綾町大字入野字 ^{なかがわら} 中川原 118 番の 2 地先	36.3
深年川	左岸 東諸県郡国富町大字深年字 ^{ちやうすだけ} 茶臼岳国有林 167 林班地先 右岸 東諸県郡国富町大字深年字茶臼岳国有林 161 林班地先	左岸 宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字 ^{いしはら} 石原 7,795 番地先 右岸 宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字中川原 7,186 番地先	18.3
^{めいきゅう} 明久川	宮崎市高岡町花見字仁反田 3,821 番の 3 地先の農道橋	本庄川への合流点	5.5

注）本川、一次・二次支川及び河川工事を実施する支川について記載した。

3. 河川整備計画の対象区間及び期間

3.1 計画の対象区間

表 3.1.1(4) 河川整備の主な計画対象区間（宮崎県管理区間）

河川名	上流端	下流端	延長 (km)
たけだ 竹田川	左岸 東諸県郡国富町大字森永字山の田 3,189 番の 1 地先 右岸 東諸県郡国富町大字森永字山の田 3,217 番の 3 地先	本庄川への合流点	1.4
もりなが 森永川	左岸 東諸県郡綾町大字入野字場ノ谷 5,221 番地先 右岸 東諸県郡綾町大字入野字久木ケ尾 5,226 番の 1 地先	本庄川への合流点	3.5
綾北川	熊本県境	左岸 宮崎県東諸県郡綾町大字 おたに 北俣字尾谷 3,709 番地先 右岸 宮崎県東諸県郡綾町大字 うらのた 北俣字裏田 1,778 番の 3 地先	21.7
やじ 弥次川	東諸県郡綾町大字北俣字塚原 587 番の 28 地先(開元橋)	本庄川への合流点	2.4
いくさだに 軍谷川	小林市須木字軍谷 1,439 番の 73 地先(山宮橋)	本庄川への合流点	2.0
ふくろだに 袋谷川	小林市須木字木場屋 2,082 番地先(袋堰堤)	本庄川への合流点	3.0
ここせ 九瀬川	小林市須木字山ノ口 3,915 番地先(原島橋)	本庄川への合流点	4.5
うちのまる 内の丸川	宮崎市大字糸原字千物作 3,985 番地先の農道橋	大淀川への合流点	2.2
ながみぞ 長溝川	宮崎市糸原字長溝 1,738 番地先の市道橋	内の丸川への合流点	0.7
てんじん 天神川	左岸 宮崎市大字富吉字野添 2,942 番地先 右岸 宮崎市大字富吉字山園 2,966 番地先	大淀川への合流点	2.0
ろくた 六田川	宮崎市大字富吉字釘の前 ^{くぎのまえ} 985 番地先の農道橋	大淀川への合流点	1.3
え 江川	左岸 宮崎市高岡町上倉永字古屋敷 631 番地先 右岸 宮崎市高岡町上倉永字橋口 1,785 番の口地先	大淀川への合流点	4.5

注) 本川、一次・二次支川及び河川工事を実施する支川について記載した。

3. 河川整備計画の対象区間及び期間

3.1 計画の対象区間

表 3.1.1(5) 河川整備の主な計画対象区間（宮崎県管理区間）

河川名	上流端	下流端	延長 (km)
瓜田川	左岸 宮崎市高岡町字小山田字高房 1,865 番地先 右岸 宮崎市高岡町字小山田字高房 1,869 番の 1 地先	大淀川への合流点	5.0
ふもと 麓川	宮崎市高岡町小山田字上新城 1,104 番地先の市道橋	瓜田川への合流点	1.0
飯田川	宮崎市高岡町飯田字地頭江 1,581 番 地先（冷窪橋）	大淀川への合流点	3.0
おたに 尾谷川	宮崎市高岡町内山字今別府 1,974 番 地先（田ノ神橋）	大淀川への合流点	1.0
うちやま 内山川	左岸 東諸県郡綾町大字南俣字二反 野 5,176 番地の 284 地先 右岸 宮崎市高岡町五町字境原 2,721 番の 9 地先	大淀川への合流点	8.8
はらだ 原田川	宮崎市高岡町五町字宮ノ前 1,044 番 地先の農道橋	内山川への合流点	1.5
いたがやえ 板ヶ八重川	宮崎市高岡町飯田字吐合 2,691 番の 4 地先の市道橋	内山川への合流点	0.7
たなか 田中川	宮崎市高岡町五町字須の谷 1,533 番 の 10 地先（砂防堰堤）	内山川への合流点	2.5
浦之名川	小林市須木字神原 4,981 番乙の 2 地 先（神原橋）	大淀川への合流点	25.6
ふるみやた 古宮田川	宮崎市高岡町浦之名字古宮田 1,071 番地先（砂防堰堤）	浦之名川への合流点	0.5
ひだりがたに 左ヶ谷川	宮崎市高岡町浦之名字左ヶ谷 772 番 の 2 地先	浦之名川への合流点	2.0
あいがたに 相ヶ谷川	左岸 宮崎市高岡町浦之名字相ヶ谷 661 番地先 右岸 宮崎市高岡町浦之名字相ヶ谷 689 番地先	浦之名川への合流点	1.0

注）本川、一次・二次支川及び河川工事を実施する支川について記載した。

3. 河川整備計画の対象区間及び期間

3.1 計画の対象区間

表 3.1.1(6) 河川整備の主な計画対象区間（宮崎県管理区間）

河川名	上流端	下流端	延長 (km)
ながたに 永谷川	左岸 宮崎市高岡町浦之名字長谷 456 番の 1 地先 右岸 宮崎市高岡町浦之名字長谷 457 番の 1 地先	浦之名川への合流点	1.5
まえさかたに 前坂谷川	東諸県郡綾町大字南俣字陣之尾 5,510 番の 1 地先（砂防堰堤）	浦之名川への合流点	0.6
境川	都城市山之口町山之口字無頭子 2,253 番地先	大淀川への合流点	24.8
のざき 野崎川	左岸 宮崎市田野町乙 865 番の 1 地 先 右岸 宮崎市田野町乙 951 番の 1 地 先	境川への合流点	4.0
あきしや 秋社川	左岸 小林市野尻町紙屋字太尾 1,323 番地先 右岸 小林市野尻町紙屋字太尾 1,335 番地先	大淀川への合流点	7.5
かみたに 神谷川	左岸 小林市野尻町紙屋字八久保 2,399 番地先 右岸 小林市野尻町紙屋字八久保 2,406 番のイ地先	秋社川への合流点	3.7
あなみず 穴水川	都城市高城町有水字大丸 4,546 番地 先（大丸橋）	大淀川への合流点	9.5
岩瀬川	小林市木浦木 19 林班地先	大淀川への合流点	44.1
いしせと 石瀬戸川	左岸 小林市野尻町東麓字勝負 5,504 番地先 右岸 小林市野尻町東麓字庄府 5,471 番の 1 地先	岩瀬川への合流点	5.5
とさき 戸崎川	左岸 小林市野尻町三ヶ野山字松の 元 635 番のロ地先 右岸 小林市野尻町三ヶ野山字渡口 1,035 番のイ地先	岩瀬川への合流点	7.5

注）本川、一次・二次支川及び河川工事を実施する支川について記載した。

3. 河川整備計画の対象区間及び期間

3.1 計画の対象区間

表 3.1.1(7) 河川整備の主な計画対象区間（宮崎県管理区間）

河川名	上流端	下流端	延長 (km)
城の下川	左岸 小林市野尻町三ヶ野山字上の園 2,425 番地先 右岸 小林市野尻町三ヶ野山字一本松 2,299 番地先	岩瀬川への合流点	10.0
辻の堂川	左岸 小林市細野 3,343 番の 1 地先 右岸 小林市細野 3,819 番の 1 地先	岩瀬川への合流点	11.3
谷之木川	左岸 小林市須木字横谷 4,724 番の 8 地先 右岸 小林市須木字横谷 4,690 番の 2 地先	岩瀬川への合流点	12.0
石氷川	左岸 小林市南西方 5,689 番地先 右岸 小林市南西方 5,675 番地先	岩瀬川への合流点	14.1
炭床川	西諸県郡高原町大字後川内字立切 2,311 番の 18 地先（土々呂橋）	大淀川への合流点	11.2
木下川	左岸 都城市高崎町江平字堂木場 262 番の 1 地先 右岸 都城市高崎町江平字堂木場 260 番地先	炭床川への合流点	3.6
ありみず 有水川	左岸 都城市高城町有水字前川内 4,942 番の 1 地先 右岸 都城市高城町有水字前川内 4,943 番地先	大淀川への合流点	9.4
高崎川	左岸 西諸県郡高原町大字蒲牟田字猪尾 85 林班ヨ小林班地先 右岸 西諸県郡高原町大字蒲牟田字猪尾 85 林班ヲ小林班地先	左岸 宮崎県都城市高崎町縄瀬 なかひら 中平965 番の 20 地先 右岸 都城市大字岩満町 889 番の 2 地先 いわみつ	21.8
丸谷川	都城市夏尾町字城仁田 6,241 番の 1 地先（東牛の脛橋）	高崎川への合流点	22.3
山田川	都城市山田町山田字 ^{うとぐち} 宇都口 7,005 番の 1 地先の市道橋	丸谷川への合流点	9.6

注）本川、一次・二次支川及び河川工事を実施する支川について記載した。

3. 河川整備計画の対象区間及び期間

3.1 計画の対象区間

表 3.1.1(8) 河川整備の主な計画対象区間（宮崎県管理区間）

河川名	上流端	下流端	延長 (km)
まえださこ 前田迫川	左岸 都城市高崎町前田字下木場ケ 谷 1,311 番の 6 地先 右岸 都城市高崎町前田字西窪 1 番 地先	高崎川への合流点	2.5
湯の元川	左岸 西諸県郡高原町大字蒲牟田字 赤池 6,051 番地先 右岸 西諸県郡高原町大字蒲牟田字 赤池 6,107 番地先	高崎川への合流点	3.5
東岳川	左岸 都城市山之口町山之口字吉之 元 2,299 番のイ地先 右岸 都城市山之口町山之口字吉之 元 2,299 番のロ地先	大淀川への合流点	11.1
花の木川	左岸 都城市山之口町花木 ^{ばなのき} 554 番地 先 右岸 都城市山之口町花木 510 番の 12 地先	東岳川への合流点	11.25
庄内川	左岸 都城市庄内町西岳 5,216 番の 1 地先 右岸 都城市庄内町西岳 4,756 番の 3 地先	都城市庄内町字東牟田 ^{ひがしむた} 9,784 番の 4 地先の鉄道橋下流端	21.4
あらかわうち 荒川内川	都城市夏尾町字板川内 3,458 番地先	庄内川への合流点	3.8
沖水川	左岸 北諸県郡三股町大字長田字大 八重 5,296 番地先 右岸 北諸県郡三股町大字長田字大 八重 5,295 番地先	左岸 都城市大字川東字下川原 2,494 番地先 右岸 都城市大字川東字中尾下 ^{なかおした} 4,055 番地先	19.8
ほそめ 細目川	左岸 北諸県郡三股町大字樺山字高 野 6,506 番地先 右岸 北諸県郡三股町大字長田字細 目 363 番地先	沖水川への合流点	3.4
かだに 花谷川	左岸 北諸県郡三股町大字長田字花 谷 3,853 番の 3 地先 右岸 北諸県郡三股町大字長田字花 谷 3,853 番の 2 地先	沖水川への合流点	1.1

注) 本川、一次・二次支川及び河川工事を実施する支川について記載した。

3. 河川整備計画の対象区間及び期間

3.1 計画の対象区間

表 3.1.1(9) 河川整備の主な計画対象区間（宮崎県管理区間）

河川名	上流端	下流端	延長 (km)
おもてかわうち 表川内川	北諸県郡三股町大字長田字鶴ヶ平 4,146 番のイの1地先（砂防堰堤）	沖水川への合流点	1.6
横市川	都城市（鹿児島県境から）	大淀川への合流点	5.6
年見川	左岸 北諸県郡三股町大字樺山字大 工原 3,021 番のイ地先 右岸 北諸県郡三股町大字樺山字蔵 元 2,751 番の1地先	大淀川への合流点	9.6
やなぎがわら 柳河原川	都城市一万城町 4,867 番の1地先の 市道橋	年見川への合流点	3.5
姫城川	左岸 都城市上長飯町字出口 2,834 番の2地先 右岸 都城市上長飯町字出口 2,897 番地先	大淀川への合流点	3.8
萩原川	左岸 北諸県郡三股町大字宮村字尾 崎 1,443 番地先 右岸 北諸県郡三股町大字宮村字防 ヶ野 1,052 番地先	大淀川への合流点	11.7
安久川	都城市安久町 384 番地先の温泉橋	萩原川への合流点	3.4
崩川	左岸 都城市豊満町 1,003 番のイ地 先 右岸 都城市豊満町 1,072 番地先	萩原川への合流点	1.8
寺柱川	左岸 北諸県郡三股町大字宮村字松 ヶ尾 956 番の400地先 右岸 北諸県郡三股町大字宮村字尾 崎 1,443 番地先	萩原川への合流点	2.7
梅北川	左岸 都城市梅北町弘川 5,240 番地 先 右岸 都城市梅北町一ヶ丸 4,612 番 地先	大淀川への合流点	5.8
とこまる 床丸川	左岸 都城市梅北町 9,397 番の1地 先 右岸 都城市梅北町 9,398 番地先	梅北川への合流点	4.0

注）本川、一次・二次支川及び河川工事を実施する支川について記載した。

3. 河川整備計画の対象区間及び期間

3.1 計画の対象区間

表 3.1.1(10) 河川整備の主な計画対象区間（鹿児島県管理区間）

河川名	上流端	下流端	延長 (km)
大淀川	曾於市末吉町南之郷市林国有林 110 林班リ小班の上流端を示す標柱	宮崎県境	23.9
ゆのじり 湯之尻川	左岸 曾於市末吉町諏訪方原之尾 6,037 番の 6 地先 右岸 曾於市末吉町諏訪方原之尾 6,037 番の 6 地先	大淀川への合流点	1.4
むらやま 村山川	左岸 曾於市末吉町深川入科谷 10,598 番地先 右岸 曾於市末吉町諏訪方クスギ 2,253 番地先	大淀川への合流点	8.0
横市川	霧島市福山町佳例川四角目 4,962 番 の 1 地先の町道橋	都城市(鹿児島県境から)	17.9
うしろ 後川	左岸 曾於市財部町北俣小坂元 4,698 番地先 右岸 曾於市財部町北俣川原田 4,709 番地先	横市川への合流点	4.5
庄内川	宮崎県境	宮崎県境	2.0
溝之口川	曾於市財部町北俣松合谷 5,859 番 4 地先の林道橋下流端	庄内川への合流点	11.3

注) 本川、一次・二次支川及び河川工事を実施する支川について記載した。

3. 河川整備計画の対象区間及び期間

3.2 河川整備計画の対象期間

3.2 河川整備計画の対象期間

本計画の計画対象期間は、概ね 20～30 年間とします。なお、本計画は現時点における社会経済状況や水害の発生状況、河川整備の状況、河川環境の状況等を前提として定めるものであり、これらの状況の変化や新たな知見の蓄積、技術の進歩等を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行います。

4. 河川整備計画の目標に関する事項

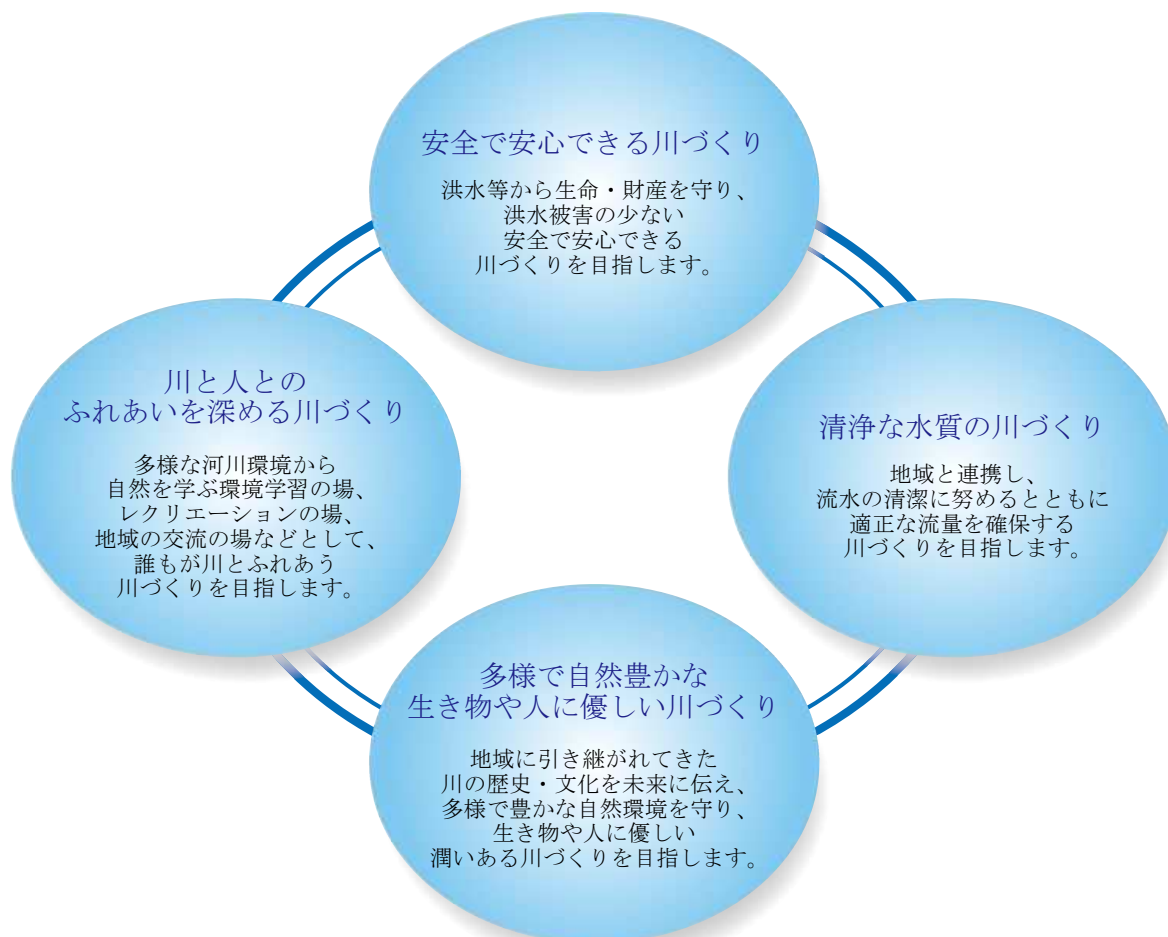
4.1 河川整備の基本理念

4. 河川整備計画の目標に関する事項

4.1 河川整備の基本理念

「多様でより豊かな自然環境を未来に継承し、より安心して暮らせる流域の個性ある活力、歴史・文化をさらに発現する大淀川」を河川整備の基本理念とします。

次の4つの柱を基に、今後の大淀川の川づくりを地域住民や関係機関と連携を図りながら進めます。



4. 河川整備計画の目標に関する事項

4.2 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

4.2 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

大淀川では、堤防が整備途上の区間や、河道の流下能力が不足する区間、降雨及び河川水の堤体及び基礎地盤への浸透や洪水による堤防侵食に対して必要な安全性が確保されていない区間が存在し、これまで昭和 57 年（1982 年）8 月洪水、平成 5 年（1993 年）8 月洪水、平成 9 年（1997 年）9 月洪水、平成 17 年（2005 年）9 月洪水及び令和 4 年（2022 年）9 月洪水等幾度となく甚大な浸水被害が発生してきました。

このような中、気候変動により予測される将来の降雨量の増加等を考慮し、大淀川の長期的な整備の方針と整備の基本となるべき事項を定めた大淀川水系河川整備基本方針（以下「基本方針」という。）を令和 7 年（2025 年）に変更しました。変更後の基本方針では、基準地点柏田における基本高水のピーク流量を $13,400\text{m}^3/\text{s}$ （計画規模 1/150）と定め、計画高水流量（河道流量）を $9,700\text{m}^3/\text{s}$ とし、残りの $3,700\text{m}^3/\text{s}$ については既設ダムの事前放流により確保可能な容量を活用した洪水調節を見込んだ上で、新たな洪水調節施設の確保により対応することで、洪水による災害の発生の防止又は軽減することとしています。

また、「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震」や「平成 28 年（2016 年）熊本地震」、「令和 8 年熊本地震（2026 年）」、並びに今後発生が危惧される南海トラフ巨大地震及び日向灘沖地震等のような大規模な地震が発生した場合においても、津波等による浸水被害の防止又は軽減を図るため、堤防や水門等の河川管理施設が所要の機能を確保する必要があります。

さらに施設の能力を上回る規模の洪水が発生した場合においても、浸水被害の軽減を図ることが必要です。

このような背景を踏まえ、令和 7 年（2025 年）に変更した基本方針で定めた将来的な目標に向け、治水、利水、環境の調和を図りつつ、本計画に基づき段階的かつ着実に河川整備を進めていきます。さらに将来の目標に向けて、適宜、本計画を見直しつつ、既存洪水調節施設の有効活用や新たな洪水調節施設等に関する検討を行うとともに、施設の老朽化に備えた長寿命化対策や効率的かつ的確な維持管理を行い、関係機関等と連携して危機管理体制等を整備し、洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減を図ります。

段階的な河川整備の検討に際しては、さまざまな洪水が発生することも想定し、基本高水に加え可能な限り発生が予測される降雨パターンを考慮して、地形条件等により水位が上昇しやすい区間や氾濫した場合に特に被害が大きい区間等における氾濫の被害をできるだけ抑制する対策等を検討し、各地域及び流域全体の被害軽減、並びに地域の早期復旧・復興に資するよう、必要に応じ、関係機関との連絡・調整を図ります。

また、本川及び支川の整備に当たっては、本支川及び上下流バランスや背後地・河川利用状況等を考慮し、沿川の土地利用の将来像と一体となった貯留・遊水機能の確保も考慮した整備を通じ、それぞれの地域で安全度の向上・確保を図りつつ、流域全体で水災害リスクを低減するよう、水系として一貫した河川整備を目指します。

4. 河川整備計画の目標に関する事項

4.2 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

4.2.1 洪水対策

大淀川水系の洪水対策については、過去の水害の発生状況（既往最大の被害をもたらした平成 17 年（2005 年）9 月洪水など）、流域の重要度、河川整備の状況等を総合的に勘案し、大淀川水系河川整備基本方針に定めた目標に向けて、上下流及び本支川の治水安全度のバランスを確保しつつ段階的かつ着実に河川整備を実施し、洪水氾濫による災害の発生防止又は軽減を図ることを目標とします。

さらに、近年の水災害による甚大な被害を受けて、施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える水防災意識社会の再構築を一步進め、気候変動の影響や社会状況の変化等を踏まえ、あらゆる関係者が協力して流域全体で行う「流域治水」を推進し、洪水等の災害による被害の軽減を図ります。

以上を踏まえ、河川整備計画では、気候変動に伴う降水量の増大を考慮し基本方針で位置づけた目標に向けた段階的な整備として、基準地点柏田での目標流量 $12,100\text{m}^3/\text{s}$ （計画規模 1/90 規模の洪水（気候変動考慮））を洪水調節施設等で $3,000\text{m}^3/\text{s}$ 調節し、 $9,100\text{m}^3/\text{s}$ の流量を安全に流下できる河道とすることとします。なお、本計画に定める河川整備を実施することで、既往最大の洪水である平成 17 年（2005 年）9 月洪水規模に気候変動による降雨量増加を見込んだ洪水相当を安全に流下させることが可能となります。また、目標を上回る河川整備基本方針規模等の洪水に対して、氾濫の被害をできる限り軽減します。

また、河川管理施設として必要な機能を確保させるために、堤防の質的状態の把握を行い、必要な対策を実施することとします。

加えて将来の目標に向けて、既存洪水調節施設の有効活用や新たな洪水調節施設に関する検討を行うこととしており、更なる治水安全度向上を図るため、河道整備や洪水調節施設に関する調査・検討を進めます。

既存ダム等を最大限活用する検討に当たっては、施設管理上の負担軽減にも留意するものとし、洪水調節施設等の整備に当たっては、地域の協力が得られるよう努めるとともに流域全体の治水安全度の向上を図るため、地域の協力に対して流域一体で理解が進むよう努めます。

さらに、降雨の予測技術の活用や観測網の充実、施設操作等に必要なデータ連携を図るとともに、流域内の既存ダムにおいては、施設管理者との相互理解・協力の下に、関係機関が連携した効果的な事前放流等の実施に努めます。なお、これらの取組を進める際には、デジタル・トランスフォーメーション（DX）を推進します。

4. 河川整備計画の目標に関する事項

4.2 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

表 4.2.1(1) 河川整備により安全に流下させることが可能となる流量（大臣管理区間）

河川名	地点名	整備計画目標流量	洪水調節後流量※1
大淀川	柏田 (基準地点)	12,100m ³ /s	9,100m ³ /s
	高岡	8,200m ³ /s	6,100m ³ /s
	樋渡	3,700m ³ /s	3,400m ³ /s
	岳下	1,000m ³ /s	900m ³ /s
八重川	大淀川合流点	330m ³ /s	330m ³ /s
本庄川	嵐田	2,700m ³ /s	2,300m ³ /s
深年川	本庄川合流点	550m ³ /s	550m ³ /s
綾北川	入野橋	1,750m ³ /s	1,450m ³ /s
高崎川	大淀川合流点	1,920m ³ /s	1,920m ³ /s
庄内川	大淀川合流点	920m ³ /s	920m ³ /s
沖水川	大淀川合流点	1,000m ³ /s	1,000m ³ /s

※1 洪水調節後流量とは、既存洪水調節施設の有効活用や新たな洪水調節施設により洪水調節を行った後の流量

表 4.2.1(2) 河川整備により安全に流下させることが可能となる流量（宮崎県管理区間）

河川名	地点名	整備計画目標流量	洪水調節後流量※1
新別府川	一ツ葉 有料道路橋	480m ³ /s	480m ³ /s
小松川	大淀川合流点	58m ³ /s	58m ³ /s
山内川	八重川合流点	108m ³ /s	108m ³ /s
大谷川	大淀川合流点	300m ³ /s	300m ³ /s
深年川	直轄上流端	460m ³ /s	460m ³ /s
瓜田川	大淀川合流点	230m ³ /s	180m ³ /s
麓 川	瓜田川合流点	23m ³ /s	23m ³ /s
大淀川	浦之名川合流前 (柚ノ木崎橋下流)	5,500m ³ /s	5,100m ³ /s
大淀川	境川合流前 (山下橋下流)	5,100m ³ /s	4,500m ³ /s
東岳川	大淀川合流点	690m ³ /s	690m ³ /s
山田川	丸谷川合流点	160m ³ /s	160m ³ /s
花の木川	富吉川合流点	190m ³ /s	190m ³ /s
横市川	げんの 源野橋	860m ³ /s	860m ³ /s

※1 洪水調節後流量とは、既存洪水調節施設の有効活用や新たな洪水調節施設により洪水調節を行った後の流量

4. 河川整備計画の目標に関する事項

4.2 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

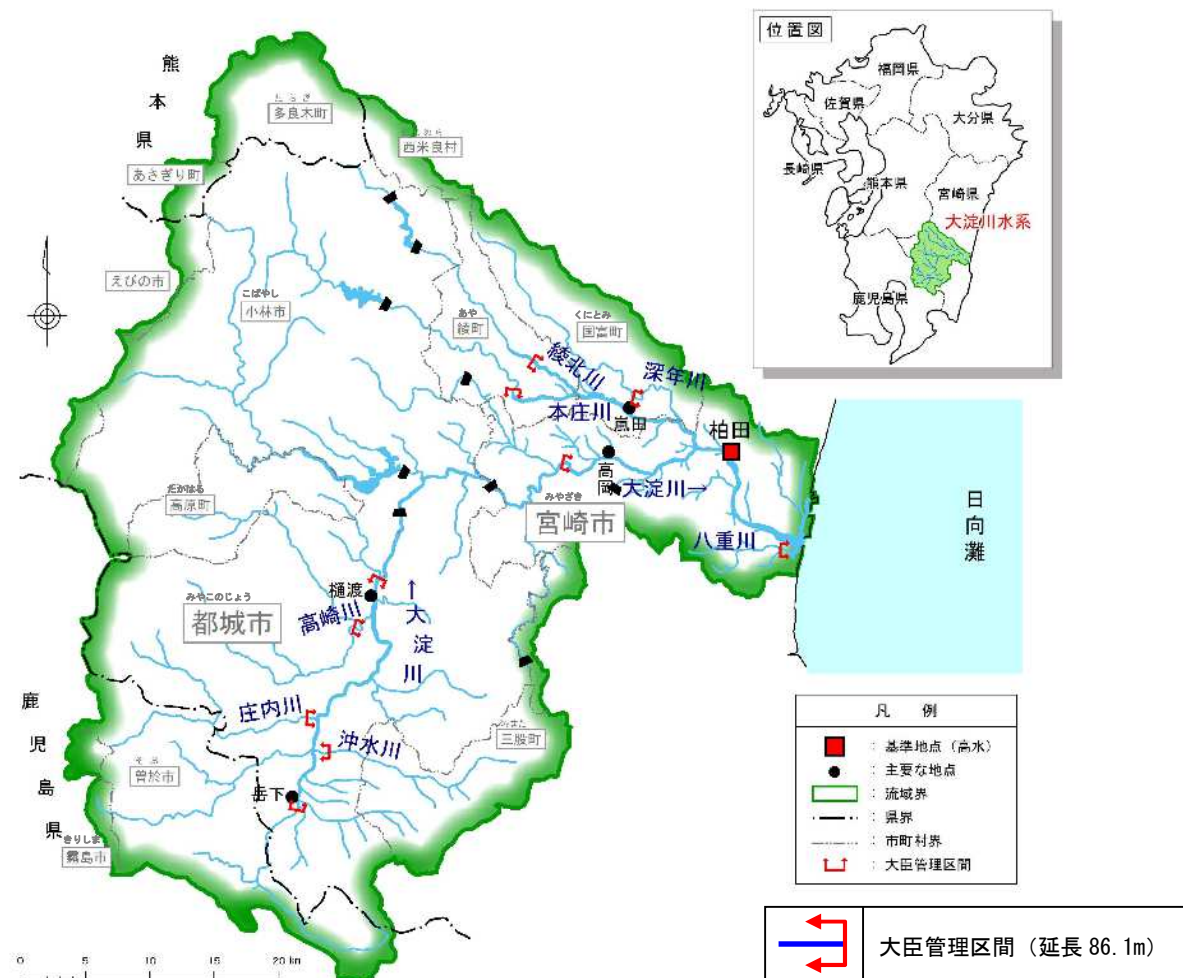
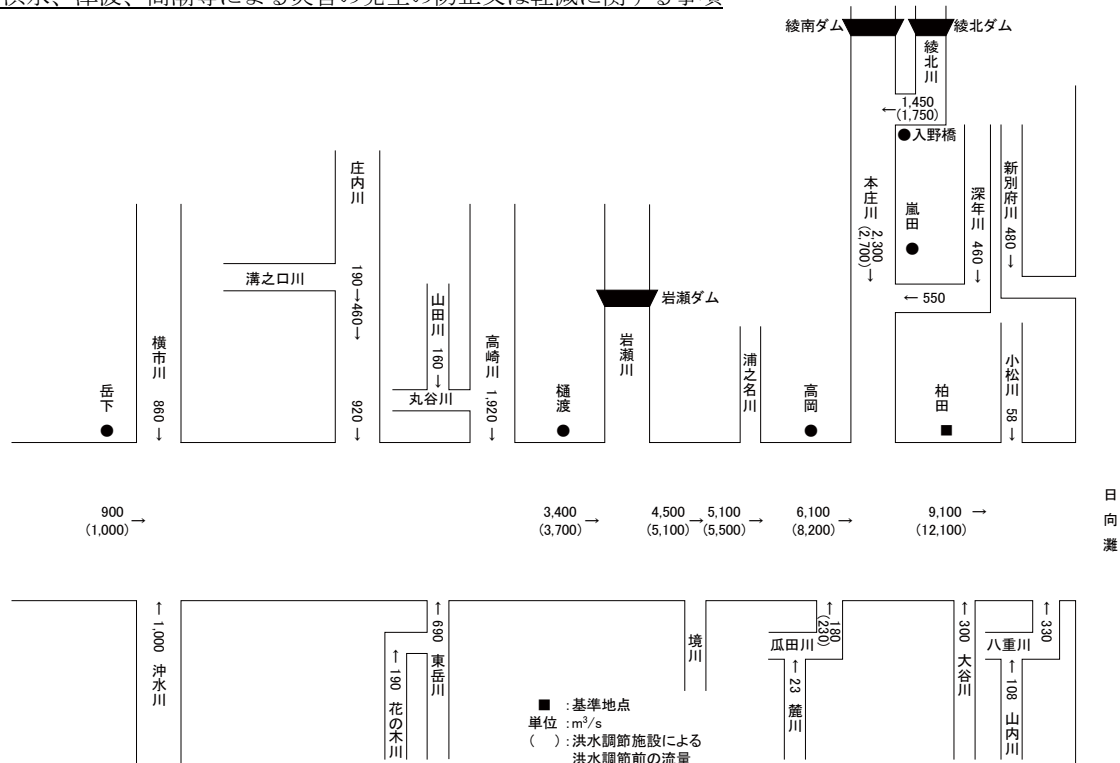
表 4.2.1(3) 河川整備により安全に流下させることが可能となる流量（鹿児島県管理区間）

河川名	地点名	整備計画目標流量	洪水調節後流量※1
庄内川	溝之口川合流後	460m ³ /s	460m ³ /s
溝之口川	庄内川合流点	190m ³ /s	190m ³ /s

※1 洪水調節後流量とは、既存洪水調節施設の有効活用や新たな洪水調節施設により洪水調節を行った後の流量

4. 河川整備計画の目標に関する事項

4.2 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項



4. 河川整備計画の目標に関する事項

4.2 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

4.2.2 内水対策

内水対策については、今後の浸水被害等の状況を注視しつつ、新たに内水対策の必要性が高まった地区等については、被害の規模や浸水頻度、土地利用状況等を十分勘案し、内水の発生要因及びその処理方策について調査検討を行い、関係機関等と連携・調整を図りながら、適切な役割分担のもとで必要に応じた内水対策を実施し、家屋等の浸水被害の軽減・解消に努めます。

また、既設の排水機場等については、適切な維持管理を行い、機能を維持します。

4.2.3 高潮、地震・津波対策

河口部においては、台風来襲時等の高潮や波浪、大規模地震発生後に来襲する津波からの被害の軽減を図ることを目標とします。

河川津波対策については、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす「最大クラスの津波」に対しては、施設対応を超過する事象として、住民等の生命を守ることを最優先とし、宮崎市等の津波防災地域づくり等と一体となって減災を目指します。また、最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす「施設計画上の津波」に対しては、津波による災害から人命や財産等を守るため、海岸における防御と一体となって河川堤防等により津波災害を防止します。さらに、最大クラスの強さを持つ地震動に対して、地震による損傷・機能低下や地震発生後に来襲する津波により、被害が発生するおそれのある河川管理施設について、耐震性能照査等を行った上で必要な対策を実施し、地震による壊滅的な被害を防止します。

4.2.4 施設の能力を上回る洪水を想定した対策

「施設では守り切れない大洪水は必ず発生する」との考えに立ち、施設の能力を上回る洪水等が発生した場合においても、人命・資産・社会経済の被害をできる限り軽減することを目標として、施設の構造や運用等を工夫するとともに、関係機関と連携して、円滑かつ迅速な避難の促進、的確な水防活動の促進、迅速な応急活動の実施、水害リスクを考慮したまちづくり・地域づくりの促進を図ることにより、ハード対策及びソフト対策を一体的・計画的に推進します。

また、越水が想定される状況の改善が長期間にわたり困難と見込まれる区間については、越水による堤防の決壊リスクを低減し、避難のための時間の確保や被害の軽減を図るために、危機管理対応として粘り強い河川堤防等を検討し、必要に応じて実施し、想定される最大規模の洪水等が発生した場合においても、人命・資産・社会経済被害をできる限り軽減できるよう努めます。

4.2.5 気候変動への対応

気候変動による外力の増大と、それに伴う洪水や渇水被害の激甚化や発生頻度の増加等、様々な事象を想定し、関係機関と連携し、必要な対策を進めていきます。

4. 河川整備計画の目標に関する事項

4.3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

4.3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

河川水の利用に関しては、豊富な水量に恵まれ、各種用水についても安定供給されていますが、今後とも広域的に有効な水利用の促進を図るとともに、流水の正常な機能を維持するため必要な流量を確保するよう努めます。

流水の正常な機能を維持するため必要な流量については、動植物の生息・生育地の状況及び漁業等を考慮し、高岡地点において概ね $26\text{m}^3/\text{s}$ の確保に努めます。

さらに、渇水等の被害を最小限に抑えるため、渇水発生時の情報提供、連絡体制を確立し、広域のかつ合理的な視野に立った水利使用者相互間の水融通の円滑化に向けた取組を関係機関及び水利使用者等と連携して推進していきます。

表 4.3.1 流水の正常な機能を維持するため必要な流量

地点名	期別	流量
高岡	通年	概ね $26\text{m}^3/\text{s}$

4. 河川整備計画の目標に関する事項
4.4 河川環境の整備と保全に関する事項

4.4 河川環境の整備と保全に関する事項

河川環境の整備と保全に関しては、これまでの地域の人々と大淀川との歴史的・文化的な関わりを踏まえ、大淀川の清らかな流れと豊かな自然が織りなす良好な河川景観や多様な動植物が生息・生育・繁殖する豊かな自然環境を保全・創出・再生し、次世代に継承するよう努めます。

このため、大淀川流域の自然的・社会的状況を踏まえ、流量変動や土砂動態などにも配慮しながらネイチャーポジティブの観点からも、ワンド・たまり・水際のエコトーンの保全・創出・再生など、多自然川づくりを推進し、多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出・再生を図り、生態系ネットワークの形成にも寄与する良好な河川環境を保全・創出・再生します。

生態系ネットワークの形成に当たっては、大淀川における動植物の生活史から必要とされる生息・繁殖環境に応じた、水系内の縦断的・横断的連続性や河川の水と地下水とのつながり、水系網及び水系をまたぐ広域ネットワークの保全・創出・再生を図ります。

4.4.1 多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出

動植物の良好な生息・生育・繁殖環境の保全創出の考え方として、まず環境特性が類似している区間を「河川環境区分」としてひとまとめにし、区分ごとに環境が良好な区間と位置づけた「代表区間」を参考に環境改善を図るなど河川環境全体の底上げを図ることを基本とします。また、河川環境の劣化傾向が見られる箇所や、さらなる環境改善が期待できる箇所については、必要に応じて自然再生に係る事業の実施を検討します。なお、自然再生に係る事業を実施する場合は、目指すべき河川環境に基づき定量目標を設定し、実施します。

生物種の増減傾向や希少性（絶滅危惧種、法的保護種等）について分析し、保全もしくは回復を優先的に考えるべき種を保全・回復優先種として設定します。さらに、河川整備計画で保全・創出を目標とした環境要因の状態や変化を示すことができる種を「河川環境区分」ごとにモニタリング指標種として設定します。モニタリング指標種は保全・回復優先種の中から選定します。

4. 河川整備計画の目標に関する事項
 4.4 河川環境の整備と保全に関する事項

表 4.4.1 河川環境区分毎の代表区間

区分	河川環境区分	位置	代表区間	代表区間における主な環境
区分1	汽水域	大淀川 0/000～9/200 八重川 0/000～2/000	大淀川 4/000～5/000	・タケノコカワニナ、タコノアシ、ミナミメダカ等が生息・生育するワンド・たまり、水際の湿地環境
区分2	下流域	大淀川 9/200～28/100	大淀川 27/000～28/100	・イカルチドリ、コチドリ、シロチドリ等が生息する自然裸地（礫河原） ・アユ、カマキリ（アユカケ）、カゲロウ・カワゲラ・トビケラ類等が生息する瀬と淵 ・シルビアシジミ、ツマグロキチョウ等が生息する低・中茎草地 ・ミナミメダカ、コガタノゲンゴロウ、タコノアシ等が生息・生育するワンド・たまり ・ガンゼキラン等の希少な植物が生育する照葉樹林（山付き）
区分3	上流域	大淀川 53/700～79/000 高崎川 0/000～2/000 沖水川 0/000～1/400	大淀川 68/000～69/000	・ミナミメダカ、ドジョウ、コガタノゲンゴロウ等が生息するワンド・たまり、水際植生帯 ・イカルチドリ、コチドリ、シロチドリ等が生息する自然裸地（礫河原） ・オオヨドシマドジョウ等が生息する瀬 ・ギンイチモンジセセリ等が生息する低・中茎草地
区分4	支川 本庄川	本庄川 0/000～17/000	本庄川 5/000～6/000	・アユ、カマキリ（アユカケ）、カゲロウ・カワゲラ・トビケラ類等が生息する瀬と淵 ・ミナミメダカ、ミズキンバイ、ヒルムシロ等が生息・生育するワンド・たまり ・チュウサギ、コムラサキが生息する河辺性の樹林・河畔林 ・シルビアシジミ、ギンイチモンジセセリ等が生息するツチグリ、ミヤコグサ等の低・中茎草地
区分5		深年川 0/000～6/600	深年川 4/000～5/000	・イカルチドリ、コチドリ、シロチドリ等が生息する自然裸地（礫河原） ・アユ、カマキリ（アユカケ）、カゲロウ・カワゲラ・トビケラ類等が生息する瀬と淵 ・ミナミメダカ、ミズキンバイ、ヒルムシロ等が生息・生育するワンド・たまり、水際植生帯
区分6		綾北川 11/200～15/600	綾北川 14/000～15/600	・イカルチドリ、コチドリ、シロチドリ等が生息する自然裸地（礫河原） ・アユ、カマキリ（アユカケ）、カゲロウ・カワゲラ・トビケラ類等が生息する瀬と淵 ・シルビアシジミ、ギンイチモンジセセリ等が生息するツチグリ、ミヤコグサ等の低・中茎草地

4. 河川整備計画の目標に関する事項
4.4 河川環境の整備と保全に関する事項

(1) 保全・創出

動植物の良好な生息・生育・繁殖環境の保全・創出に向けた具体的な内容は、以下のとおりとします。

1) 汽水域（0.0～9.2km、八重川 0.0～2.0km）

【実施方針】

- ・汽水域の水際に生育するウマスゲやタコノアシ等の湿性植物帯を保全・創出・再生する。スズキの中流淡水域までの遡上に見られる川の連続性の維持に努める。
- ・クロサギ等のサギ類やミサゴ等が生息する丸島のタブノキ等の河畔林を保全する。
- ・日本固有種で絶滅危惧種のアカメの稚魚が生息するコアモ群集、成魚の生息場となる深い淀みを保全・創出・再生することで、絶滅危惧種のアカメをはじめとした生物の重要な生息場となるコアモ群集を中心とした生態系ネットワークを形成する。
- ・絶滅危惧種のアカセシオマネキ、ベンケイガニ等の底生動物が生息・繁殖する汽水域の砂泥地、絶滅危惧種のクボハゼをはじめとするハゼ類等が生息・繁殖する汽水域の砂泥底を保全する。
- ・絶滅危惧種のアカウミガメの産卵場となる河口周辺の砂浜を保全する。
- ・絶滅危惧種のコアジサシの集団繁殖地となる河口砂州を保全する。

【保全・回復優先種及びモニタリング指標種】

河道の二極化※進行や植生遷移の進行、供給土砂の変化等により、干潟やヨシ原面積は減少傾向にあります。当該環境を特に代表する保全・回復優先種として絶滅危惧種のシロウオ、フトヘナタリガイ、絶滅危惧種のアカセシオマネキ、ナガミノオニシバ、絶滅危惧種のコアジサシ、絶滅危惧種のシロチドリ、絶滅危惧種のキバネキバナガミズギワゴミムシ等があげられ、取組の効果を検証するモニタリング指標種として絶滅危惧種のアカセシオマネキ、絶滅危惧種のコアジサシ等を設定しました。

コアモ場となる浅場環境や水生植物の減少の他、底質の変化や水循環の状況等が変化し、生息場の質的な変化（劣化）が生じている可能性があります。当該環境を特に代表する保全・回復優先種として絶滅危惧種のアカメ、ヒドリガモ等があげられ、取組の効果を検証するモニタリング指標種として絶滅危惧種のアカメ等を設定しました。

環境定量目標を設定するワンド・たまりについて、面積は減少傾向にあります。当該環境を代表する保全・回復優先種として絶滅危惧種のタケノコカワニナ、絶滅危惧種のみなみめだか、タコノアシ等があげられ、取組の効果を検証するモニタリング指標種としてタコノアシ等を設定しました。

※河道の二極化：みお筋に洪水が集中して河床の洗堀・低下が進む一方、砂州等の陸上部には土砂堆積、植生繁茂が進み、みお筋の河床と砂州等の陸上部の比高（高低差）が大きくなる現象。

4. 河川整備計画の目標に関する事項
4.4 河川環境の整備と保全に関する事項

【環境定量目標】

タコノアシ、絶滅危惧種のタケノコカワニナ、絶滅危惧種のミナミメダカなど多くの生物の生息・生育環境となる汽水域のワンド・たまりの環境保全・創出を図ります。ワンド・たまりの面積について、整備による減少分を踏まえた約 1.57ha を保全するとともに、想定される自然営力による増減を考慮した上で創出を行い、約 1.95ha が存在することを環境定量目標値とします。また、ヨシ原、河口域の干潟や河口砂州・砂浜、丸島の河畔林、絶滅危惧種のアカメ成魚の生息場となる深い淀み、絶滅危惧種のアカメ仔稚魚等の生育場となるコアマモ群集の保全を図るとともに自然再生に係る事業の実施について検討し、事業を実施する場合は、目指すべき河川環境に基づき定量目標を設定します。

表 4.4.2 現状の河川環境（大淀川汽水域：八重川含む）

ワンド・ たまり	ヨシ原	干潟	河口砂州 ・砂浜	河畔林	コアマモ場
1.57ha 注2	0.67ha	16.00ha	9.89ha 注3	1.94km	0.08ha (八重川)

注1) 上記（ワンド・たまり以外）は、令和3年基図調査時点の面積・延長距離

注2) 令和3年基図調査時点の面積を基準に、今後の河川改修に伴う減少分を考慮した面積

注3) コアジサシ確認地点付近の大淀川河口（0～2km）の自然裸地面積

2) 下流域（大淀川 9.2～28.1km）

【実施方針】

- ・アユ等が生息・繁殖する瀬、カワアナゴ等が生息・繁殖する淵や流れの緩やかなワンド・たまり・水陸移行帯（エコトーン）を保全・創出・再生する。
- ・イカルチドリ等の鳥類が生息・繁殖する自然裸地（礫河原）を保全・創出・再生する。
- ・絶滅危惧種のシルビアシジミが生息・繁殖し、幼虫の食草であるミヤコグサが生育する低・中茎草地を保全・創出・再生する。
- ・カヤネズミが生息・繁殖するヨシ原を保全・創出・再生する。
- ・絶滅危惧種のガンゼキラン等の希少な植物も生育するスダジイ等の照葉樹林を保全する。

【保全・回復優先種及びモニタリング指標種】

河川の流水環境を構成する瀬や淵の数や面積は減少傾向にあります。当該環境を特に代表する保全・回復優先種としてアユ、絶滅危惧種のカマキリ（アユカケ）、エビモ等があげられ、取組の効果を検証するモニタリング指標種としてアユ等を設定しました。

河道の二極化※進行や植生遷移の進行により自然裸地（礫河原）面積は減少傾向にあります。当該環境を特に代表する保全・回復優先種としてホソイ、イカルチドリ、コチドリ、アイヌハンミョウ等があげられ、取組の効果を検証するモニタリング指標種としてイカルチドリ等を設定しました。

4. 河川整備計画の目標に関する事項
4.4 河川環境の整備と保全に関する事項

環境定量目標を設定するワンド・たまりについて、面積は減少傾向が認められないものの、水際部～湿地環境（ワンド・たまり等）を好む種が減少しています。当該環境を代表する保全・回復優先種としてドジョウ、絶滅危惧種のミナミメダカ、クロイトトンボ、タイコウチ、絶滅危惧種のコガタノゲンゴロウ等があげられ、取組の効果を検証するモニタリング指標種として絶滅危惧種のミナミメダカ、タイコウチ等を設定しました。

植生の変化等により低・中茎草地は減少傾向にあります。当該環境を特に代表する保全・回復優先種としてミヤコグサ、スズメ、絶滅危惧種のシルビアシジミ、絶滅危惧種のツマグロキチョウ等があげられ、取組の効果を検証するモニタリング指標種として絶滅危惧種のシルビアシジミ等を設定しました。

※河道の二極化：みお筋に洪水流が集中して河床の洗堀・低下が進む一方、砂州等の陸上部には土砂堆積、植生繁茂が進み、みお筋の河床と砂州等の陸上部の比高（高低差）が大きくなる現象。

【環境定量目標】

絶滅危惧種のミナミメダカ、タイコウチ、絶滅危惧種のコガタノゲンゴロウ、止水性トンボ類、止水性コウチュウ類など多くの希少な動植物の生息場となっているワンド・たまりの環境保全・創出を図ります。ワンド・たまりの面積について、現状の約 6.81ha を保全するとともに、想定される自然営力による増減を考慮した上で創出を行い、約 7.37ha が存在することを環境定量目標値とします。また、絶滅危惧種のガンゼキラン等が生育する山付き林の保全を図るとともに、アユや絶滅危惧種のカマキリ（アユカケ）の重要な生息場となっている瀬や淵、コチドリ等の繁殖場として機能する自然裸地（礫河原）、絶滅危惧種のシルビアシジミが生息する低・中茎草地については、自然再生に係る事業の実施について検討し、事業を実施する場合は、目指すべき河川環境に基づき定量目標を設定します。

表 4.4.3 現状の河川環境（大淀川下流域）

ワンド・ たまり	河畔林 注3	早瀬	淵	自然裸地 (礫河原)	低・中茎 草地 注4	シルビアシジミが 好む草地群落 注5
6.81ha 注2	6.77km	7.46ha	43.29ha	45.97ha	17.73ha	7.06ha

注1) 上記（ワンド・たまり以外）は、令和3年基図調査時点の面積・延長距離

注2) 令和3年基図調査時点の面積を基準に、調査時点以降の河川改修に伴う減少分を考慮した面積

注3) 河畔林は、ガンゼキラン生育地である照葉樹林を含む。

注4) 低・中茎草地は、メヒシパーエノコログサ群落、オヒシパーアキメヒシバ群落、ヤハズソウ群落、ヒメクグ群落、アシボソ群落、カナムグラ群落、ツルマメ群落、ヨモギーメドハギ群落、イタドリ群落、カラムシ群落、カゼクサーオオバコ群落、ワラビ群落、オギ群落、トキワススキ群落、ススキ群落、チガヤ群落とした。

注5) シルビアシジミが好む草地群落は、幼虫の食草であるミヤコグサが生育しやすいチガヤ群落、ススキ群落、シバ群落とした。

4. 河川整備計画の目標に関する事項
4.4 河川環境の整備と保全に関する事項

3) 上流域（大淀川 53.7～79.0km、高崎川 0.0～2.0km、沖水川 0.0～1.4km）

【実施方針】

- ・絶滅危惧種のオオヨドシマドジョウ、ヨシノボリ類、オイカワやその他コイ科魚類等が生息・繁殖する瀬や淵を保全・創出・再生する。
- ・イカルチドリ等の鳥類が生息・繁殖する自然裸地（礫河原）を保全・創出・再生する。
- ・カワセミや絶滅危惧種のヤマセミ等の鳥類の休息場となる河畔林、営巣場となる自然河岸、サギ類の集団ねぐらとなるメダケ等の竹林を保全する。
- ・ギンイチモンジセセリ等の陸上昆虫類、カヤネズミの生息・繁殖場となるオギ群落等の草地を保全・創出・再生する。
- ・ゴマクサ等が生育する湿地を保全・創出・再生する。
- ・多くの動植物の生息・生育、繁殖場となっている湿地環境（ワンド・たまり等）や水陸移行帯（エコトーン）を保全・創出する。遊水地整備に当たっては、絶滅危惧種のミナミメダカや多くの水生昆虫類等を念頭においた横断方向の連続性の確保に取り組む。
- ・特定外来生物のコウライオヤニラミをはじめとする外来生物への対応を行い、大淀川水系に特徴的な希少生物を保全する。

【保全・回復優先種及びモニタリング指標種】

環境定量目標を設定するワンド・たまりについて、面積は減少傾向にあります。当該環境を代表する保全・回復優先種としてドジョウ、絶滅危惧種のオオヨドシマドジョウ、絶滅危惧種のミナミメダカ、止水性トンボ類、タイコウチ、絶滅危惧種のコガタノゲンゴロウ等があげられ、取組の効果を検証するモニタリング指標種として絶滅危惧種のオオヨドシマドジョウ、止水性トンボ類等を設定しました。

環境定量目標を設定する自然裸地（礫河原）について、河道の二極化※進行や植生遷移の進行により面積は減少傾向にあります。当該環境を代表する保全・回復優先種としてミゾハコベ、イカルチドリ、コチドリ、絶滅危惧種のシロチドリ等があげられ、取組の効果を検証するモニタリング指標種としてイカルチドリ類等を設定しました。

植生の変化等により低・中茎草地は減少傾向にあります。当該環境を特に代表する保全・回復優先種としてイトスズメガヤ、絶滅危惧種のチュウヒ、カヤネズミ、ギンイチモンジセセリ等があげられ、取組の効果を検証するモニタリング指標種としてギンイチモンジセセリ等を設定しました。

※河道の二極化：みお筋に洪水流が集中して河床の洗堀・低下が進む一方、砂州等の陸上部には土砂堆積、植生繁茂が進み、みお筋の河床と砂州等の陸上部の比高（高低差）が大きくなる現象。

【環境定量目標】

イカルチドリ、コチドリ、絶滅危惧種のシロチドリの繁殖場として機能する自然裸地（礫河原）の保全・創出を図ります。自然裸地（礫河原）の面積について、現状の約 14.89ha を保全するとともに、想定される自然営力による増減を考慮した上で創出を行い、約 17.17ha が存在することを環境定量目標値とします。また、絶滅危惧種のミナミメダカ、ドジョウ、絶滅危惧種のオオヨ

4. 河川整備計画の目標に関する事項
4.4 河川環境の整備と保全に関する事項

ドシマドジョウ、タイコウチ、絶滅危惧種のコガタノゲンゴロウ、止水性トンボ類、止水性コウチュウ類など多くの生物の生息環境となるワンド・たまり、水陸移行帯の環境保全・創出を図ります。ワンド・たまりの面積について、現状の約 2.12ha を保全するとともに、想定される自然営力による増減を考慮した上で創出を行い、約 3.29ha 存在することを環境定量目標値とします。河道掘削による流下断面の確保を行う際は、絶滅危惧種のオオヨドシマドジョウ、カゲロウ、カワゲラ、トビケラ類等の生息場となる瀬淵やサギ類のねぐらや多くの水生生物への有機物の供給源となる河畔林、ギンイチモンジセセリやカヤネズミ等の生息場となっている低・中茎草地を保全します。

表 4.4.4 現状の河川環境（大淀川上流域：高崎川・沖水川含む）

自然裸地 (礫河原)	ワンド・ たまり	早瀬	淵	河畔林	低・中茎草地 ^{注2}
14.89ha	2.12ha	9.18ha	26.81ha	0.34km	110.73ha

注1) 上記は、令和3年基図調査時点の面積・延長距離

注2) 低・中茎草地は、メヒシパーエノコログサ群落、オヒシパーアキメヒシバ群集、ヤハズソウ群落、ヒメクグ群落、アシボソ群落、カナムグラ群落、ツルマメ群落、ヨモギーメドハギ群落、イタドリ群落、カラムシ群落、カゼクサーオオバコ群集、ワラビ群落、オギ群落、トキワススキ群落、ススキ群落、チガヤ群落とした。

4) 支川本庄川（本庄川 0.0～17.0km、深年川 0.0～6.6km、綾北川 11.2～15.6km）

【実施方針】

- ・アユ等が生息・繁殖する瀬を保全・創出・再生する。
- ・ササバモや絶滅危惧種のミズキンバイ等の水生生物や絶滅危惧種のミナミメダカ等の魚類が生育・生息・繁殖する広い低水路に形成されたワンド・たまりや水陸移行帯（エコトーン）を保全・創出・再生する。
- ・サギ類の集団ねぐらとなる竹林、コムラサキの食樹であるヤナギ林を保全する。
- ・イカルチドリ、コチドリ、絶滅危惧種のシロチドリの繁殖場として機能する自然裸地（礫河原）を保全・再生する。
- ・絶滅危惧種のシルビアシジミの食草であるミヤコグサ、絶滅危惧種のツチグリの生息・生育場となっている低・中茎草地を保全する。
- ・本庄川周辺で地域の花として親しまれるツクシイバラについて、河川水辺の国勢調査等により生育状況を確認し、自生地 of 適度な樹林化がみられた場合は対応する。

【保全・回復優先種及びモニタリング指標種】

河道の二極化^{*}進行や植生遷移の進行により自然裸地（礫河原）面積は減少傾向にあります。当該環境を特に代表する保全・回復優先種としてカワデシャ、イカルチドリ、コチドリ、エリザハンミョウ等があげられ、取組の効果を検証するモニタリング指標種としてイカルチドリ類等を設定しました。

4. 河川整備計画の目標に関する事項

4.4 河川環境の整備と保全に関する事項

ワンド・たまり面積は減少傾向にあります。当該環境を特に代表する保全・回復優先種としてモツゴ、絶滅危惧種のミナミメダカ、タイコウチ、絶滅危惧種のコガタノゲンゴロウ、ミズキンバイ、ヒルムシロ等があげられ、取組の効果を検証するモニタリング指標種としてミズキンバイ、絶滅危惧種のミナミメダカ等を設定しました。

植生の変化等により低・中茎草地は減少傾向にあります。当該環境を特に代表する保全・回復優先種としてミヤコグサ、絶滅危惧種のシルビアシジミ、ギンイチモンジセセリ、絶滅危惧種のツチグリ等があげられ、取組の効果を検証するモニタリング指標種として絶滅危惧種のシルビアシジミ等を設定しました。

※河道の二極化：みお筋に洪水流が集中して河床の洗堀・低下が進む一方、砂州等の陸上部には土砂堆積、植生繁茂が進み、みお筋の河床と砂州等の陸上部の比高（高低差）が大きくなる現象。

【環境定量目標】

コムラサキの生息場となる河畔林や本庄川周辺で地域の花として親しまれるツクシイバラの保全を図るとともに、アユや絶滅危惧種のカマキリ（アユカケ）の重要な生息場となっている瀬や淵、コチドリ等の繁殖場として機能する自然裸地（礫河原）、絶滅危惧種のみずキンバイやササバモ、絶滅危惧種のコガタノゲンゴロウ等の希少な動植物が生育・生息するワンド・たまり等の湿地環境、絶滅危惧種シルビアシジミや絶滅危惧種ツチグリの生息・生育環境となる低・中茎草地については、自然再生に係る事業の実施について検討し、事業を実施する場合は、目指すべき河川環境に基づき定量目標を設定します。

表 4.4.5 現状の河川環境（本庄川・深年川・綾北川）

河畔林	早瀬	淵	自然裸地 (礫河原)	ワンド・ たまり	低・中茎 草地 注2	シルビアシジミが 好む草地群落 注3
7.71km	9.41ha	20.55ha	30.23ha	5.33ha	69.28ha	9.96ha

注1) 上記は、令和3年基図調査時点の面積・延長距離

注2) 低・中茎草地は、メヒシパーエノコログサ群落、オヒシパーアキメヒシバ群落、ヤハズソウ群落、ヒメクグ群落、アシボソ群落、カナムグラ群落、ツルマメ群落、ヨモギーメドハギ群落、イタドリ群落、カラムシ群落、カゼクサーオオバコ群落、ワラビ群落、オギ群落、トキワススキ群落、ススキ群落、チガヤ群落とした。

注3) シルビアシジミが好む草地群落は、幼虫の食草であるミヤコグサが生育しやすいチガヤ群落、ススキ群落、シバ群落とした。

5) 自然再生事業について

本計画における河川環境の目標の達成に向けた取組を進める中で、保全・創出の定量目標として位置づけていない環境要因（コアマモ群落の創出等）については、引き続き現況のモニタリングを実施するとともに保全・創出に向けた調査検討を進めます。その上で、地域住民や有識者の意見等を踏まえ自然再生に係る事業の実施について検討し、必要に応じて実施します。

4. 河川整備計画の目標に関する事項

4.4 河川環境の整備と保全に関する事項

(2) 順応的な維持管理

整備前後には河川環境のモニタリングを実施し、動植物の生息・生育・繁殖の場の保全・創出の進捗とモニタリング指標種の応答状況を把握することにより、取組効果の発現状況を確認します。工事等の実施後に直ちにその効果が発現せず環境の形成に時間を要する場合もあることから短期的な変化だけでなく中長期・広域的な視点で確認した上で、目標とする水準を下回っている場合には河川全体での目標を達成できるよう必要な対応を図ります。

管理に当たっては、流量や土砂供給の変動などによる河川の作用も考慮し、それらの作用による変化に応じた順応的な管理を行うとともに、自然災害発生時には、多自然川づくりアドバイザー制度の活用等を通じて、本計画の河川環境の目標に沿って復旧を行います。

また、外来種については、関係機関と連携して移入回避や必要に応じて駆除等にも努めます。

4.4.2 水質の保全

水質については、BOD75%値で見ると、近年は環境基準を概ね満足しており、今後もその維持に努めます。

関係市町村による下水道整備等の流域対策や、河川協力団体等による水質改善にむけた啓発活動等と連携を図りながら、良好な水質の保全とさらなる水質向上を目指し、流域全体で一体となって取り組んでいきます。

なお、水質事故に対しては、河川巡視等により汚濁源情報等の迅速な把握に努めるとともに関係機関と連携して迅速な情報共有や対策を実施し、被害の拡大防止に努めます。

4.4.3 良好な景観の維持・形成

良好な景観の維持・形成については、上流部の都城盆地や下流部の宮崎平野に見られる都市空間等に潤いを与える河川景観、中流部に見られる河畔林と瀬・淵が連続する美しい溪流景観等の維持・形成に努めます。また、本計画や地方公共団体の景観計画との整合を図り、沿川の土地利用と調和した良好な水辺景観の維持・形成に努めます。

4.4.4 人と河川の豊かなふれあいの場の確保

人と河川の豊かなふれあいの場の確保については、レクリエーション利用や各種イベント、自然との触れ合い・憩いの場として多様な利活用が行われている現状の河川空間を維持し、地域住民等の利活用の促進を図るため、関係機関等と連携を図るとともに、河川利用に関する多様なニーズを踏まえ、大淀川の素材を活かした河川空間とまち空間が融合した良好な空間を形成するほか、自然とのふれあい、散策、スポーツ等の河川利用、環境学習の場等、多くの人々が川に親しめる空間となるよう、地域と水辺の一体化を目指した人と河川の豊かな触れあいの場の整備と保全に努めます。

また、沿川の自治体が立案する都市計画等の地域計画と連携・調整を図り、河川利用に関する多様なニーズを十分反映する等、地域の活性化や持続的な地域づくりのため、まちづくりと連携した川づくりを推進します。

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

河川の整備に当たっては、「洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減」、「河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持」及び「河川環境の整備と保全」のそれぞれの目標が調和しながら達成されるよう、氾濫域の資産の集積状況、土地利用の状況等を総合的に勘案し、適正な本支川、上下流及び左右岸バランスを確保しつつ整備を進め、洪水等による災害に対し、治水安全度の向上を図ります。その際、風土や景観、親水、動植物の生息・生育・繁殖環境等に配慮するなど、総合的な視点で順応的・段階的な整備を行います。また、水系として一貫した河川整備を実施するため国及び県の管理区間でそれぞれが行う河川整備や維持管理に加え、河川区域に隣接する沿川の背後地において自治体等と連携して行う流域対策について、相互の連絡調整や進捗状況等の共有を強化します。さらに、河川整備の緊急性にも配慮しながら、河川整備により得られる効果・影響と費用を考慮して計画的に河川整備を進めるとともに、調査・計画・施工・維持管理の一連の取組について、PDCAサイクル※の体系を構築し、維持管理で得られた知見を調査・計画にフィードバックし、効率的かつ、環境や維持管理に配慮した河川整備を実施します。さらに、掘削土等の発生材のリサイクルやコスト縮減に努め、地域住民や関係機関との情報の共有を図るとともに、必要に応じて学識経験者等の意見を踏まえて河川整備を行います。

※プロジェクトの実行に際し、「計画をたて(PLAN)、実行し(DO)、その評価(CHECK)にもとづいて改善(ACTION)を行う、という工程を継続的に繰り返す」仕組み(考え方)のことであり、最後の改善を次の計画に結び付け、螺旋状に品質の維持・向上や継続的な業務改善活動等を推進するマネジメント手法を言います。

5.1.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

大淀川の洪水、津波、高潮等による災害発生の防止又は軽減を図るために、堤防整備、河道掘削、遊水地整備、洪水調節機能の強化等を実施します。

実施に当たっては、維持管理を考慮した設計・施工とし、併せて工事中の濁水・土砂の流出防止を図るとともに、多自然川づくりの思想に基づき、多様な動植物が生息・生育・繁殖する環境や良好な景観との調和に配慮するよう努めます。

また、必要に応じて学識経験者等の意見を聴き、設計・施工等に反映させるとともに、施工中や施工後のモニタリングを行い、モニタリング結果はその後の設計・施工や維持管理等に反映させるよう努めます。

さらに、既存洪水調節施設の有効活用や新たな洪水調節施設に関する検討を行うとともに、施設の老朽化に備えた長寿命化対策や効率的かつ的確な維持管理を行い、関係機関等と連携して危機管理体制等を整備し、洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減を図ります。

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

(1) 堤防整備（築堤）

河川整備計画の目標流量を安全に流下させるため、堤防高・断面が不足している地区等において堤防整備を実施します。

実施に当たっては、周辺の土地利用や将来計画である河川整備基本方針の目標を踏まえるとともに、周辺の景観等に配慮した整備を実施します。

また、施工予定地に新たに重要種が確認された場合には、その希少性等を勘案したうえで移植を行う等、種の保存に努めるとともに、施工後は適切にモニタリングを行い、必要に応じて追加対策を実施します。

表 5.1.1(1) 堤防整備に係る施行の場所等（大臣管理区間）

河川名	左右岸	区間	備考	施行の場所
本庄川	右岸	5/200～5/800	築堤	宮崎市大字吉野、 国富町大字嵐田
綾北川	左岸	14/800～15/800	築堤	綾町北俣麓
大淀川	左岸	72/200～72/800	築堤	都城市乙房町
高崎川	右岸	1/200～2/000	築堤	都城市下水流町、 縄瀬岩満町

※施行の場所等については、今後の調査等により変わる場合があります。

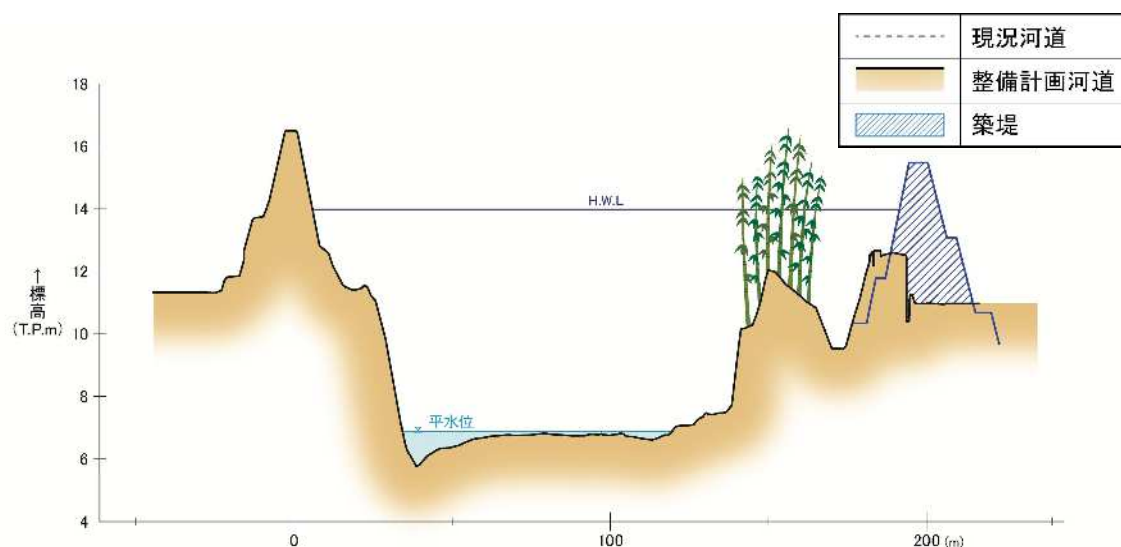


図 5.1.1 堤防整備の概要図(本庄川右岸 5/400 付近)

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

表 5.1.1(2) 堤防整備に係る施行の場所等（宮崎県管理区間）

河川名	左右岸	区間	備考	施行の場所
大淀川	左岸	51/600～53/700	嵩上げ・拡幅	都城市高崎町江平
小松川	左・右岸	0/000～ 3/600	嵩上げ・拡幅	宮崎市鶴島、松橋、 大工、大橋、和知川原、 祇園、霧島
深年川	左・右岸	9/300～15/100	嵩上げ・拡幅	国富町大字深年、 須志田
山田川	左・右岸	0/400～ 2/440	嵩上げ・拡幅	都城市丸谷町、 山田町山田
花の木川	左・右岸	2/450～ 4/300	嵩上げ・拡幅	都城市高城町桜木、 山之口町富吉、 三股町大字蓼池
横市川	左・右岸	0/000～ 4/030	嵩上げ・拡幅	都城市乙房町、志比田 町、横市町、南横市町

※施行の場所等については、今後の調査等により変わる場合があります。

表 5.1.1(3) 堤防整備に係る施行の場所等（鹿児島県管理区間）

河川名	左右岸	区間	備考	施行の場所
庄内川	左・右岸	下堤橋下流～11/940	拡幅・築堤	曾於市財部町下財部
溝之口川	左・右岸	庄内川合流点～1/500	拡幅・築堤	曾於市財部町下財部

※施行の場所等については、今後の調査等により変わる場合があります。

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

(2) 堤防整備（引堤）

川幅が狭く、流下能力が低い都城市の金田地区等において、川幅を広げるための堤防整備を実施します。

実施に当たっては、周辺の土地利用や将来計画である河川整備基本方針の目標を踏まえるとともに、周辺の景観等に配慮した整備を実施します。

また、施工予定地に新たに重要種が確認された場合には、その希少性等を勘案したうえで移植を行う等、種の保存に努めるとともに、施工後は適切にモニタリングを行い、必要に応じて追加対策を実施します。

表 5.1.2 堤防整備（引堤）に係る施行の場所等（大臣管理区間）

河川名	左右岸	区間	備考	施行の場所
大淀川	左右岸	70/200～72/600	引堤	都城市金田町、乙房町、吉尾町
高崎川	左岸	1/000～ 2/000	引堤	都城市高城町縄瀬

※施行の場所等については、今後の調査等により変わる場合があります。

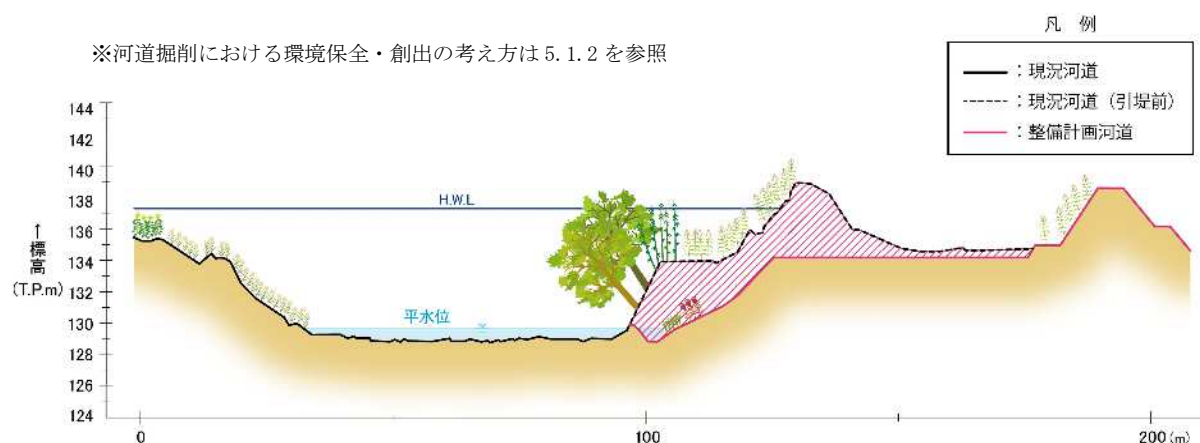


図 5.1.2 堤防整備（引堤）の概要図（大淀川右岸 71/400 付近）

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

(3) 堤防整備（浸透・侵食対策）

洪水時の降雨及び河川水の浸透により堤防（堤体及び基礎地盤）が不安定化することを防止するとともに、洪水時の流水の侵食作用により堤防や河岸が不安定化あるいは流出することを防止するために、堤防や河岸の耐浸透機能及び耐侵食機能について安全性の照査を行い、背後地の社会条件等を考慮し、必要に応じて対策を実施します。

実施に当たっては、周辺の景観や河川の利活用状況等に配慮するとともに、周辺地下水への影響、対策効果や経済性等を総合的に評価して最適の工法を検討します。

また、施工予定地に新たに重要種が確認された場合には、その希少性等を勘案したうえで、移植を行う等、種の保存に努めるとともに、施工後は適切にモニタリングを行い、必要に応じて追加対策を実施します。

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

(4) 河道掘削等

河川整備計画の目標流量を安全に流下させるため、必要な河道断面積が確保されていない箇所の河道掘削や樹木伐開等を実施します。

実施に当たっては、塩水遡上範囲の拡大等の影響、河道内樹林の保全、利活用が行われている高水敷の保全等、多様な動植物の生息・生育・繁殖の場等ができるだけ消失しないよう、掘削形状等に十分配慮するとともに、低水路から高水敷までを緩やかな勾配で掘削するなど、水際の多様性の創出に配慮します。

また、施工予定地に新たに重要種が確認された場合には、その希少性等を勘案したうえで、移植を行う等、種の保存に努めるとともに、施工後は適切にモニタリングを行い、必要に応じて追加対策を実施します。

なお、掘削土は堤防整備や関係機関との調整による有効活用に努めます。

表 5.1.3(1) 河道掘削等に係る施行の場所等（大臣管理区間）

河川名	左右岸	区間	備考	施行の場所
大淀川	両岸	3/200～ 3/900	河道掘削	宮崎市松山、大淀、川原町、太田、橘通東
大淀川	左岸	4/000～ 6/400	河道掘削	宮崎市鶴島、大工
大淀川	右岸	9/800～11/400	河道掘削	宮崎市大字小松、大字跡江
大淀川	左岸	24/000～24/600	河道掘削	宮崎市浦之名
大淀川	左岸	26/600～27/200	河道掘削	宮崎市浦之名
大淀川	右岸	54/600	河道掘削	都城市高城町有水
大淀川	左岸	68/200～68/800	河道掘削	都城市野々美谷町
高崎川	右岸	0/200～ 1/000	河道掘削	都城市岩満町
庄内川	左岸	0/000～ 0/600	河道掘削	都城市野々美谷町
庄内川	右岸	0/200～ 0/400	河道掘削	都城市乙房町

※施行の場所等については、今後の調査等により変わる場合があります。

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

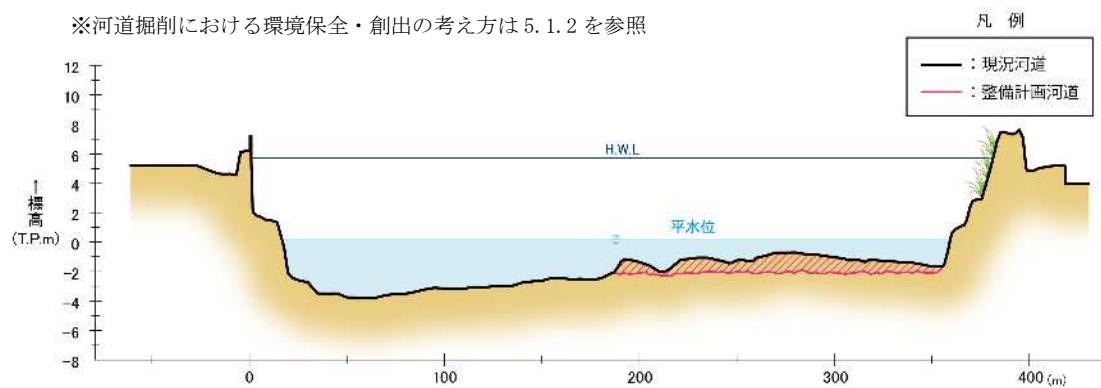


図 5.1.3 河道掘削の概要図(大淀川右岸 3/800 付近)

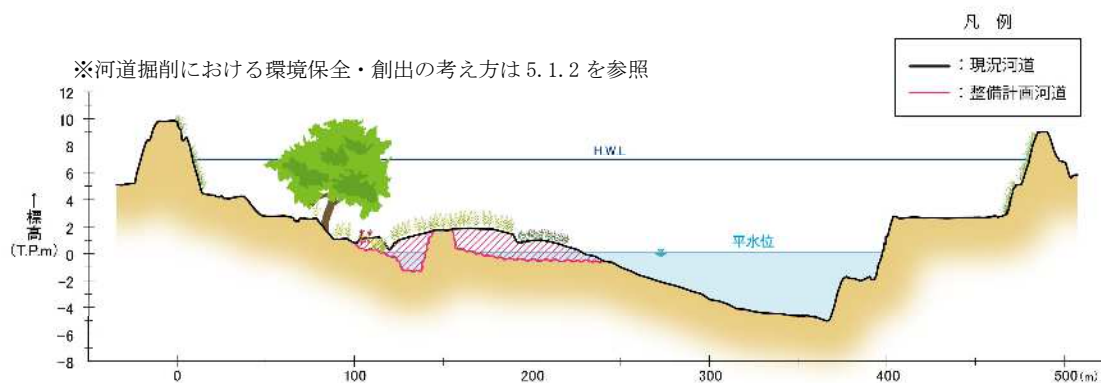


図 5.1.4 河道掘削の概要図(大淀川左岸 5/600 付近)

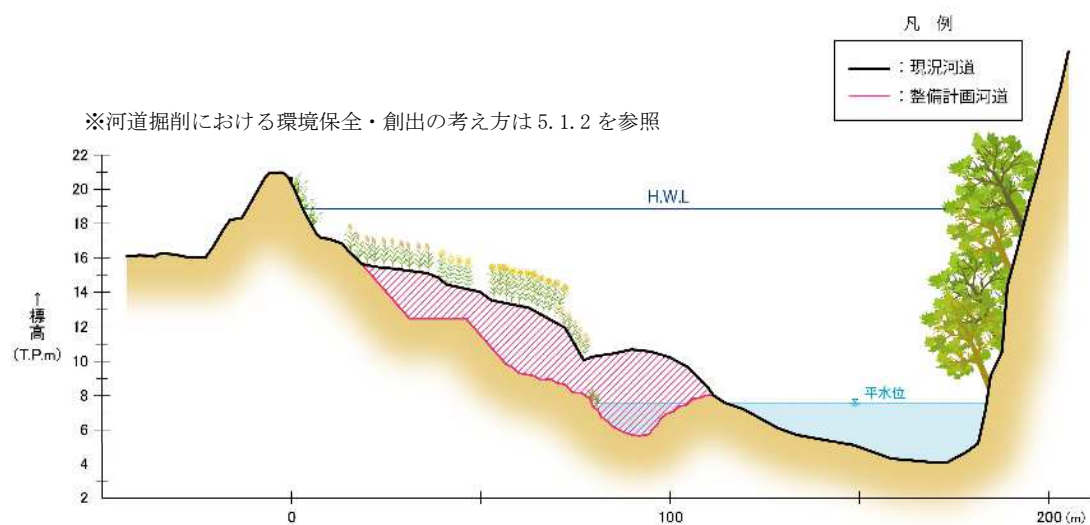


図 5.1.5 河道掘削の概要図(大淀川左岸 24/000 付近)

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

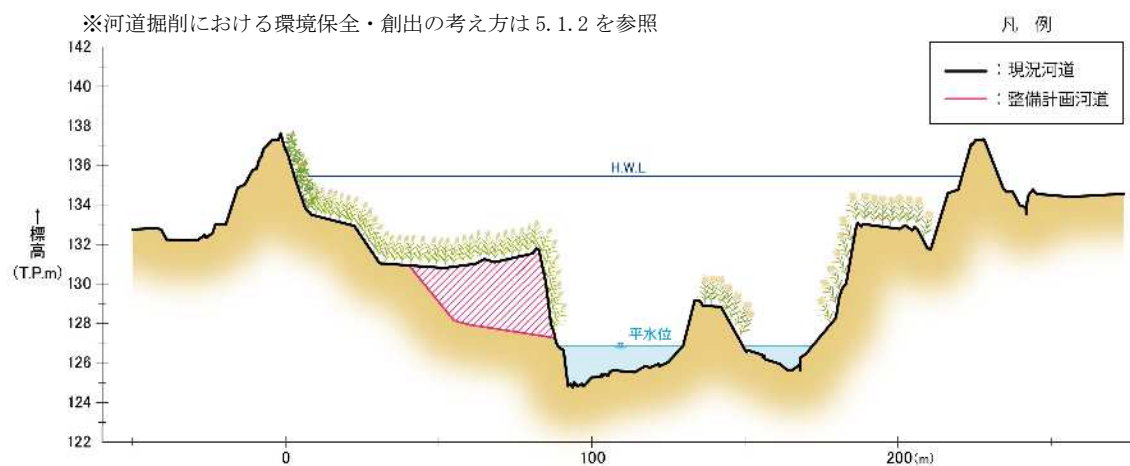


図 5.1.6 河道掘削の概要図(大淀川左岸 68/800 付近)

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

表 5.1.3(2) 河道掘削等に係る施行の場所等（宮崎県管理区間）

河川名	左右岸	区間	備考	施行の場所
大淀川	左岸	観音瀬から上流約 0/400 区間	河道掘削	都城市高崎町江平
小松川	両岸	大淀川合流点から上流約 3/600 区間	河道掘削	宮崎市鶴島、松橋、大工、大橋、和知川原、祇園、霧島
深年川	両岸	直轄上流端から上流約 2/700 から上流約 5/800 区間	河道掘削	国富町大字深年、須志田
山田川	両岸	丸谷川合流点上流約 0/400 から上流約 2/000 区間	河道掘削	都城市丸谷町、山田町山田
花の木川	両岸	鉄道橋から上流約 1/900 区間	河道掘削	都城市高城町桜木、山之口町富吉、三股町大字蓼池
横市川	両岸	源野橋から上流約 4/000 区間	河道掘削	都城市乙房町、志比田町、横市町、南横市町

※施行の場所等については、今後の調査等により変わる場合があります。

表 5.1.3(3) 河道掘削等に係る施行の場所等（鹿児島県管理区間）

河川名	左右岸	区間	備考	施行の場所
庄内川	両岸	下堤橋下流から上流約 1/900 区間	河道掘削	曾於市財部町下財部
溝之口川	両岸	庄内川合流点から上流約 1/500 区間	河道掘削	曾於市財部町下財部

※施行の場所等については、今後の調査等により変わる場合があります。

〔現 況〕



〔整備後〕

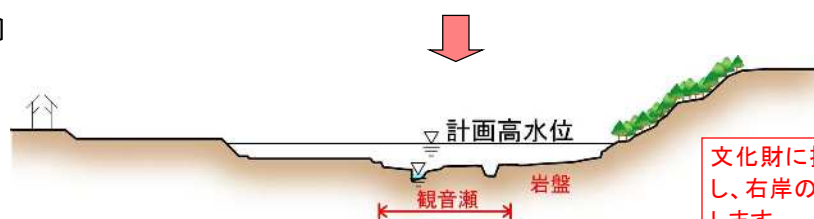


図 5.1.7 河道掘削の概要図(大淀川 51/050 付近)



図 5.1.8 河道掘削の概要図(小松川)

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

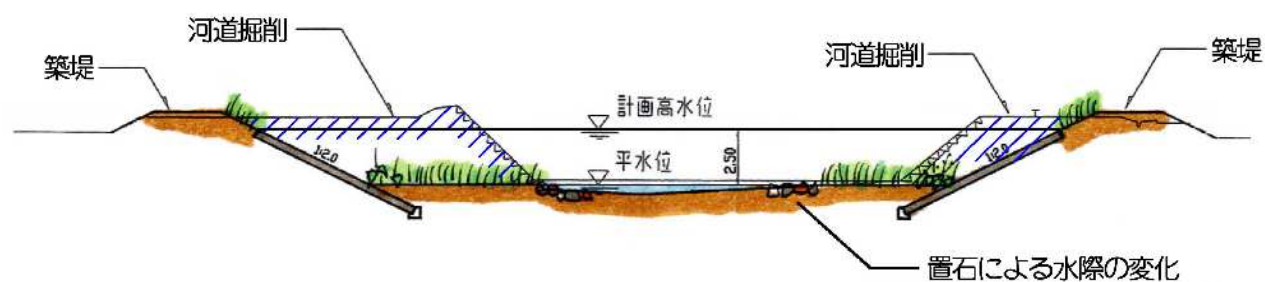


図 5.1.9 河道掘削の概要図(深年川)

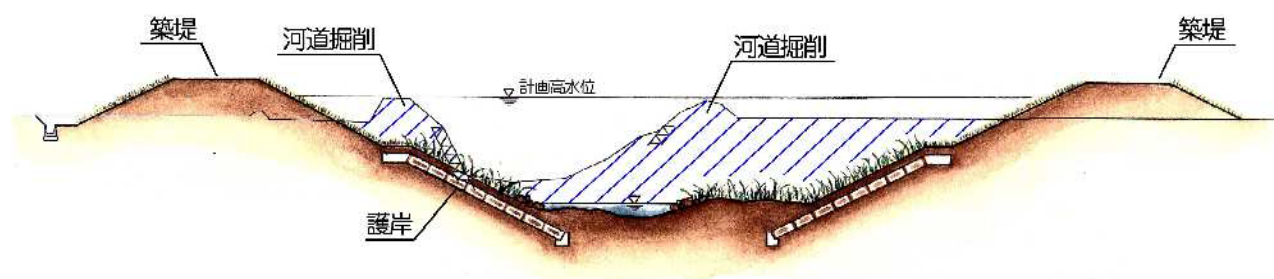


図 5.1.10 河道掘削の概要図(山田川)

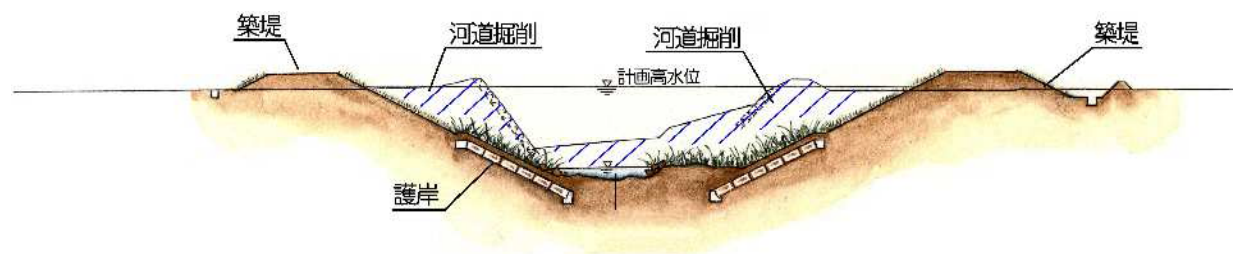


図 5.1.11 河道掘削の概要図(花の木川)

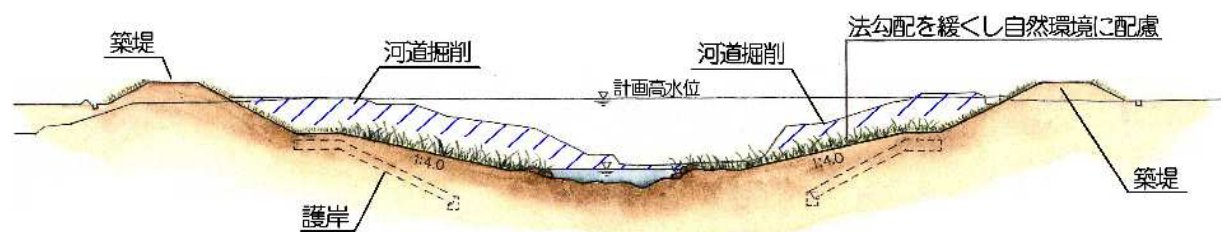


図 5.1.12 河道掘削の概要図(横市川)

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

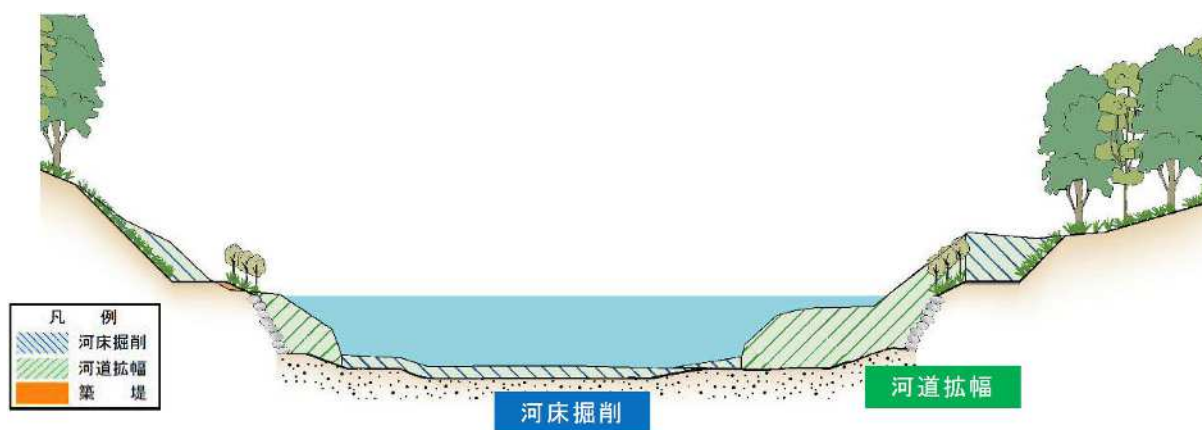


図 5.1.13 河道掘削の概要図(庄内川：下堤橋上流付近)

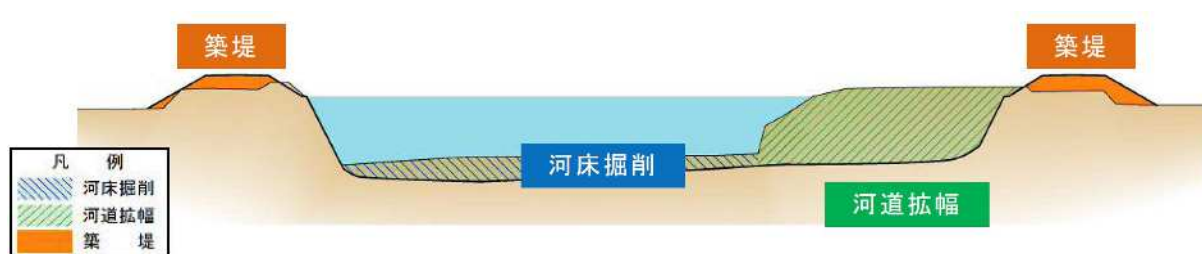


図 5.1.14 河道掘削の概要図(庄内川：堤橋上流付近)

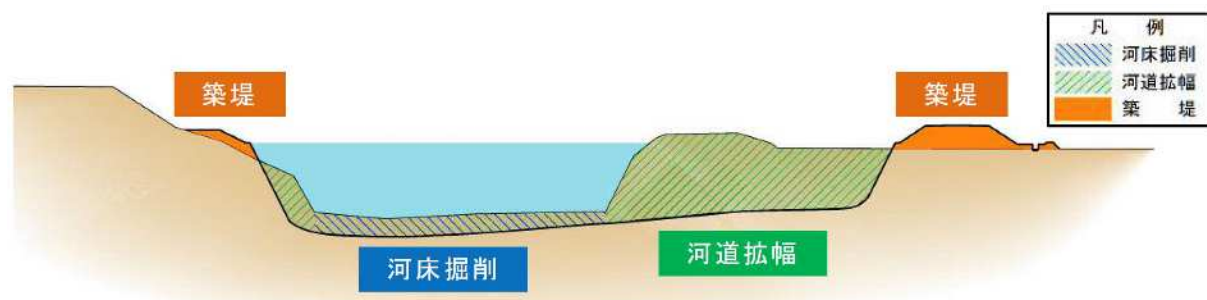


図 5.1.15 河道掘削の概要図(溝之口川：中谷橋上流付近)

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

(5) 遊水地の整備

大淀川上流部及び下流部において遊水地を整備します。整備に当たっては、当該地域の土地利用の将来像を踏まえるとともに営農やネイチャーポジティブに配慮したうえで、遊水地計画を総合的に検討し、地域振興計画との連携など、関係機関等と十分な調整・連携を図るとともに、既往の洪水に対する当該地域の浸水対策を併せて検討します。

遊水地の位置・諸元等の詳細については、今後検討し決定していきます。

表 5.1.4 遊水地の整備に係る施行の場所等（大臣管理区間）

河川名	新たに遊水地の整備を検討する範囲	施行の場所
大淀川	大淀川下流遊水地	宮崎市
大淀川	大淀川上流遊水地①	都城市
大淀川	大淀川上流遊水地②	大岩田遊水地 (都城市下長飯町)

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

(6) 洪水調節機能の強化

計画目標達成のために必要となる大淀川における洪水調節機能を確保するため、遊水地や既設ダムの有効活用を中心に、最適な施設整備の組み合わせについて、必要な調査・検討を行う。

① 岩瀬ダム再生（治水機能増強検討調査）

岩瀬ダム等を最大限活用した事前放流や操作方法の見直し、治水・利水の貯水容量の再編等について調査・検討を行い、必要な対策を実施する。

また、さらに洪水調節機能の増強が必要な場合には、既設ダムの放流能力の増強・堤体の嵩上げ、新設ダム等に関する調査・検討を行う。

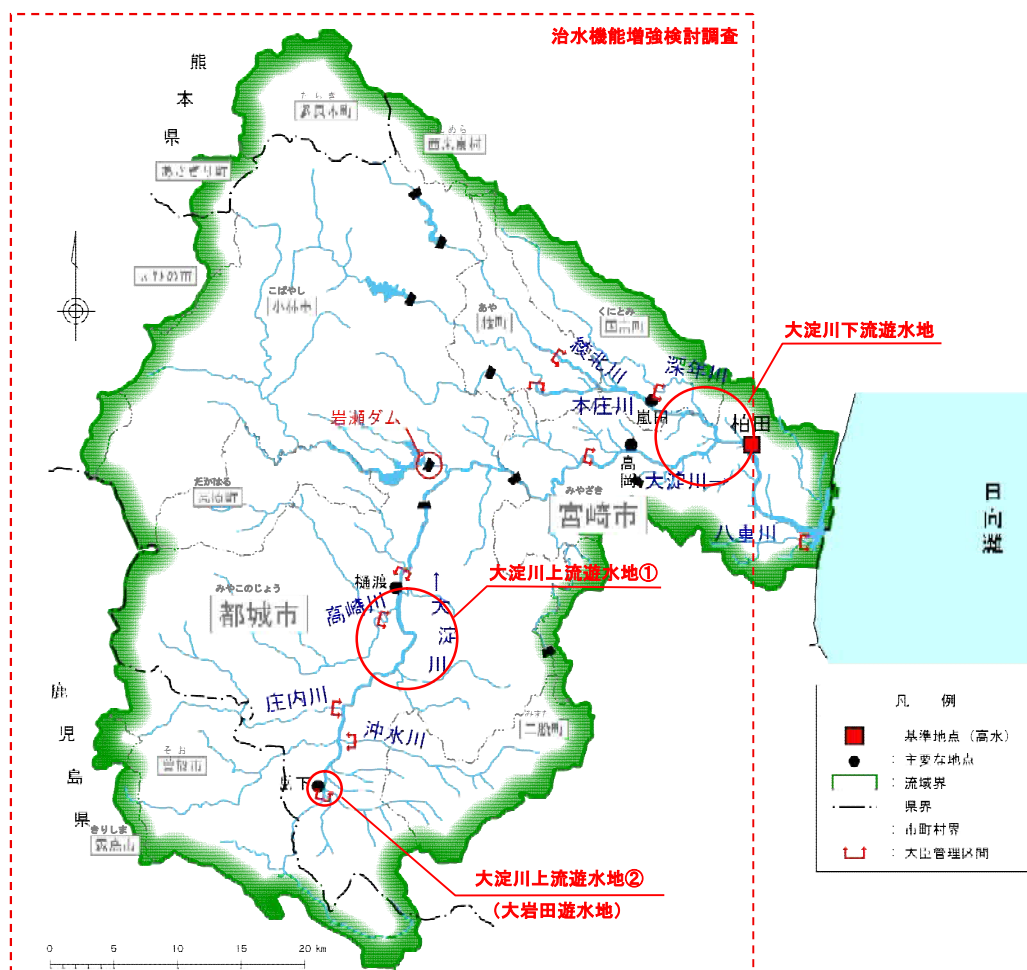


図 5.1.16 遊水地及び岩瀬ダム（有効活用）の位置図

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

(7) 横断工作物の改築等

河川整備計画の目標流量を安全に流下させるために、洪水流下の支障となっている橋梁のうち、堤防整備と一体となって改築を行う必要のある橋梁について、施設管理者と連携し必要な改築を実施します。

表 5.1.5(1) 横断工作物の改築に係る施行の場所等（大臣管理区間）

河川名	区間	施設名	管理者	施行の場所
大淀川	71/025	乙房橋	宮崎県知事	都城市乙房町、金田町
大淀川	71/500	今平橋	都城市長	都城市乙房町、吉尾町
高崎川	1/360	鶴崎橋	都城市長	都城市高崎町縄瀬、岩満町
高崎川	1/830	巢立橋	都城市長	都城市高崎町縄瀬、岩満町

※施行の場所等については、今後の調査等により変わる場合があります。

表 5.1.5(2) 横断工作物の改築に係る施行の場所等（鹿児島県管理区間）

河川名	区間	施設名	管理者	施行の場所
溝之口川	1/200	溝之口橋	曾於市	曾於市財部町北俣

※施行の場所等については、今後の調査等により変わる場合があります。

(8) 内水対策

内水対策については、新たに内水対策の必要性が高まった地区等については、気候変動による降雨分布の変化、被害の規模、浸水頻度、土地利用状況等を十分勘案し、内水の発生要因及びその処理方策について調査検討を行い、関係機関等と連携・調整を図りながら、適切な役割分担のもとで必要に応じた内水対策を実施します。

また、既設の排水機場については、老朽化や機能低下の状況を十分に検討し、必要に応じて更新・改築等を実施します。

(9) 高潮、地震・津波対策

「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震」や「平成 28 年（2016 年）熊本地震」のような大規模な地震が発生した場合においても河川管理施設として必要な機能を確保するために、堤防や水門等の河川管理施設の耐震性能を照査し、必要な対策を実施します。また、海岸における防御と一体となって河川堤防等により津波被害の防御を図れるよう、必要な対策を実施します。

表 5.1.6 高潮、地震・津波対策に係る施行の場所等（宮崎県管理区間）

河川名	区間	対象津波	備考	施行の場所
新別府川	津波遡上区間	レベル 1	樋門耐震化 樋門自動閉鎖化等	宮崎市

※施行の場所等については、今後の調査等により変わる場合があります。

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

(10) 施設の能力を上回る洪水を想定した対策

施設では守り切れない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、施設の能力を上回る洪水が発生した場合にできる限り被害の軽減を図るため、越水が想定される状況の改善が長期間にわたり困難と見込まれる区間については、越水による堤防の決壊リスクを低減し、避難のための時間の確保や被害の軽減を図るために、危機管理対応として粘り強い河川堤防等を検討し、必要に応じて実施します。さらに、応急対策や氾濫水の排除、迅速な復旧活動に必要な堤防管理用通路の整備や高速道路等との連続性の確保、ヘリポートの設置、船舶による輸送路の確保、河川防災ステーション等の水防拠点の整備、既存施設の有効活用、災害復旧のための根固ブロック等資材の備蓄、排水ポンプ車等災害対策車両の整備等を必要に応じて実施します。

地球温暖化に伴う気候変動による大雨や短時間強雨の発生頻度の増加に伴い、水位の急激な上昇が頻発することが想定されることから、水門等の確実な操作と操作員の安全確保のために、水門等の施設操作の遠隔化・自動化等の整備を必要に応じて実施します。なお、この対策に当たっては、低中高頻度といった複数の確率規模の浸水や施設整備前後の浸水を想定した多段階のハザード情報を活用していきます。

また、雨量、水位等の観測データ、レーダ雨量計を活用した面的な雨量情報や CCTV カメラによる映像情報を収集・把握し、適切な河川管理を行うとともに、その情報を光ファイバー網等を通じて関係機関へ伝達し、円滑な水防活動や避難誘導等を支援するため、これらの施設を整備するとともに、観測機器、電源、通信経路等の二重化等を図ります。

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

5.1.2 河川環境の整備と保全に関する事項

(1) 多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出

多様な動植物が生息・生育・繁殖する環境については、重要種を含む多様な動植物を育む干潟、ヨシ原、ワンド・たまり、河畔林、自然裸地（礫河原）や瀬・淵等の定期的なモニタリングを行いながら、新たな学術的な知見も取り入れたうえで、生物の生活史を支える環境を確保できるよう良好な自然環境の保全・創出に努めます。

河川改修、河川維持工事を実施する際には、河川水辺の国勢調査等のモニタリング成果を活用するとともに、河川環境に影響を与える恐れがある場合には、その影響をできる限り低減するため、堤防・護岸・河道掘削等の工法等の工夫に努め、必要に応じて学識経験者等の意見を聴きながら、多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生のための多自然川づくりを行います。

本計画において定めた河川環境の整備と保全に関する目標の達成に向けて、河川整備において良好な河川環境に手を加える場合には、その影響を低減するよう整備手法を工夫します。その上で、影響が十分に回避できない場合においては、同様の環境を創出することを基本とします。

表 5.1.7 環境の整備と保全・創出に係る施行の場所

河川環境区分	種類	対象区間	概要
大淀川汽水域 (0/000～9/200) 八重川	コアマモ群集の保全・創出	大淀川 0/000～2/000	アカメの稚魚の生息場となるコアマモ群集の保全・再生について、自然再生に係る事業の実施を検討
	干潟やヨシ原環境の保全・創出	大淀川 0/000～3/000 八重川	干潟生物に適した地盤高の環境やヨシ原の保全・再生について、自然再生に係る事業の実施を検討
	寄り洲・ワンドの環境の保全・創出	大淀川 4/400～6/000	流下断面確保のため実施する河道掘削において、掘削形状の工夫によりワンド・たまりを保全・創出
大淀川下流域 (9/200～28/100)	自然裸地（礫河原）、ワンド・たまりの保全・創出	大淀川24/6～25/6	イカルチドリ等の生息・繁殖場となる自然裸地（礫河原）について、自然再生に係る事業の実施を検討
	連続する瀬や淵の保全・創出	大淀川14/0～20/0	アユの生息・産卵場、カマキリ（アユカケ）の生息場となっている瀬や淵について、自然再生に係る事業の実施を検討
	低・中茎草地の保全	大淀川右岸11/0～13/0 大淀川右岸18/0～19/0付近	シルビアシジミ等の生息場となっている低・中茎草地について、自然再生に係る事業の実施を検討
	ワンド・たまり（湿地環境）～水陸移行帯の保全・創出	大淀川24/0～24/6 大淀川26/6～27/4	流下断面確保のため実施する河道掘削において、掘削形状の工夫によりワンド・たまり（湿地環境）～水陸移行帯を保全・創出
大淀川上流域 (53/7～79/0)	ワンド・たまり（湿地環境）～水陸移行帯の保全・創出	大淀川68/0～72/2	流下断面確保のため実施する河道掘削及び引堤において、掘削形状の工夫によりワンド・たまり（湿地環境）～水陸移行帯を保全・創出
	自然裸地（礫河原）の保全・創出	大淀川68/0～72/2	流下断面確保のため実施する河道掘削及び引堤において、掘削形状の工夫により自然裸地（礫河原）を保全・創出
流入支川 本庄川 深年川 綾北川	ワンド・たまり（湿地環境）～水陸移行帯の保全・創出	本庄川3/0～4/0	多くの湿生生物の生息・生育場となっているワンド・たまり（湿地環境）～水陸移行帯について、自然再生に係る事業の実施を検討
	自然裸地（礫河原）の保全・創出	本庄川3/0～4/0	イカルチドリ等の生息・繁殖場となる自然裸地（礫河原）について、自然再生に係る事業の実施を検討
	連続する瀬や淵の保全・創出	深年川0/0～2/6	アユの生息・産卵場、カマキリ（アユカケ）の生息場となっている瀬や淵について、自然再生に係る事業の実施を検討
	低・中茎草地の保全	本庄川5/0～7/0左岸 綾北川11/0～13/0右岸	シルビアシジミ等の生息場となっている低・中茎草地について、自然再生に係る事業の実施を検討
			：自然再生に係る事業の実施を検討
			：河川改修事業時の保全・創出（定量目標に反映）

1) 汽水域の河川環境の保全と創出

汽水域においては、多くの生物の生息・生育環境となる汽水域のワンド・たまり及びヨシ原、さらには河口域の干潟や河口砂州・砂浜、丸島の河畔林、絶滅危惧種のアカメ成魚の生息場となる深い淀み、絶滅危惧種のアカメ仔稚魚等の生育場となるコアモ群集を保全・創出します。

河道掘削ではワンド内の最深部は T.P. -1.0m 以下の深みを設け、干潮時における良好な魚類の生息場を確保します。ワンド水際は緩傾斜に掘削し、T.P. -0.3～0.6m 程度の湿地環境を広く設けることで、タコノアシ等湿生植物が群落を形成し、絶滅危惧種のタケノコカワニナ等貝類が生息する場を創出すると共に、ワンド水際に現地発生石を配置し、魚介類の隠れ場・休息場を確保します。ワンド先端部は、極力施工による踏み荒らし等を抑え、現地盤を残して土壌緊縛力を確保します。土砂の再堆積抑制を念頭においた流下能力向上対策として、平水位以下を含めた河道掘削を実施します。

これらの河川整備により、絶滅危惧種のタケノコカワニナ、タコノアシ、絶滅危惧種のミナミメダカ等の生息・生育場であるワンド・たまりの面積について、整備による減少分を踏まえた約 1.57ha を保全するとともに、想定される自然営力による増減を考慮した上で創出を行い、約 1.95ha が存在することを環境定量目標値とします。

掘削によりワンド・たまりの創出を目指す箇所以外でも、満潮位以下を緩傾斜に掘削し、潮間帯（干潟・ヨシ原等）が広がる形状にすることで、底生動物等の生息場・繁殖場を極力確保するとともに、絶滅危惧種のアカメ成魚の生息場となる深い淀みの保全や、水際は縦・横断方向に変化（凹凸）をつける等の工夫を行います。

また、河口域のヨシ原・干潟や、絶滅危惧種のアカメ仔稚魚等の生育場となるコアモ群集について自然再生に係る事業の実施を検討します。

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

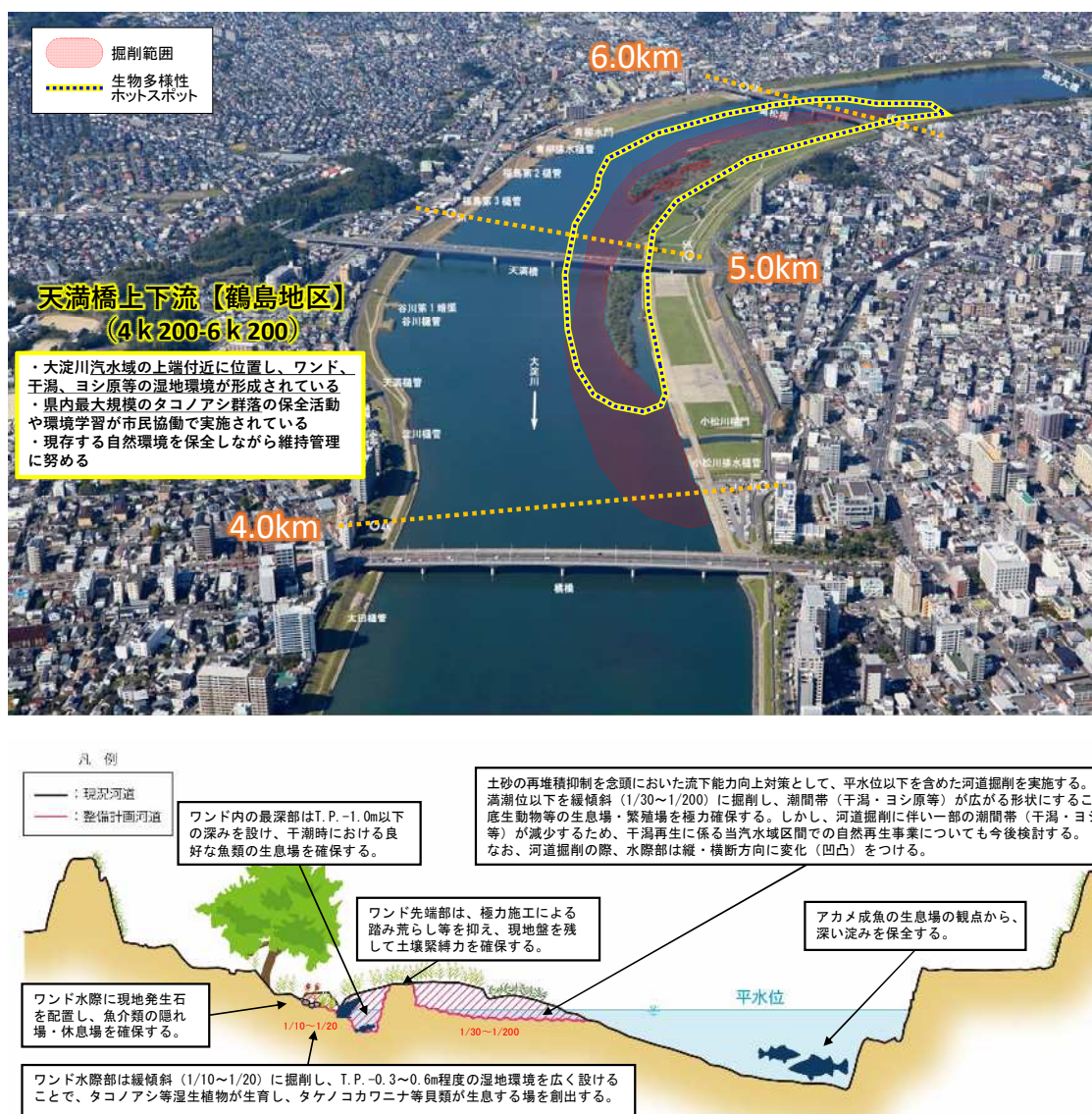


図 5.1.17 河川環境の整備と保全の方策（汽水域）

2) 下流域の河川環境の保全と創出

下流域においては、多くの希少な動植物の生息場となっている湿地環境（ワンド・たまり等）、アユや絶滅危惧種のカマキリ（アユカケ）の重要な生息場となっている瀬や淵、コチドリ等の繁殖場として機能する自然裸地（礫河原）、絶滅危惧種のシルビアシジミが生息する低・中茎草地、絶滅危惧種のガンゼキラン等が生育する照葉樹林（山付き林）を保全・創出します。

河道掘削に併せてワンドを創出します。また、ワンド内の再堆積を抑制するため、ワンド陸部の形状やワンドの向きは流向を意識して整備します。水際部については複雑化を図ることで、水際植生を利用する絶滅危惧種のみなみめだか等の魚類やタイコウチ、絶滅危惧種のコガタノゲンゴロウ等の水生昆虫が生息する多様な水辺環境を創出します。

これらの河川整備により、絶滅危惧種のみなみめだか、タイコウチ、絶滅危惧種のコガタノゲンゴロウ、止水性トンボ類、止水性コウチュウ類等の生息場であるワンド・たまりの面積について、現状の約 6.81ha を保全するとともに、想定される自然営力による増減を考慮した上で創出を行い、約 7.37ha が存在することを環境定量目標値とします。

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

掘削によりワンド・たまりの創出を目指す箇所以外でも、河床を保全することで瀬・淵に生息するアユ、絶滅危惧種のカマキリ（アユカケ）等の魚類やカゲロウ・カワゲラ・トビケラ類の生息環境を保全するとともに、イカルチドリ、コチドリ、絶滅危惧種のシロチドリ等が生息する自然裸地（礫河原）の保全、さらには、絶滅危惧種のガンゼキランの生育場所となっている照葉樹林（山付き林）を保全します。

保全区間に設定されている箇所については、絶滅危惧種のガンゼキラン等の重要種が多産する右岸側の河畔林（照葉樹林）の改変を回避します。また、絶滅危惧種のアリアケギバチ等が生息する瀬・淵環境の維持、または維持できない場合には、掘削後にも良好な瀬・淵環境が創出されるように施工します。河岸部の掘削に当たっては、自然裸地（礫河原）等の水陸移行帯を積極的に創出し、環境の向上を図ります。

また、イカルチドリ等の生息・繁殖場となる良好な自然裸地（礫河原）や、アユの生息・産卵場、絶滅危惧種のカマキリ（アユカケ）の生息場となっている瀬や淵、絶滅危惧種のシルビアシジミが生息している低・中茎草地について自然再生に係る事業の実施を検討します。

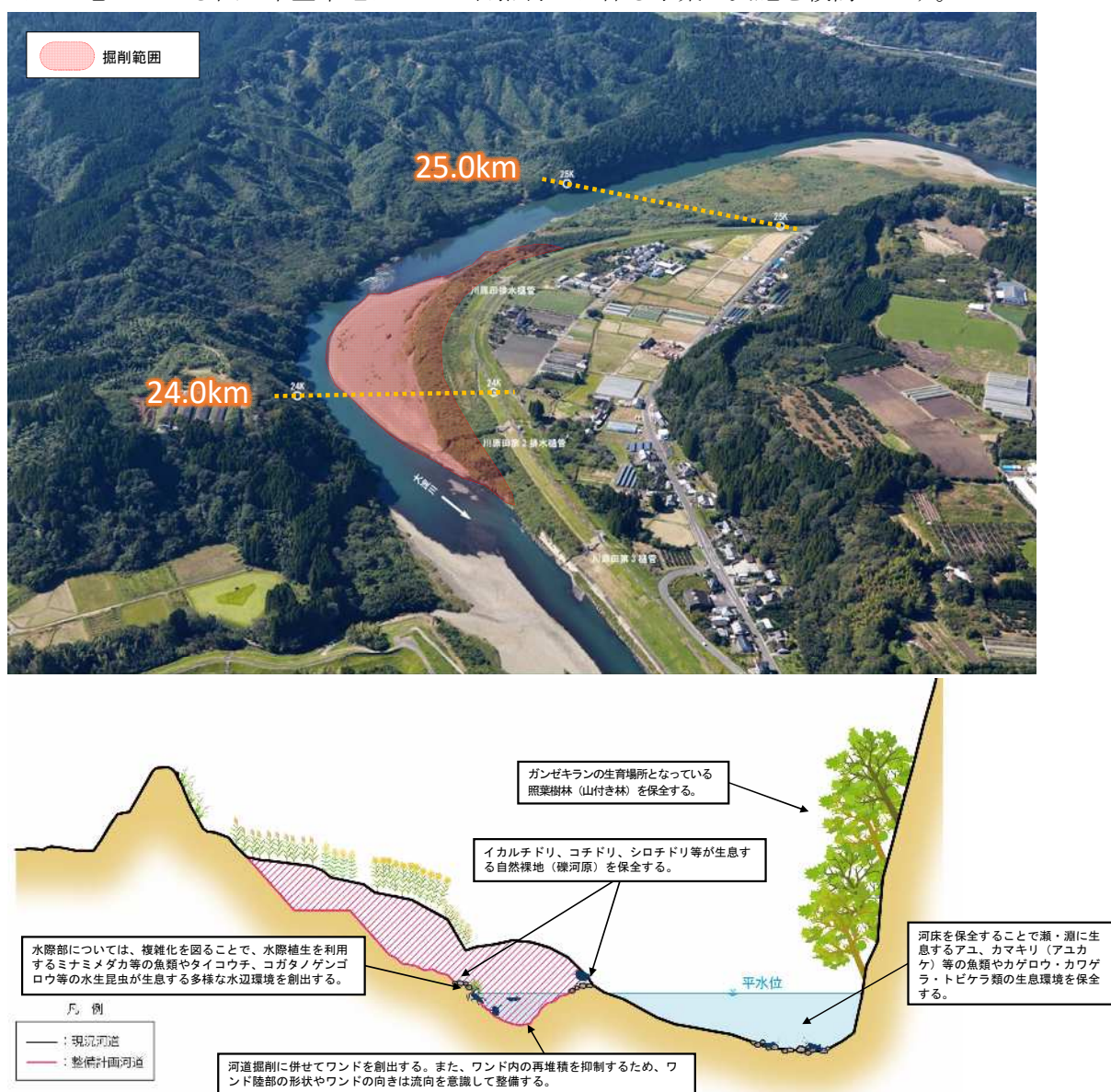


図 5.1.18 河川環境の整備と保全の方策（下流域）

3) 上流域の河川環境の保全と創出

イカルチドリ、コチドリ、絶滅危惧種のシロチドリの繁殖場として機能する自然裸地（礫河原）、流域全体で減少している湿地環境（ワンド・たまり等）や水陸移行帯（エコトーン）、さらには大淀川水系固有種である絶滅危惧種のおおヨドシマドリジョウが生息する瀬の砂礫底、ギンイチモンジセセリ等が生息する草地環境、サギ類のねぐらや多くの水生生物への有機物の供給源となる河畔林を保全・創出し、在来生物の保全のため外来生物への対応を行います。

陸部～水際部を緩傾斜に掘削し、イカルチドリ、コチドリ、絶滅危惧種のシロチドリ等が生息する自然裸地（礫河原）を創出します。また、引堤にあわせて改築される今平樋管について、樋管と本川をつなぐ堤外水路（せせらぎ水路）の整備により、多様な生物の餌場、隠れ場、生息場等を創出します。せせらぎ水路は、蛇行と水路幅の広がりにより、多様な流速・水深環境を創出し、絶滅危惧種のみなみメダカや絶滅危惧種のコガタノゲンゴロウ等の緩流・細流環境（ワンド・たまり）を好む生物の生息・繁殖環境を創出します。なお、今平樋管（移設後の位置）からの平常時の流水を活用することで、ワンド水面幅の維持や水の循環促進による水質環境の改善に寄与させます。

これらの河川整備により、イカルチドリ、コチドリ、絶滅危惧種のシロチドリ等の生息場である自然裸地（礫河原）の面積について、現状の約 14.89ha を保全するとともに、想定される自然営力による増減を考慮した上で創出を行い、約 17.17ha が存在することを環境定量目標値とします。

さらに、絶滅危惧種のみなみメダカ、ドリジョウ、絶滅危惧種のおおヨドシマドリジョウ、タイコウチ、絶滅危惧種のコガタノゲンゴロウ、止水性トンボ類、止水性コウチュウ類等の生息場であるワンド・たまりの面積について、現状の約 2.12ha を保全するとともに、想定される自然営力による増減を考慮した上で創出を行い、約 3.29ha 存在することを環境定量目標値とします。

掘削により自然裸地（礫河原）、ワンド・たまりの創出を目指す箇所以外でも、ギンイチモンジセセリ、カヤネズミの生息場となっている低・中茎草地の掘削においては、段階的施工により他の生息場への自力移動を促すとともに、繁殖時期に配慮した工事を行います。また、河床を保全することで、絶滅危惧種のおおヨドシマドリジョウやカゲロウ・カワゲラ・トビケラ類等の生息場となっている瀬淵環境を保全するとともに、せせらぎ水路の勾配に細かく変化を持たせて絶滅危惧種のおおヨドシマドリジョウやカゲロウ・カワゲラ・トビケラ類の生息場となる小規模な瀬淵環境を創出します。

保全区間に設定されている箇所については、瀬・淵、ワンド環境、低・中茎草地が改変されないような配慮の他、掘削後に復元又は面積が増加するように施工します。絶滅危惧種のおおヨドシマドリジョウについては、平瀬などの砂底を好むため、工事によるシルト分の堆積等の河床環境の改変、産卵環境となる水際部の植生帯の保全に留意し、環境の向上を図ります。

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

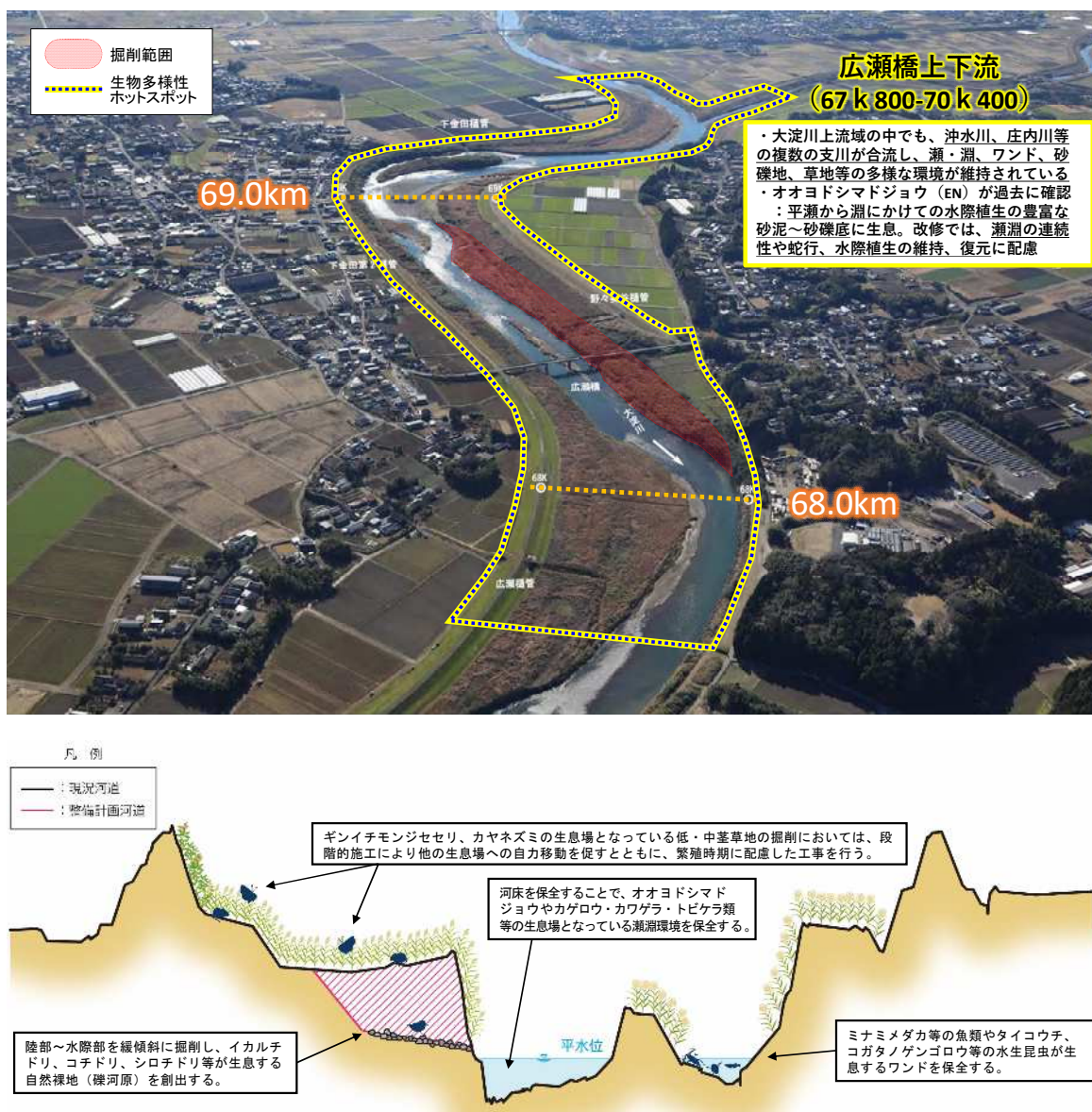


図 5.1.19 (1) 河川環境の整備と保全の方策（上流域）

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要



図 5.1.19 (2) 河川環境の整備と保全の方策(上流域)

4) 生態系ネットワークの形成に向けた取組

国管理区間における大淀川本川の横断工作物は大淀川第一床固のみであり、本川の連続性は確保されていますが、一部の回遊性魚類は減少傾向がみられています。横断方向については、樋門・樋管の一部において、堤内外の落差により横断的な連続性が確保されていない箇所があります。堰や樋門・樋管等の整備・改築等に当たっては、生物の移動連続性が阻害されないよう配慮するとともに、既に生じている落差等については、状況をみながら対応を検討します。

大淀川水系の河口部では、絶滅危惧種のアカメの生息場となるコアマモ群集について自然再生に係る事業の実施を検討するほか、回遊ルートを確保することに留意します。

大淀川下流部では、引き続き、地域住民等との連携のもとタコノアシ等を保全した掘削を進めています。

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

大淀川上流の遊水地整備に当たっては、遊水地の人の利用も踏まえつつ、絶滅危惧種のミナミメダカや多くの水生昆虫類等を念頭においた横断方向の連続性の確保や湿地環境の創出を計画します。また、特定外来生物のクウライオヤニラミをはじめとする外来生物への対応を行い、大淀川水系に特徴的な希少生物を保全することにより、生態系ネットワークの形成に寄与します。

5) 支川の河川環境の保全と創出

本庄川・深年川・綾北川においては、アユや絶滅危惧種のカマキリ（アユカケ）の重要な生息場となっている瀬や淵、コチドリ等の繁殖場として機能する自然裸地（礫河原）、絶滅危惧種のミズキンバイやササバモ、絶滅危惧種のコガタノゲンゴロウ等の希少な動植物が生育・生息するワンド・たまり等の湿地環境、コムラサキの生息場となる河畔林、絶滅危惧種のシルビアシジミが生息する絶滅危惧種のツチグリ等の低・中茎草地を保全・創出します。本庄川周辺で地域の花として親しまれるツクシイバラの保全に努めます。

また、イカルチドリ等の生息・繁殖場となる良好な自然裸地（礫河原）や、アユの生息・産卵場、絶滅危惧種のカマキリ（アユカケ）の生息場となっている瀬や淵、絶滅危惧種のシルビアシジミが生息している低・中茎草地、多くの湿生生物の生息・生育場となっているワンド、たまり等の湿地環境について自然再生に係る事業の実施を検討します。

(2) 人と河川の豊かなふれあいの場の整備

レクリエーション利用や各種イベント、自然との触れ合い・憩いの場として多様な利活用が行われている現状の河川空間を維持し、地域住民等の利活用の促進を図るため、関係機関等と連携を図るとともに、河川利用に関する多様なニーズを踏まえ、大淀川の素材を活かした環境学習の推進を図るなど、地域と水辺の一体化を目指した人と河川の豊かな触れあいの場の整備と保全に努めます。

なお、大淀川支川の本庄川においては、「かわまちづくり」に登録されました。「かわまちづくり」に登録された地区においては、関係機関や地域住民等との連携・調整を図りながら、水辺の整備・利活用による地域活性化へ向けた取り組みを行います。

また、上記以外にも地域住民、関係機関等から整備の要望などがあった場合には、その内容について、調査・検討を行い、関係機関や地域住民等との連携・調整を図りながら、「かわまちづくり支援制度」等の活用により人と河川の豊かなふれあいの場の整備を行います。

5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

5.2.1 大淀川水系の特徴を踏まえた維持管理の事項

災害の発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全のため、大淀川の河川特性を踏まえ計画的に河川の維持管理を行います。平常時から洪水時までの河川の状態や堤防、樋門、排水機場等の河川管理施設や河道の管理等、種類に応じた管理というように、その内容は広範・多岐にわたっているため、概ね5年間を対象に「大淀川水系河川維持管理計画」を作成し、計画的に維持管理を実施しています。

河川維持管理に当たっては、河川巡視、点検による状態把握、維持管理対策を長期間にわたり繰り返し、それらの一連の作業の中で得られた知見を分析・評価して、河川維持管理計画あるいは実施内容に反映していくというPDCAサイクル体系を構築し継続します。

状態把握の結果を分析・評価し、所要の対策を検討する手法等が技術的に確立されていない場合も多いため、学識者等の助言を得る体制を整備することも重要です。

河川整備計画は、河川の維持を含めた河川整備の全体像を示すものであり、河川維持管理におけるPDCAサイクルの中で得られた知見を河川整備計画にフィードバックし、必要に応じて河川整備計画の内容を点検し、必要に応じ変更します。

また、河川管理施設の老朽化対策を効率的に進めるため、施設状況等のデータ蓄積を図り、長寿命化計画に基づき計画的かつ戦略的な維持管理・更新を行います。なお、河川の維持管理を行うに当たっては、新技術の開発や活用の可能性を検討するとともに、ライフサイクルコストの縮減に努めます。

災害の発生の防止又は被害軽減のために、河川管理施設等を監視・点検し、その機能を維持するとともに、施設能力を上回る洪水や高潮が発生した場合を想定し、万が一災害が発生したとしても被害を最小限とするための危機管理対策を行います。河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持のために、水量、水質の現状や渇水状況、河床の変動を把握するとともに、渇水対策が必要な場合は、関係機関と連携し、水利使用の調整等を行います。河川環境の保全のために、水環境や自然環境の変化に配慮した維持管理を行います。これらは相互に関連する一体不可分のものであり、河川の維持管理に当たってはこれらを総合的に勘案しつつ、地域住民や関係機関等と連携を図りながら実施します。

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

5.2.2 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

(1) 水文・水理調査

雨量、水位等の観測データ、レーダ雨量計を活用した面的な雨量情報や CCTV カメラによる映像情報を収集・把握し、適切な河川管理を行うとともに、治水・利水計画の検討、洪水時の水防活動、維持流量検討、河川環境と保全のための基礎データの収集を行います。また、施設の能力を上回る洪水等に対し、河川水位や河川流量等を確実に観測できるよう観測機器の改良や配備の充実を図ります。

特に、リアルタイムの水位観測は、洪水時の洪水予報等の発表や市町村の避難指示等発令の判断の基となる情報であり、社会的影響が大きいとため正確で確実な観測を行う必要があることから、観測施設、機器について定期的に点検を行います。

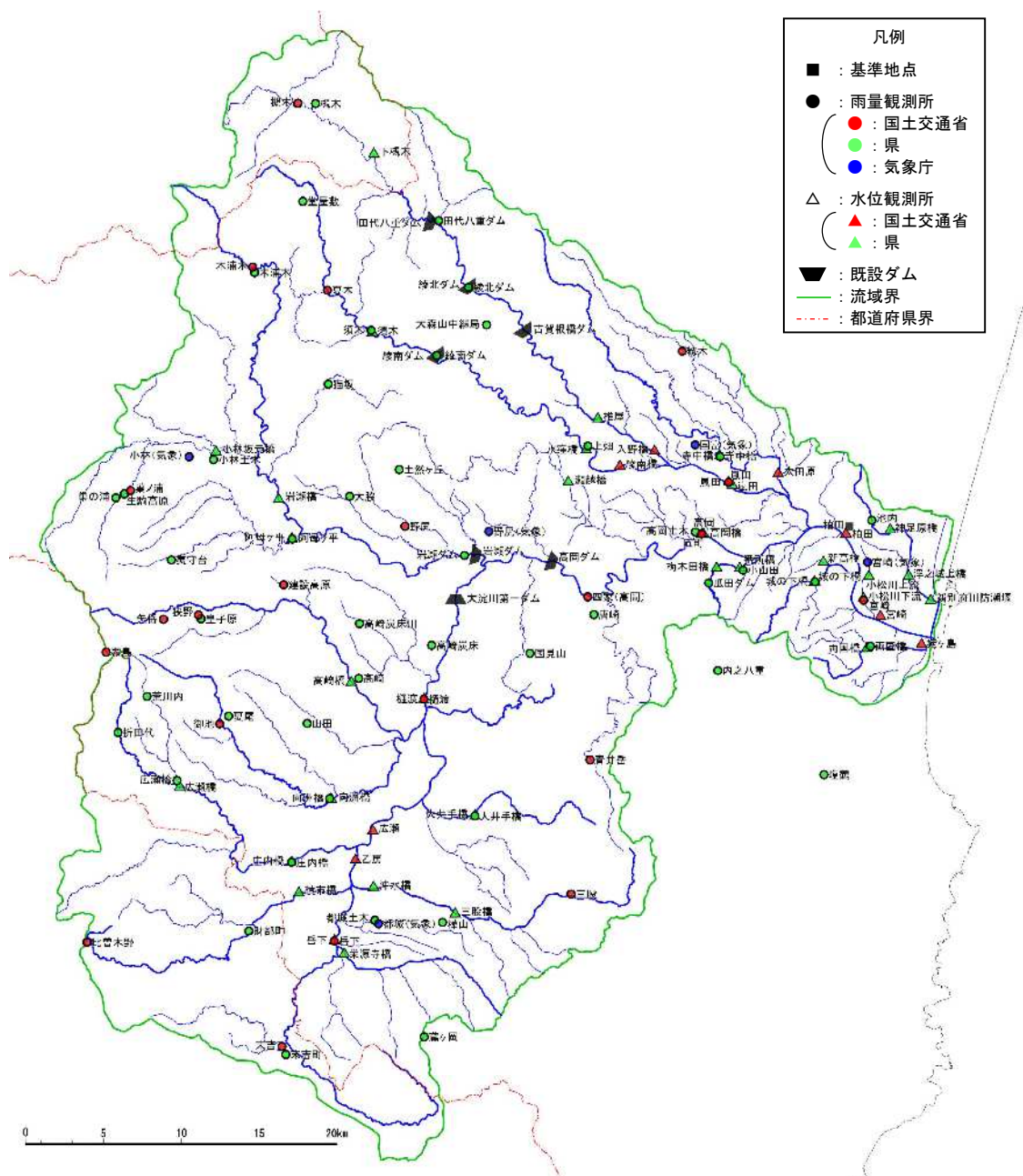


図 5.2.1 大淀川水系の水位・雨量観測所位置図

【出典：川の防災情報（ただし、樋門・排水機場等に位置する観測所については非表示）】

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

(2) 河川の測量・調査

河道の経年的な変化や、大規模な洪水後の河道の変化等を把握するため、総合的な土砂管理の観点も含めて、河道の縦横断測量や空中写真測量、河床材料等の調査を行うとともに、河道特性や土砂動態等を定量的に把握し、良好な河道及び河川環境の維持に努めます。



写真 5.2.1 河道の横断測量

(3) 総合的な土砂管理に向けた取組

総合的な土砂管理に向けた取組として、ダム堆砂の進行、海岸汀線の後退など土砂移動と密接に関わる課題に対処するため、上流から海岸までの河床材料や河床高等の経年的変化だけでなく、粒度分布と量も含めた土砂移動の定量的な把握に努めます。

河道内の局所的な堆積や洗掘に伴う河床変動やダム堆砂の進行、濁水の長期化、海岸汀線の後退など土砂移動と密接に係わる課題に対処するため、「大淀川水系総合土砂管理計画」を定め、目指す姿の達成に向け、山地から海岸まで一貫した総合的な土砂管理の取組を関係機関と連携し継続的に実施します。

土砂移動の連続性確保の取組として、砂防堰堤の整備等による過剰な土砂流出の抑制、ダム地点において堆積した土砂を下流に還元するなど土砂移動の連続性確保、河川生態系の保全・創出・再生、河道の維持、海岸線の保全に向けた適切な土砂移動の確保等、流域全体での総合的な土砂管理について、各機関が連携して推進します。

また、順応的かつ継続的な土砂管理を行うために、治水や環境など様々な視点からのモニタリングを実施するとともに、土砂動態に関する調査・研究を継続し、必要なデータを蓄積し、必要に応じて対策を実施していきます。

なお、土砂移動については、気候変動による降雨量の増加等により変化する可能性もあると考えられることから、モニタリングを継続的に実施し、官学が連携して気候変動の影響把握と土砂生産の予測技術の向上に努め、必要に応じて対策を実施していきます。

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

(4) 気候変動による影響のモニタリング

地球温暖化に伴う気候変動の影響により、極めて大規模な洪水の発生や、渇水被害の激甚化及び発生頻度の増加等が懸念されることを踏まえ、流域の降雨量、降雨の時間分布・地域分布、流量、河口潮位等についてモニタリングを実施し、経年的なデータ蓄積に努め、定期的に分析・評価を行います。

(5) 河道の維持管理

河道内に堆積した土砂により流下能力が低下する等、治水上支障がある場合は、瀬・淵等や動植物の生息・生育・繁殖環境等、水際部の多様性などの河川環境への影響に配慮し、堆積土砂の除去等を行います。また、経年的な河床低下により堤防等の河川管理施設の機能に支障がある場合には、河床低下対策を行います。特に水衝部については、洪水後の堤防及び河道形状の変化を把握し、侵食や洗掘等の変状が確認された場合には、詳細調査を実施するとともに、水衝部対策として護岸等の整備等、必要な対策を実施します。

また、護岸の損傷を放置した場合、洪水時に護岸が流出し、堤防の侵食や河川水の浸透水による漏水が発生するなど、堤防の安全性が損なわれる恐れがあるため、災害発生を未然に防止する観点から、必要に応じて補修等を行います。

河道内の樹木については、樹木による河積阻害や洪水時の樹木流出による河川管理施設への影響等を防止するため、河川巡視等によるモニタリングを実施し、繁茂状況や伐採後の影響等について十分調査検討のうえ、必要に応じて伐採等を行います。なお、樹木の伐採に当たっては、動植物の生息・生育・繁殖環境並びに景観に配慮し、伐採時期や伐採場所、伐採方法についても検討を行いながら、適正な樹木管理に努めるとともに、公募伐採や伐木の無償提供等の取り組みを行っていきます。

また、必要に応じて学識経験者等の意見等も踏まえた維持管理にも努めます。



写真 5.2.2 河道内樹木の管理の実施状況（大淀川左岸 17k700～17k900 付近）

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

(6) 堤防等の維持管理

堤防や護岸の沈下、損傷状況や構造物周辺の空洞化等堤防の変状を早期に把握するため、点検や河川巡視等を行い、必要に応じて補修等を実施します。また、点検や河川巡視、水防活動が円滑に行えるよう、堤防の緩傾斜化や管理用通路の確保等により維持管理環境の向上を図り、効率的かつ適正な維持管理を行います。

洪水等による漏水や河岸侵食、亀裂等により、堤防等の河川管理施設が損傷した場合には、必要に応じて速やかに対策を実施します。

堤防の機能を低下させるクラック等の変状がみられた場合には、原因を調査し、必要な対策を実施します。堤防の点検や河川巡視の円滑化等のため、堤防除草を行います。なお、大淀川では除草後の刈草の処理については、地域住民への無償提供を行っており、コスト縮減にも寄与しています。今後もリサイクルやコスト縮減等に努めます。

また、必要に応じて学識経験者等の意見等も踏まえた維持管理にも努めます。



写真 5.2.3 堤防除草状況



写真 5.2.4 堤防点検状況

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

(7) 水門、排水機場等河川管理施設の維持管理

維持管理は長期的視点に立って計画的に取り組むことが重要であり、点検・診断結果やこれらの評価結果を踏まえた施設の長寿命化計画等の策定や見直しを推進し、当該計画に基づき対策を実施し、トータルコストの縮減に取り組みます。特に、確実に経年劣化を生じる機械設備や電気通信施設を有する河川管理施設については、新たな技術を開発・導入して状態監視の信頼性を高めていくとともに、施設そのものに耐久性のある構造・部材・部品を適用していきます。

河川管理施設の操作については、操作規則等※に基づき適正な操作を行うとともに、操作員に対して施設の機能や操作方法等について定期的に操作訓練、説明会を行います。

さらに、今後の操作員の高齢化等への対応や集中豪雨等への迅速な対応が必要な施設、並びに、津波に対する操作を行う必要がある河川管理施設については、施設の統廃合及び操作の遠隔化や、無動力化等を進めることにより、操作員の安全を確保するとともに、迅速、確実な操作により被害の軽減に努めます。

※操作規則等とは、水門、樋門、排水機場等の河川管理施設について、その操作方法を定めたものです。

表 5.2.1(1) 主な河川管理施設（大臣管理区間）

施設名等			施設の場所	備考
水門	大淀川	青柳水門	宮崎県宮崎市	他 3 箇所
		新大谷川水門	宮崎県宮崎市	
		新溝川水門	宮崎県宮崎市	
		江川水門	宮崎県宮崎市	
		瓜田川水門	宮崎県宮崎市	
		新飯田川水門	宮崎県宮崎市	
	八重川	山内川水門	宮崎県宮崎市	
樋門・樋管	大淀川	大塚水門	宮崎県宮崎市	他 154 箇所
		五十鈴川水門	宮崎県宮崎市	
	八重川	八重川樋管	宮崎県宮崎市	
	深年川	太田原樋管	宮崎県東諸県郡国富町	
	綾北川	入野第 1 排水樋管	宮崎県東諸県郡綾町	
	高崎川	高崎第 5 樋管	宮崎県都城市	
	庄内川	乙房第 3 樋管	宮崎県都城市	
	沖水川	川東第 4 樋管	宮崎県都城市	
排水機場	大淀川	青柳排水機場	宮崎県宮崎市	他 7 箇所
床止	大淀川	大淀第 1 床止	宮崎県宮崎市	
	本庄川	本庄第 2 床止	宮崎県東諸県郡国富町	
	綾北川	川久保床固	宮崎県東諸県郡国富町	
	沖水川	川東第 1 床固	宮崎県都城市	
浄化施設	大淀川	水流川浄化施設	宮崎県宮崎市	

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

表 5.2.1(2) 主な河川管理施設（宮崎県管理区間）

施設名等			施設の場所	備考
水門	小松川	小松川分流水門	宮崎県宮崎市	
樋門・樋管	大淀川	第1号樋門	宮崎県宮崎市高岡町	他 89箇所
	山内川	赤江1号樋門	宮崎県宮崎市	
	深年川	前田取水樋門	宮崎県東諸県郡国富町	
堰堤	深年川	砂防堰堤	宮崎県東諸県郡国富町	
ダム	本庄川	綾南ダム	宮崎県小林市	
	綾北川	綾北ダム	宮崎県小林市	
		田代八重ダム	宮崎県小林市	
	瓜田川	瓜田ダム	宮崎県宮崎市高岡町	
	岩瀬川	岩瀬ダム	宮崎県小林市、都城市	
排水機場	井上川	飯田排水機場	宮崎県宮崎市高岡町	
	六田川	六田川排水機場	宮崎県宮崎市	
防潮堰	新別府川	新別府川防潮堰 (一ツ葉防潮堰)	宮崎県宮崎市	

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

(8) 許可工作物の管理・指導

橋梁・樋門等の許可工作物の管理・指導については、施設管理者と合同で定期的に確認を行うなどにより、施設の管理状況を把握し、河川管理上の支障とならないよう定められた許可条件に基づき、施設を良好な状態に保つよう、許可工作物の施設管理者に対し、必要な機能の維持管理を行うよう技術的基準を踏まえた適切な指導を行います。

(9) 不法行為に対する監督・指導

河川区域内への不法投棄、河川敷地の不法占用等は、河川環境を損ない自由な河川利用を妨げるほか、流水の阻害となる可能性もある等、種々の障害を引き起こす原因になります。

このため、河川巡視により監視を行い、不法行為等の未然防止に努め、関係地方公共団体や警察と連携するとともに、必要に応じて法令等に基づき、不法行為の是正のための措置を行います。

(10) 洪水予報・水防警報等

大淀川水系の大臣管理区間は、洪水予報及び水防警報河川に指定されています。洪水予報対象観測所の水位が氾濫注意水位を越えてさらに上昇するおそれがある場合には、水位予測を行い、洪水予報^{※1}を宮崎地方気象台と共同で発表を行うとともに、関係機関に迅速、確実な情報連絡を行い、報道機関等を通じて地域住民等への情報提供に努め、洪水被害の防止及び軽減を図ります。

水位周知^{※2} 河川に指定されている河川についても、避難指示等の発令判断の目安となる水位（特別警戒水位）情報について関係機関に迅速、確実な情報連絡を行い、報道機関等を通じて地域住民等への情報提供に努め、洪水被害の防止及び軽減を図ります。

また、水防警報区間を管轄する関係市町や水防団等の関係機関が行う水防活動が的確に実施され、災害の未然防止が図れるよう水防警報^{※3}を発表し、水防活動を行う必要がある旨を、県・市町を通じて水防団等へ通知します。さらに、洪水時における水防活動や適切な避難指示・避難指示（緊急）の発令及び避難所の開設判断等に資するよう、関係市町の長にホットライン等を活用して迅速かつ適切な情報提供を行います。

なお、平常時から情報の共有や連絡体制の確立が図られるよう、宮崎地方気象台、関係地方公共団体と洪水予報連絡会を、また、水防管理団体や関係機関等と水防連絡合同会議や合同巡視を開催し、より一層の防災体制の充実・強化に努めます。

※1 「洪水予報」とは、水防法に基づき、国民経済上重大な被害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、国土交通省と気象庁が共同で洪水のおそれがあると認められたときにその水位等について住民の方に注意を促すために発表するものです。

※2 「水位周知」とは、水防法に基づき、洪水予報河川以外で国民経済上重大な被害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その水位等について住民の方に注意を促すために発表するものです。

※3 「水防警報」とは、水防法に基づき、水防団や消防団等の水防機関の待機や出動等の契機とするためのもので、水位に応じて、待機、準備、出動、警戒、解除の5種類の情報があります。

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所



写真 5.2.5 水防連絡合同会議

(11) 市町による避難指示等の適切な発令のための情報提供

重要水防箇所等の洪水に対しリスクが高い区間について、市町、水防団、自治会等との共同点検を実施します。実施に当たっては、当該箇所における氾濫シミュレーションを明示する等、各箇所の危険性を共有できるよう工夫します。

また、避難指示等の発令範囲の決定に資するため、堤防の想定決壊地点毎に氾濫が拡大していく状況が時系列でわかる氾濫シミュレーションを市町に提供するとともに、ホームページ等で公表します。

さらに、洪水氾濫の切迫度や危険度を的確に把握できるよう、洪水に対しリスクが高い区間における水位計や CCTV カメラの設置等を行うとともに、上流の水位観測所の水位等も含む水位情報やリアルタイムの映像を市町と共有するための情報基盤の整備について市町と連携し、実施します。

避難に関する計画は広域避難も視野に入れ、避難指示等に関するタイミングや範囲、避難場所や避難指示等、避難に関する計画について適切に定めることができるよう県市町と河川管理者等が参画した「大規模氾濫減災協議会」の仕組みを運営していきます。

大淀川では、関係機関と共同で大淀川事前防災行動計画（タイムライン）を作成しており、出水時等における防災行動・対応の実情を検証しつつ、必要に応じて見直しを行うなど関係機関との連携強化に努めます。



写真 5.2.6 重要水防箇所等の合同巡視状況

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

(12) 住民等の主体的な避難等の促進

大淀川水系の大臣管理区間においては、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、氾濫による被害の軽減を図るため、想定される最大規模の洪水等が発生した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として平成 28 年 8 月に指定し、公表しています。公表に当たっては、多様な主体が水害リスクに関する情報を多様な方法で提供することが可能となるよう、洪水浸水想定区域に関するデータ等のオープン化を図ります。

また、想定最大規模の洪水による堤防の決壊により家屋が倒壊・流失するような激しい氾濫等が発生するおそれが高い区域（家屋倒壊等氾濫想定区域）についても平成 28 年 8 月に公表しており、水防管理者が浸水被害軽減地区を指定しようとする場合には、必要な情報提供・助言等を行います。

県管理区間においても同様に令和 8 年（2026 年）2 月に洪水浸水想定区域を指定し、公表しています。

なお、携帯端末を活用した洪水予報のプッシュ型配信について、導入するとともに、従来から用いられてきた水位標識、サイレン等の地域特性に応じた情報伝達手段についても、関係地方公共団体と連携・協議して有効に活用します。

さらに、国管理区間からの氾濫が及ぶすべての自治体で、洪水ハザードマップが更新されるよう、支援していきます。

大淀川左岸 5/000 付近（宮崎市）



大淀川右岸 5/000 付近（宮崎市）



写真 5.2.7 川の危険度レベルの設置例

地域の方々の避難行動や関連市町の避難指示判断に寄与するため、水位危険度レベルを現地表示



大淀川左岸 5/000（宮崎市）

被災箇所等の特定に寄与するための河川距離標の対空標示

写真 5.2.8 ヘリサインの表示

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

(13) 排水ポンプ車の運用

内水等による浸水被害の発生時には、関係地方公共団体からの要請により、必要に応じて排水ポンプ車の派遣等を行い、被害の軽減に努めます。



写真 5.2.9 排水ポンプ車による排水活動

(14) 的確な水防活動の推進

堤防の漏水や河岸侵食に対する危険度判定等を踏まえて、重要水防箇所を設定し、水防管理者等に提示するとともに、的確かつ効率的な水防を実施するために、危険箇所に簡易型河川監視カメラや危機管理型水位計を設置し、危険箇所の洪水時の情報を水防管理者にリアルタイムで提供します。

また、水防活動の重点化・効率化に資するため、堤防の縦断方向の連続的な高さについてより詳細に把握するための調査を行い、越水に関するリスクが特に高い箇所を特定し、水防管理者等と共有を図ります。

なお、水防資機材の備蓄、水防工法の普及、水防訓練の実施等を関係機関と連携して行うとともに、平常時からの関係機関との情報共有と連携体制を構築するため、水防協議会等を通じて重要水防箇所の周知、情報連絡体制の確立、防災情報の普及を図ります。

併せて、水防活動が行われる際には、水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮します。



写真 5.2.10 水防訓練状況

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

(15) 水害リスクの評価・水害リスク情報の共有

水防法等の一部を改正する法律（平成 29 年（2017 年）6 月 19 日施行）により創設する「大規模氾濫減災協議会」において、水害に対する意識を「施設整備により洪水の発生を防止するもの」から「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」へと根本的に転換し、社会全体でこれに備える「水防災意識社会」再構築の取組をさらに加速するため、現況施設能力を上回る（氾濫が発生する）あらゆる規模の洪水の被害を軽減するためのハード・ソフト一体となった対策について、関係機関の取組を共有し、これを横断的・総合的に検討の上、密接な連携体制の構築を図ります。

また、想定し得る最大規模の洪水等が発生した場合でも人命を守ることを第一とし、減災対策の具体的な目標や対応策を、関係地方公共団体と連携して検討します。

具体的には、浸水想定や水害リスク情報に基づき、浸水区域内の住民の避難の可否等を評価したうえで、避難困難者への対策として、早めの避難誘導や安全な避難場所及び避難路の確保等、関係する地方公共団体において的確な避難体制が構築されるよう技術的支援等に努めます。

浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設[※]及び大規模工場等であって市町村地域防災計画に位置づけられた施設の所有者又は管理者が、水防法に基づき、避難確保や浸水防止に係る計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置等をする際に、技術的な助言や情報伝達訓練等による積極的な支援を行い、地域水防力の向上に努めます。

※「要配慮者利用施設」とは、高齢者施設、保護施設、児童福祉施設、医療施設、幼稚園等の施設を示します。

(16) 水害リスクを踏まえた土地利用の促進

開発業者や宅地の購入者等が、土地の水害リスクを容易に認識できるようにするため、大淀川沿川において想定浸水深の表示に努めます。

(17) 堤防の決壊時等の復旧対策

万一、堤防の決壊等の重大災害が発生した場合に備え、浸水被害の拡大を防止するための緊急的な災害復旧手順について事前に計画しつつ、氾濫水を速やかに排水するための対策等の強化に取り組むとともに、必要な資機材の準備等、早期復旧のための体制強化を図ります。

また、平常時から、災害復旧に関する情報共有及び連絡体制の確立が図られるよう、関係地方公共団体、自衛隊、水防団、報道機関等の関係機関との連携に努めます。

関係地方公共団体が管理する河川において大規模な災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、「大規模な災害時の応援に関する協定書」に基づき、九州地方整備局としての被害の拡大の防止に必要な資機材及び職員の派遣を行います。また、災害対策用機器による迅速な状況把握や災害情報の提供等緊密な情報連絡に努めるとともに、災害対応を円滑に行うための応急復旧用資機材等による支援を行い、被害の防止又は軽減に努めます。

また、洪水、内水、津波又は高潮により著しく激甚な災害が発生した場合において水防上緊急を要すると認めるときは、当該災害の発生に伴い浸入した水を排除するほか、高度な機械又は高度な専門的知識及び技術を要する水防活動（特定緊急水防活動）を行います。

さらに、山腹崩壊等により河川に大規模な河道閉塞（天然ダム）等が発生した場合、広範囲に多大な被害が及ぶおそれがあるため、必要に応じ緊急調査等を実施し、関係地方公共団体や一般市民に情報を提供します。

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

(18) 防災教育や防災知識の普及

学校教育現場における防災教育の取組を推進するために、年間指導計画や板書計画の作成に資する情報を教育委員会等に提供する等の支援を行います。また、住民が日頃から河川との関わりを持ち親しんでもらうことで防災知識の普及を図るために、河川協力団体等による河川環境の保全活動や防災知識の普及啓発活動等の支援に努めます。

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

5.2.3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

(1) 平常時の水管理

河川環境の保全や既得用水の取水の安定化等、流水の正常な機能を維持するため、関係機関と連携を図りながら水量・水質の監視を行うとともに、利水者との情報連絡体制を整備して河川流量やダム貯留量等の情報収集及び提供に努めます。

(2) 渇水時の水管理

渇水時における河川環境の保全と取水の安定化等のため、水量・水質の監視を行います。

大淀川において、異常な渇水等により河川流量が減少し、渇水対策が必要となった場合は、関係機関等と連携して被害の軽減に努めます。

また、渇水等の被害を最小限に抑えるため、日頃から河川管理者と利水者が相互に情報交換を行い、理解を深めることで、渇水発生時の情報共有体制を確立し、渇水時の水利調整の円滑化を図ります。

5.2.4 河川環境の整備と保全に関する事項

(1) 河川環境調査

河川環境の整備と保全のため、動植物の生息・生育・繁殖の場や河川利用に関する調査を行います。さらに、全体的な環境の特性、特徴的な場所や生物の重要な生息・生育・繁殖環境等を把握することができるよう、河川環境情報図の積極的な活用を図るとともに、工事実施箇所においては、必要に応じて事前調査や追跡調査を行います。

(2) 多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全

多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全を図るため、これまで河川環境調査等によって得られた情報を整理活用する等、多様な動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮した河川整備、管理等を実施します。

また、大淀川が有する良好な自然環境を保全するため、ブルーギル、コウライオヤニラミ、オオキンケイギク、ウシガエル等の特定外来生物については、治水・利水・河川環境への影響を踏まえ、関係機関や地域住民等と連携・協力し、除去等の取組を推進することで侵入の防止に努めます。

(3) 良好な水質の保全

大淀川の水質は概ね環境基準を満足していますが、引き続き定期的に水質観測を行い、状況を把握するとともに、「大淀川水系水質汚濁防止対策連絡協議会」等を通じて情報を共有し、関係機関等と連携を図りながら水質の保全に努めます。

水質の改善については、大淀川サミットを契機に流域市町村が平成6年（1994年）7月に制定した「河川をきれいにする条例」や平成16年（2004年）6月に策定された「大淀川水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）」等に基づいて水質の向上を図るため、多自然川づくり等の推進や地域住民等を対象とした水生生物調査、出前講座等を通じての家庭内のできる負荷削減対策に関する啓発活動等を継続し、流域全体で大淀川の水質の保全に取り組みます。

また、負荷削減のため、生活排水対策（下水道施設、農業集落排水施設、合併処理浄化槽）、家畜排せつ物の適正な処理、施肥基準に基づく適正な施肥の推進等を支援します。

水質事故発生時には、速やかに関係機関等に事故情報が伝達されるよう、日頃から連絡体制を確立するとともに、関係機関等と役割分担の上、事故や被害の状況把握、原因物質特定のための調査、オイルフェンス、吸着マットの設置等の対策を行うとともに、必要に応じて事故情報を速やかに公表し、被害の拡大防止に努めます。また、水質事故への円滑な対応が図れるように、「大淀川水系水質汚濁防止対策連絡協議会」の開催や水質事故訓練の実施等、日頃から水質事故管理体制の強化に努めます。

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所



写真 5. 2. 11 大淀川水系水質汚濁防止対策連絡協議会



写真 5. 2. 12 水質事故訓練

(4) 流下物・投棄物の対策

洪水時に流出したゴミ等については、地域住民や関係機関等と連携し、できるだけ早期に処理できるよう適切な維持管理に努めます。

また、河川環境の観点から河川敷等への無用な車の乗り入れや河川区域内への不法投棄、河川敷地の不法占用等は、河川環境を損ない、河川利用を妨げるほか、流水の阻害となる可能性もあるなど種々の障害を引き起こす原因になります。このため、河川巡視により監視を行い、不法占用等の未然防止に努め、不法投棄については関係自治体や警察と連携し対応します。



写真 5. 2. 13 不法投棄状況

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

(5) 河川空間の適正な利用

河川空間の利用、保全が適正に実施されるよう、適切な頻度で平常時の河川巡視を実施します。

良好な景観の維持・形成については、上流部の都城盆地や下流部の宮崎平野に見られる都市空間等に潤いを与える河川景観、中流部に見られる河畔林と瀬・淵が連続する美しい溪流景観等の維持・形成に努めるとともに、護岸等の人工構造物を設置する際は自然環境に配慮し、沿川の土地利用と調和した良好な水辺景観の維持・形成に努めます。

また、河川敷地の占用や工作物の設置等の許可に際しては、本計画や地方公共団体の景観計画との整合を図るとともに、施設管理者及び占用者に対して自然の景観に配慮するよう指導する等、良好な景観を維持・形成するよう努めます。

(6) 安全利用対策

急な増水等による水難事故が全国的に相次いで発生していることから、河川を安全に利用するために日頃より水位等の河川情報の提供及び啓発活動等を実施します。また、河川を利用する人が安全に利用できるよう、地域や関係機関等と連携して河川の安全利用点検等を行います。



写真 5.2.14 川の防災教育

(7) 堤防刈草等の再利用

除草や伐木、伐採によって発生した草や竹木については、地域住民への提供等により、環境への負荷を軽減するよう努めます。

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

(8) 地域との協働による維持管理

堤防・河川敷における除草等の維持管理については、河川協力団体や地域住民、関係地方公共団体等の参画を積極的に推進するとともに、家庭ゴミ等の不法投棄についても地域住民等の参加による河川の美化・清掃活動を支援することにより、河川美化の意識向上を図る等、地域と連携・協働した河川管理を行います。鹿児島県においては、みんなの水辺サポート推進事業により、県管理河川又は海岸において清掃美化活動などを行う地域の自治会、ボランティア等の団体に対し、支援を行っています。



写真 5.2.15 市民グループによるゴミ拾い



写真 5.2.16 ボランティアによる
大淀川河川敷親水公園の清掃活動

6. その他河川整備を総合的に行うために留意すべき事項

(1) 関係機関・地域住民等との連携

災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、流域の土地利用、河川整備、河川利用の状況等を考慮し、地域住民や関係機関等と連携しながら流域一体となって総合的に河川整備を行う必要があります。

このため、大淀川を常に安全で適切に利用・管理する機運を高め、より良い河川環境を地域ぐるみで形成していくことを目的に、積極的な広報活動を行います。また、地域行事等への参加により幅広く情報提供を行いながら、地域住民や関係機関等との合意形成を図ります。

これらにより地域住民が大淀川に関わる機会を設け、従来の河川管理者が行ってきた河川整備・河川管理から、地域住民等と協働した河川整備・河川管理への転換を図っていきます。

また、流域住民団体等で行われる河川愛護活動や学習会へ積極的に参加し、地域住民の声を聴きながら必要な情報を提供するなど、地域住民と行政の連携が深まるよう努めます。



写真 6.1 みやざき川づくり交流会

河川で活躍される住民団体間や行政間の連携・協働を図るため、懇談会・現地見学会等を開催することで様々な取組の活性化を図っている。



写真 6.2 水辺の自然活動支援

地域の住民や子ども達とカヌーや川遊びなどの自然活動を行うことで、地域と行政が一緒になって、大淀川を適切に利用・管理する気運を高めている。



写真 6.3 河川愛護意識（水質改善）の啓発に向けた取組

都域の活動団体が主催で河川愛護意識を啓発するためのイベントを開催

6. その他河川整備を総合的に行うために留意すべき事項

(2) 防災力向上及び河川環境の保全等に資するコミュニティ形成への支援活動

近年の異常な集中豪雨が頻発する気象状況のもとでは、今後も想定を上回る洪水が発生する可能性があり、災害時の安全かつ迅速な避難が必要です。一方、今後の高齢化社会においては、災害時に支援を必要とする方々が増加することは必至であり、これらの方々を支援するためには、近隣に居住する方々がお互い協力して、助け合う地域社会を再構築し、地域の防災力を高めていく必要があります。

このため、地域における防災力向上の取組や河川環境の保全の支援等、大淀川を活用し住民と連携した地域活動を行うことで、地域防災リーダーの育成や自主防災組織強化・拡充の支援を図る等、地域の身近なコミュニティの形成、さらには流域全体でのコミュニティの連携を促進します。

(3) 河川情報の発信と共有

大淀川の特性と地域風土・文化を踏まえ、「大淀川らしさ」を活かした河川整備を進めるために、ホームページ・広報誌による情報発信やラジオ、テレビ、新聞等の報道機関と連携した広報活動を積極的に推進し、住民との合意形成に向けた情報の共有化、意見交換の場づくりを図る等、関係機関等や地域住民との双方向コミュニケーションを推進していきます。

さらに、水生生物調査、イベント、環境学習等、水辺での自然体験活動等を支援し、自然体験活動の指導者育成を支援するとともに、将来の地域を担う子供達への環境学習を積極的に支援する等の活動を行っていきます。



写真 6.4 大淀川での水生生物調査
(環境学習の支援)



写真 6.5 大淀川での簡易水質調査
(環境学習の支援)

地域の住民や小・中学生とともに水生生物調査や簡易水質調査を実施することにより、流域の役割・水の大切さ・河川水質保全の重要性を共に学んでいる。

6. その他河川整備を総合的に行うために留意すべき事項

(4) 地域の将来を担う人材の育成等

川は貴重な自然体験の場であり、子どもたちの感性を磨き、想像力を養う最適の場であるといえます。今後、川づくりを進める上でも学校等と連携して、水生生物調査等の自然体験活動を通じて「身近な自然である大淀川に親しみを感じてもらおう」とともに、「水害に対する防災意識の向上が図られる」よう、出前講座等により将来を担う子どもたちへの環境学習や防災教育を積極的に支援していきます。

また、これらの自然体験活動の指導者育成・発掘に取り組むとともに、これまでに水害等を経験した地域住民がもっている知識や知恵等を伝承していくための取組も行っていきます。



写真 6.6 流域の小学生を対象にした水生生物調査

(5) 大淀川の価値・魅力の再認識

将来の子供達に、大淀川を良好な状態で受け継いで行くためには、地域に暮らす人々が川の恩恵や価値に気づき、川を大切にする思いや、川に誇りを持つことが重要です。

このため、河川協力団体等と連携して川の魅力を再発見する取組として、河川風景等を用いて大淀川の魅力を伝える等広報活動に取り組みます。

(6) 洪水調節施設を有効活用する取組を一層推進

全国では、近年の社会情勢、洪水・渇水被害の頻発や気候変動の影響の顕在化、既設ダムの有効活用のこれまでの事例の積み重ねによる知見の蓄積、これを支える各種技術の進展等を踏まえれば、ソフト・ハード対策の両面から既設ダムを有効活用することの重要性はますます高まっています。このため、既設ダムを有効活用する「ダム再生」をより一層推進させるための方策を示す「ダム再生ビジョン」が平成 29 年(2017 年)6 月に策定されました。

近年、大淀川水系では洪水被害が発生しており、こうした被害の軽減を図るため、関係機関と連携し、治水・利水の両面から、貯水容量の最大限の活用、弾力的な貯水池の運用管理、事前放流等、効果的な取組を一層推進します。

6. その他河川整備を総合的に行うために留意すべき事項

(7) D X (デジタルトランスフォーメーション)等の新たな取組の推進

三次元点群データを活用した三次元管内図等により、調査・計画、設計、施工、維持・管理や災害時の被災調査等の一連業務の高度化・効率化、地域の方々への事業説明や流域も含めた様々なデータ提供の取組、行政サービス向上を図る占用許可等のオンライン化、降雨の予測技術への活用、水害リスクに応じた適切な避難行動等が図れるよう、リスク情報の3D化等、国土交通省が推進する地域の方々への行政サービス向上と持続可能なインフラ整備・管理等につながるDX等の新たな取組を推進します。

(8) 流域全体を視野に入れた取組（流域治水対策の推進）

整備の途上段階や本河川整備計画の目標が達成された場合においても、気候変動による水災害の激甚化・頻発化によって想定を上回る洪水や、施設能力を上回る洪水が発生するおそれがあるため、集水域と河川、氾濫域を含めて源流から河口までの流域全体の状態を把握しながら、流域のあらゆる関係者で被害の軽減に向けた「流域治水（River Basin Disaster Resilience and Sustainability by All）」を推進します。



図 6.1 流域治水の施策イメージ図

大淀川流域では、国、宮崎県、市町村、気象庁、林野庁等の関係機関からなる「大淀川水系流域治水協議会」を設立し、令和3年（2021年）3月には、あらゆる関係者（国・宮崎県・市町村・企業・住民等）で取り組む「大淀川水系流域治水プロジェクト」を公表しました。

本プロジェクトでは、河川管理者が取り組む河川区域における対策の進捗を図ることはもとより、流域のあらゆる関係者が取り組む雨水貯留・雨水浸透施設整備、農業・林業等の一次産業従事者とも連携した水田の貯留機能向上や森林の整備・保全、砂防関係施設・治山施設の整備等の集水域における流出抑制対策、利水ダム等の事前放流の実施・体制の構築を含む「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」、まちづくりと連携した高台への居住誘導等水害リスクを踏まえ

6. その他河川整備を総合的に行うために留意すべき事項

た土地利用の促進等の「被害対象を減少させるための対策」及び排水樋門の整備や排水機場等の耐水化、防災ソフト対策を含む「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」をハード・ソフト一体で進めることとしています。

具体的には、水害リスクマップを参考に土地利用や住まい方の工夫の検討やまちづくりの方針を図る等、水災害を考慮した計画策定となるよう引き続き支援及び連携を図ります。また、内水被害対策として、公共下水道事業(雨水)との連携・支援や、実証実験が始まっている「田んぼダム」等、雨水の保水・貯留機能の向上といった流域対策を流域治水に実装するために、治水効果の定量的・定性的な評価のための技術的支援等も図っていくこととしています。さらに、被害の軽減、早期復旧・復興を目的に、企業の水害版 BCP 策定や、VR（バーチャルリアリティ：仮想現実）・AR（オーグメンテッドリアリティ：拡張現実）等を活用した防災教育等の取組の支援を図ります。

令和6年（2024年）3月には、気候変動の影響による降雨量の増大に対して早期に防災・減災を実現するため、流域のあらゆる関係者による様々な手法を活用した対策の一層の充実化を図った「流域治水プロジェクト2.0」を公表しました。流域治水プロジェクト2.0では、気候変動による降雨量増加に伴う水害リスクの増大を明示するとともに、これに対応するために必要な河川整備、まちづくり、内水対策等の流域対策を充実させ、流域治水の取組を更に加速化・深化させていくこととしています。

流域治水の推進に当たっては、本協議会を通して、大淀川流域や他流域等の先進的な取組状況や取組効果等の共有も図り、流域治水プロジェクトの推進を行うとともに、継続した自治体等への支援や、流域のあらゆる関係者に大淀川流域のリスク情報等を提供することにより、流域住民に「流域治水」の取組に対する理解を深めていただき、参加を促進することで流域のあらゆる関係者が一体となった防災・減災対策を推進します。また、法的枠組により「流域治水」の実効性を高め、強力に推進するため、流域治水の計画・体制の強化等について規定する「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」（令和3年〔2021年〕法律第31号。通称「流域治水関連法」）が整備されました。令和3年（2021年）11月1日に全面施行されたことを踏まえ、大淀川水系でも、必要に応じて、流域治水関連法により整備された流域治水の実効性を高める法的枠組も関係機関等の理解のもと活用を図り、河川整備と土地利用規制等が一体となったまちづくりを支援していくとともに、自治体等による取組を促進するため、雨水貯留や浸透等の自然環境が有する多様な機能を活かすグリーンインフラの推進も図ります。進めるに当たっては、関係者と国内外の先進事例等を共有するとともに、技術的支援等を行います。

あわせて、洪水調節に既存ダムの有効貯水容量を最大限活用できるよう、洪水調節機能の強化や事前放流による洪水調節を的確に実施するために必要なダム流入量の予測精度向上等の取組を推進するとともに、関係機関と調整を図りながら、洪水調節機能の確保に向けた調査・検討に取り組めます。

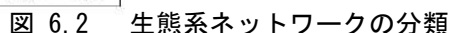
なお、流域治水の取組は、進捗状況や社会状況の変化等を把握しながら、必要に応じて取組の見直しも実施します。

(9) 生態系ネットワークの形成

そのため、河川が有する生物の生息・生育・繁殖環境及び河川景観を保全・創出する「多自然川づくり」に加え、広域の枠組みとして「河川を基軸とした生態系ネットワークの形成」を進めていきます。

汽水域ではコアマモ場の保全・創出と絶滅危惧種のアカメの回遊ルートの保全、河川横断工作物や樋門等の新設や改築に当たっては、生物の縦横断方向の移動連続性を確保します。また、河道内におけるワンド・たまり環境の創出や堤内地の生物生息環境との連携により、流域全体の生態系ネットワーク構築・再生を図ります。

生態系ネットワークの形成は、流域の住民、農業関係者、NPO、学校、企業、自治体、河川管理者等、様々な主体の連携が欠かせません。それぞれの取組を推進しながら連携強化を図ることで、豊かな自然環境や人と自然との触れ合い活動の場を提供しつつ、治水、地域への愛着の醸成、経済の活性化等、社会・経済上の効果にも繋げていきます。



154

(10) 大淀川流域の持続可能な社会の形成

持続可能な開発目標(SDGs: Sustainable Development Goals)とは、平成 27 年(2015 年)9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、令和 12 年(2030 年)までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標で、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されています。

その中でも、目標 13【気候変動】は、気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策であり、河川整備計画は、まさに気候変動に対する対策を取り入れたものと言えます。

また、関連する目標としては、目標 4【教育】、目標 6【水・衛生】、目標 9【インフラ、産業化、イノベーション】、目標 11【持続可能な都市】、目標 14【海洋資源】、目標 15【陸上資源】、目標 17【実施手段】が挙げられ、持続可能な社会の形成に寄与するため河川整備計画を推進します。

表 6.1 河川整備計画と SDGs の関係

関連する SDGs のゴール		河川整備計画の実施内容
 4 質の高い教育を みんなに	目標 4【教育】 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	・地域リーダーや水辺での安全活動指導者の育成 ・小中学校等における河川及び防災教育の支援
 6 安全な水とトイレ を世界中に	目標 6【水・衛生】 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	・水質の維持・保全 ・水に関連する生態系の保全・再生 ・水に関わる地域コミュニティの参加の支援
 9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	目標 9【インフラ・産業化・イノベーション】 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの促進を図る	・経済発展や地域基盤となる持続可能かつ強靱なインフラ ・環境に配慮した技術の導入拡大を通じたインフラ
 11 住み続けられる まちづくりを	目標 11【持続可能な都市】 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する	・洪水等の災害に強い地域・まちづくり ・輪中堤や宅地かさ上げ、堤防整備等による居住環境の形成
 13 気候変動に 具体的な対策を	目標 13【気候変動】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	・自然災害に対する強靱性及び適応能力の強化
 14 海の豊かさ を守ろう	目標 14【海洋資源】 持続可能な開発のために、海岸・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する	・水質の維持・保全 ・総合的な土砂管理に向けた取組 ・ゴミ流出を軽減するための清掃活動等の取組の推進
 15 陸の豊かさも 守ろう	目標 15【陸上資源】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の促進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	・大淀川の生息・生育・繁殖環境の保全・創出 ・生態系ネットワークの形成 ・外来種対策
 17 パートナリシップで 目標を達成しよう	目標 17【実施手段】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化	・流域治水等における流域連携の枠組みづくり ・洪水対策やかかわまちづくり等における地域住民や企業、関係市町村等との連携 ・市民団体等とのパートナーシップの形成

(11) 流域全体を視野に入れた総合的なマネジメント

大淀川を良好な状態で維持していくためには、河川のみならず、源流から河口までの流域全体及び日向灘を視野に入れた総合的な流域のマネジメントが必要です。このため、河川における水量、水質、土砂及び動植物等の調査はもとより、広く流域の状態の把握に努めます。

また、河川の情報を流域の関係者に発信し、情報の共有、相互の連携を深めることで、洪水流出量の増加の抑制、浸水危険箇所での市街化の抑制、水質汚濁負荷の削減、ゴミ発生量の削減、健全な水の循環、土砂の移動及び水源地域の保全等につなげます。さらに関係機関と調整を図りながら、洪水調節と健全な水循環に資する施設の調査・検討を実施します。

近年出水等の災害の特徴を踏まえ、またそれらの経験・知見を活かし、気候変動等に伴う降雨の激甚化、高頻度化、集中化並びに局地化の下で、生命や財産・社会的機能を災害から守るため、社会資本を着実かつ効率的に整備していきます。同時に、施設能力を上回る洪水による災害についても、その発生を前提とした迅速で正確な防災情報の共有等による避難体制の構築、災害に強い地域づくりの促進等、関係機関や地域住民と協力しながら、可能な対策を検討・実施し、生命や財産・社会的機能の被害をできる限り少なくするように努めます。